## 令和4年 第3回

# 身延町議会定例会会議録

令和4年9月6日 開会 令和4年9月16日 閉会

山梨県身延町議会

令 和 4 年

第3回身延町議会定例会

9 月 6 日

## 令和4年第3回身延町議会定例会(1日目)

令和4年9月6日午前9時00分開議於 議 場

## 1. 議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名							
日程第2	会期の決定							
日程第3	諸般の報告							
日程第4	町長行政報告並びに議案の説明							
日程第5	認定第1号	令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認						
		定について						
日程第6	報告第7号	令和3年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金						
		不足比率の報告について						
日程第7	議案第68号	身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する						
		条例について						
日程第8	議案第69号	身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する						
		条例の一部を改正する条例について						
日程第9	議案第70号	身延町公共物管理条例の一部を改正する条例について						
日程第10	議案第71号	令和4年度身延町一般会計補正予算(第6号)						
日程第11	議案第72号	令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第						
		2号)						
日程第12	議案第73号	令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)						
日程第13	議案第74号	令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第						
		2号)						
日程第14	同意第2号	身延町教育委員会委員の任命について						
日程第15	同意第3号	身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について						
日程第16	同意第4号	身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について						
日程第17	同意第5号	身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について						

日程第18 同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について

日程第19 休会の決定

## 2. 出席議員は次のとおりである。(14人)

1番 遠藤公久 2番 深山光信 佐 野 山下利彦 3番 昇 4番 佐 野 知 世 伊藤雄波 5番 6番 7番 望月悟良 8番 田中一泰 9番 広島法明 野島俊博 10番 11番 柿 島 良 行 12番 渡 辺 文 子 13番 伊藤達美 14番 上田孝二

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

## 4. 会議録署名議員(3人)

9番 広島法明 10番 野島俊博 11番 柿島良行 5. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22人)

長 遠藤 町 長望月幹也 副 町 基 長 保坂新一 課 長 佐野和紀 教 育 総 務 会計管理者伊藤克志 企画政策課長 幡野 弘 交通防災課長 天野芳英 長 佐野美秀 財 政 課 課 税務 課 長 中山耕史 町 民 長 望月 融 福祉保健課長深沢泉 観光 課 長 高野 修 子育て支援課長 松田宜親 産業 課長 大村 隆 土地対策課長 伊藤天心 建 設 課 長 千頭和康樹 下 部 支 所 長 深 沢 暢 之 環境上下水道課長 内藤哲也 身 延 支 所 長 加藤千登勢 学校教育課長 望月俊也 施設整備課長佐野 彰 生涯学習課長 青嶋浩二

6. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 若狭秀樹録 音 係 佐野 吏

#### 開会 午前 9時00分

#### ○議会事務局長(若狭秀樹君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

(あいさつ)

ご着席ください。

#### ○議長(上田孝二君)

議員各位ならびに町長をはじめ執行部各位には、令和4年第3回身延町議会定例会にご出席 いただき、大変ご苦労さまです。

8月は、新型コロナウイルス感染症の急激な感染拡大に伴い、新規感染者数が県内でも1千人を超える日が何日も続き、県や町で過去最多を記録するなど、第7波の影響を大きく受けましたが、県で臨時特別協力要請の期間を9月30日まで延長し、引き続き感染予防対策の徹底を呼び掛けております。

これから、秋にかけて運動会や学園祭が予定されていると思います。予定どおり実施できることを願っております。

さて、本定例会に提出される諸議案は、いずれも重要な内容を有するものであります。 議員各位には慎重な審議、ならびに円滑な議会運営に格段のご協力をお願い申し上げます。 それでは、出席議員が定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第1号により執り行います。

#### 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第126条の規定によって、

9番 広島法明君

10番 野島俊博君

11番 柿島良行君

の3名を指名します。

#### 日程第2 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月16日までの11日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月16日までの11日間と決定しました。

#### 日程第3 諸般の報告を行います。

本定例会に町長から提出されております案件は、お手元に配布のとおり認定1件、報告1件、 条例案3件、補正予算案4件、同意5件の計14案件となっております。

これらの説明のため、本日の説明員として地方自治法第121条の規定に基づき出席通知の

ありました者の職氏名につきましては、一覧表としてお手元に配布したとおりです。

また今定例会までに受理した請願は1件で、お手元に配布しました請願文書表のとおりです。 請願は、所管の教育厚生常任委員会に付託しますので審議をお願いします。

次に6月定例会以降の議会関係の諸行事については、お手元に配布の資料により報告としますのでご了承願います。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行政報告並びに議案の説明について。

町長の報告ならびに説明を求めます。

望月町長。

#### ○町長(望月幹也君)

改めまして、おはようございます。

本日ここに、令和4年第3回身延町議会定例会の開会にあたりまして、提出いたしました案件の主なものについて、その概要をご説明申し上げますとともに、私の所信の一端を申し上げ、議員各位ならびに町民の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げる所存であります。

さて、新型コロナウイルス第7波の感染拡大は、新規感染者数の過去最多を更新するなど、いまだ終息が見えず、感染力の強いオミクロン株が猛威を振るう中で、今、いつどこで、新型コロナウイルスに感染してもおかしくない状況となっており、町といたしましても、感染防止対策として「あらかじめの備え」を念頭に置くとともに、あらゆる手立てを模索し、町民の皆さまが一日も早く日常生活を取り戻せますよう努めているところであります。

そのような中で、4回目の新型コロナウイルスワクチン接種につきましては、令和4年6月から60歳以上の医療従事者から開始しており、集団接種は、下山小学校体育館を会場に7月23日(土曜日)から開始し、9月10日(土曜日)で終了することとしております。また、移動が困難な高齢者や、土日に接種を受けることが難しい方などは、病院で個別接種できる体制を整えて対応しています。

接種対象者は、60歳以上の方と18歳以上で基礎疾患を有する方でしたが、7月下旬に18歳以上60歳未満の医療従事者等および高齢者施設等の従事者へと接種対象が拡大をされました。8月23日現在、60歳以上の4回目接種率は60.2%となっております。

また、国からの要請によるオミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保につきましては、今年の10月半ば以降、初回接種完了者全員に対して接種を実施することを想定しておりますが、接種間隔等の詳細事項は現在、明らかになっておりませんので、今後、国から発せられる情報に注視しながら準備を鋭意進めてまいりたいと思います。

次に、町内の明るい話題として、7月25日から29日の間、山日YBS球場を主会場に行われた、第73回山梨県中学校総合体育大会軟式野球の部において、身延中学校野球部が念願の初優勝を飾りました。

8月4日に中富総合会館で優勝報告会が行われ、どれも厳しい試合であったが、目標に掲げた「全員野球で県制覇」を達成することができたと報告がありました。

優勝した身延中学校野球部は、8月7日から茨城県で行われた第47回関東中学校軟式野球 大会に山梨県代表として出場いたしました。

全員野球をモットーに、今後の更なる活躍を期待しているところであります。

それではこれより、行政報告をいたします。

まず、令和4年度普通交付税についてであります。

令和4年度の普通交付税が決定され、7月28日に県から公表されました。本町の普通交付税額は、令和3年度と比較して7,700万円少ない40億1,374万9千円でありました。

普通交付税の算定に当たり、基準財政収入額の増減率は前年度比6.8%の増となりました。 主な増額の要因としては、固定資産税に伴う償却資産の増額が特に大きく、1億1,335万円の増となっています。

一方、基準財政需要額は、人口と面積を基本として算定する、包括算定経費および地域振興費の減や、高齢者保健福祉費の減などの理由となっており、普通交付税算定における大きな減少の要因となりました。

歳入予算額の約半分を地方交付税が占める本町では、今後とも財政運営の健全化に努めてい かなければと思う次第であります。

次に、子育て世帯生活支援特別給付金についてであります。

このことにつきましては、令和4年第2回身延町議会定例会で議決をしていただきましたが、 その後の状況についてご報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中、低所得者の子育て世帯に対し、国の補助を受け、18歳以下の児童を養育する子育て世帯に対し、1人5万円を給付する事業ですが、令和4年7月末現在、35世帯64人に対して、320万円を支給いたしましたのでご報告をいたします。

次に、「身延町ワンだふる商品券」の給付事業についてであります。

昨年度までに、三度にわたり町民1人総額6万円の商品券を給付しましたが、新型コロナウイルス感染症に加えて物価高騰も重なったことから、引き続き長期間にわたる経済への影響が 懸念されております。

こうした中、町内の事業者への更なる支援と地域での消費喚起を促すことで、景気を下支えし、元気な町を取り戻すために、本年度も町民1人2万円の商品券の給付事業を実施しております。

8月1日現在を基準日として、住民基本台帳に登録されている町民の方1万503人、5, 171世帯を対象として、8月中に簡易書留で郵送し、9月1日からご利用をいただいている ところです。

町民の皆さまにおかれましては、12月31日の使用期限までに、啓発用のぼり旗を掲げている町内の各事業所でお買い物をしていただき、生活の維持向上に向けて積極的にご活用いただきたいと思います。

次に、木材利用促進協定の締結についてであります。

8月17日(水曜日)に、長崎知事のご出席をいただき、安らぎと活力あるひらかれたまち「みのぶ」木材利用促進協定を、身延町、身延町教育委員会、一般社団法人山梨県木材協会、山梨県の四者により、県内初の締結式を行いました。

この協定は、町は先駆的事例となる木造による身延中学校新校舎の建設により、建築物における木材利用の意義を町内外に広く情報発信をするとともに、新校舎建築を契機として、町内の建築物における木造化、木質化による木材利用の促進を図るとするものです。

また、町教育委員会においては、木の温かみと潤いある学習環境を利用し、環境負荷の軽減、

森林環境と資源の保全、木の文化の継承、木材利用の意義について学習機会の充実に努めると ともに、視察等の受け入れにより町による情報発信に積極的に協力するというものです。

山梨県木材協会は、町が取り組む建築物における木造化等に対し、木材の安定供給に努める とともに、町および町教育委員会の取り組みに対し、技術的支援を行い、その取り組みを広く 情報発信することにより、木材利用について普及啓発を図るとするものです。

山梨県は、町、町教育委員会、木材協会、三者の取り組みの達成に向け、木材調達や木材利 用に関する専門的知見および活用可能な補助事業の情報提供を行うとともに、三者の取り組み を優良事例として積極的に広報を行うとするものです。

本協定の締結を機に、町は木の温かみや柔らかさを活かした潤いある建築物の整備を推進してまいります。

次に、身延中学校新校舎建設事業ならびに身延町学校給食センター建設事業についてであります。

下山地区に建設を進めるこの両事業につきましては、コロナ禍の中、規模縮小により去る9月1日(木曜日)に工事受注者主催の安全祈願祭および町主催の起工式を開催し、上田議長をはじめとする各常任委員会委員長および下山地区区長会長、学校関係者など、関係各位のご列席を賜り、無事に執り行うことができました。

身延中学校新校舎建設事業につきましては、地権者の皆さま方に、大切な土地の提供をいただくとともに、県内初の大規模木造校舎であり、身延山久遠寺さまからご寄附いただいた、9メートル以上の丸太材をはじめ、樹齢約100年の多くの木材を活用し建設を進めてまいります。地権者の皆さま方、身延山久遠寺さまには厚く感謝を申し上げる次第であります。

この、みのぶにしかない、愛着を持っていただける、特別な学び舎で過ごした生徒が成長し、 大きく羽ばたくと共に、将来家庭を持ち、子どもを育てる際には、自分の子どもも学ばせたく なる学び舎にしたいと思っております。

本施設につきましては、令和6年4月の供用開始を予定しております。

身延町学校給食センター建設事業につきましては、現在の2つの給食センターは築40年以上と経年劣化が進行し、今後の児童生徒の減少や施設の老朽化を鑑み、現在の基準に適合した施設で、安全・安心な給食を提供できるよう、中学校新校舎建設に合わせ、移転集約の運びとなりました。

新学校給食センターは、調理工程に配慮した厨房計画により非接触自動ドアや一部エアカー テンを設置するなど、衛生管理面に配慮した施設となっています。

給食は、身体をつくることはもちろん、心も豊かにしてくれます。新しい給食センターが、 未来の身延町を背負って立つ子どもたちの身体と心に栄養を与えられる施設になることを強く 願っております。

本施設につきましては、令和5年8月の夏休み明けの供用開始を予定しております。

今後も地元の皆さまをはじめ、町民の皆さまには、両施設建設にあたり、なお一層のご理解 とご協力を賜わりますようお願いを申し上げます。

次に、道の駅しもベリニューアルオープンについてであります。

改修工事のため閉鎖していた「道の駅しもべ」がリニューアルオープンし、7月16日(土曜日)にオープニングセレモニーを行いました。

道の駅しもべは、付加価値として車で直接サイトに乗り入れができるキャンプ施設やシャ

ワー室、バーベキュー施設、味噌づくり体験、授乳室、バイク専用の駐車スペース、フリーWiーFi、自然の中で仕事ができるテレワークスペースなどを併設した特色のある道の駅です。中部横断自動車道も開通し、魅力ある道の駅として富士五湖地域と峡南エリアの中継地としての役割を発揮しています。

利用者もリニューアル前までは年配の方が中心でしたが、現在ではキャンプ場利用者や、ゆるキャン△ファンの若年層や家族連れも多くお越しいただいており、リニューアルの効果が発揮されております。

次に令和4年第2回定例会以降の主な行事についてですが、お手元に配布したとおりでございますので、ご確認をいただきたいと思います。

本議会定例会には、認定第1号 令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、報告第7号 令和3年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について、議案第68号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてまでの条例関係3議案、議案第71号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第6号)から議案第74号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)までの補正予算4議案、同意第2号 身延町教育委員会委員の任命についてから同意第6号 身延町公平委員会委員の選任についてまでの人事案件5件をご提案をさせていただきます。

提出議案の中から、主なものについて申し上げます。

まず、認定第1号 令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

全会計において、黒字決算となっておりますので、ご認定をいただきたいと存じます。

次に、報告第7号 令和3年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告 についてであります。

本町の令和3年度決算に基づく比率は、すこぶる健全段階にありますが、これに甘んじることなく、なお一層財政健全化に努めてまいります。

決算の内容につきましては、のちほど財政課長からご説明を申し上げ、中澤代表監査委員から意見書について、ご報告をいただきます。

そのほかの議案につきましても、のちほど議案説明の中でそれぞれ担当課長、また私からご 説明を申し上げたいと思います。

ご提案いたしました、いずれの議案等につきましては、今議会定例会において、ご審議をいただき、ご議決等をいただけますようお願いを申し上げまして、行政報告および議案等の提案とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

#### ○議長(上田孝二君)

町長の行政報告ならびに議案の説明を終わります。

本日、決算審査報告のため中澤代表監査委員に出席要請をしております。

ここで中澤代表監査委員をお招きいたしますので、しばらくお待ち願います。

(入場)

再開します。

日程第5 認定第1号 令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

会計管理者から提出理由ならびに内容説明を求めます。

伊藤会計管理者。

#### ○会計管理者 (伊藤克志君)

先ほど、町長から財政課長が説明と申し上げましたが、私、会計管理者からご説明をさせて いただきます。

ただいま、町長からご提出をいたしました認定第1号 令和3年度身延町一般会計及び特別 会計歳入歳出決算認定につきまして、ご説明を申し上げます。

なお、詳細につきましては、予算決算常任委員会におきまして、所管ごとにご審査をいただくこととなりますので、ここでは決算書付属資料を用いまして決算の概要をご説明させていただきます。

資料は、タブレットでは議案一覧フォルダの報告フォルダをお開きいただき、③令和3年度 決算書付属資料をお願いいたします。

それでは、付属資料の1ページをお開きいただき、令和3年度身延町会計別決算総括表をご 覧ください。

最初に一般会計の決算状況です。

歳入総額は105億8,396万4,268円、歳出総額は95億6,129万1,183円で、歳入歳出差引額は10億2,267万3,085円です。このうち翌年度に繰り越すべき財源6,734万9千円を差し引いた実質収支額が9億5,532万4,085円であります。次に2ページをご覧ください。

一般会計の歳入歳出につきまして、それぞれ款ごとの決算額比較表でございます。令和3年 度の歳入合計欄をご覧ください。

歳入合計は対前年度比マイナス5.4%で、5億9,985万9,731円の減額となりました。

個々の科目のうち歳入総額に占める構成割合の高いものにつきまして、ご説明申し上げます。 1 款町税の収入済額は13億3, 577万6, 851円で、歳入総額の12.6%に当たります。前年度との比較ではマイナス9.7%、1億4, 287万4, 276円の減額でした。 収納率は町税全体で95.2%で、前年度を1.2%上回りました。収入未済額は4,693万3, 811円でした。

なお、町税全体で2,098万5,049円を不納欠損処分いたしました。

7款地方消費税交付金は、収入済額3億226万5千円で歳入総額の2.9%に当たり、対前年度比は5.8%、1,646万6千円の増額でした。

11款地方交付税は、収入済額46億9,922万5千円で歳入総額の44.4%を占めております。対前年度比は12.2%、5億1,156万4千円の増額でした。

15款国庫支出金は、収入済額10億4,764万5,543万円となり、歳入総額の9.9%を占め、対前年度比はマイナス50.7%、10億7,537万907円の減額でした。主には、令和2年度には交付のありました特別定額給付金給付事業にかかる補助金がなくなったことによるものです。

16款県支出金は、収入済額4億7,743万4,606円で歳入総額の4.5%を占め、 対前年度比はマイナス0.1%、48万6,899円の減額でした。

19款繰入金は、収入済額5億1,197万9,629円で、歳入総額の4.8%を占め、対前年度比はマイナス9.5%、5,401万2,683円の減額でした。公共施設整備基金、教育施設整備基金などからの繰り入れによるものです。

20款繰越金は、収入済額8億4,604万3,169円で、歳入総額の8.0%を占め、 対前年度比はマイナス0.8%、720万4,012円の減額でした。

22款町債につきましては、収入済額8億7,460万円で、歳入総額の8.3%を占め、 対前年比は13.2%、1億208万9千円の増額となりました。

続きまして、歳出についてです。

歳出合計額は対前年度比マイナス7.5%で、7億7,648万9,647円の減額となりました。予算現額に対する執行率は91.8%であります。

主たる施策の成果につきまして、本資料の3ページから14ページに記載してありますので、 ご参照をお願いいたします。

それでは歳入と同様、歳出総額に占める割合の高いものにつきましてのみ、ご説明をいたします。

まず、2款総務費についてです。

支出済額は24億1,790万3,939円で歳出総額の25.3%に当たり、対前年度比はマイナス30.3%、10億4,943万791円の減額でした。主には1項総務管理費の新型コロナウイルス感染症対策関係事業費の増減によるものです。

3款民生費は支出済額が20億3,739万5,619円で歳出総額の21.3%を占め、 対前年度比はマイナス1.0%、2,010万2,872円の減額でした。主には2項児童福 祉費の久那土保育所休園によるものです。

民生費支出総額のうち37.8%に当たる7億6,919万8,724円が国民健康保険特別会計、介護保険特別会計、介護サービス事業特別会計、後期高齢者医療特別会計への繰出金です。

4款衛生費は支出済額8億9,421万7,035円で、歳出総額の9.4%を占め、対前年度比は8.8%、7,265万7,378円の増額でした。峡南衛生組合への負担金が1億9,335万1千円、山梨西部広域環境組合への負担金が570万1千円、簡易水道事業特別会計への繰出金2億8,007万628円などが大きな支出でございます。

8款土木費は支出済額8億9,508万1,587円で、歳出総額の9.4%を占め、対前年度比は5%、4,242万8,171円の増額でした。2項道路橋梁費、5項住宅費などの増額によるものです。

10款教育費は支出総額13億1,494万317円で、歳出総額の13.8%を占め、対前年度比は4.9%、6,091万6,360円の増額でした。2項小学校費の増額などによるものです。

次に12款公債費は支出総額5億1,122万5,992円で、歳出総額の5.4%を占め、対前年度比はマイナス25.5%、1億7,507万5,222円の減額であります。前年度は長期借入金の繰上償還を実施したことによるものです。

13款諸支出金は支出総額7億3,372万5,368円で、歳出総額の7.7%を占めて

おります。主には公共施設整備基金に7億円を積み立てております。

以上が一般会計歳入歳出決算の概要であります。

次に、特別会計についてご説明をいたします。資料の1ページにお戻りください。 表の上から3行目の国民健康保険特別会計から順にご説明をいたします。

国民健康保険特別会計は、歳入総額15億9,203万7,049円、歳出総額15億5,

889万3,670円、歳入歳出差引額は3,314万3,379円で実質収支も同額です。 なお、国民健康保険税におきまして、139万985円の不納欠損処分をしております。 事業の運営状況等につきましては、資料27ページに記載のとおりでございます。

後期高齢者医療特別会計は、歳入総額4億3,055万8,676円、歳出総額4億2,972万7,196円、歳入歳出差引額は83万1,480円で実質収支額についても同額です。

事業の運営状況等につきましては、資料28ページに記載のとおりでございます。

介護保険特別会計は歳入総額23億7,322万1,155円、歳出総額21億9,402万4,874円、歳入歳出差引額は1億7,919万6,281円で、実質収支についても同額です。

事業の運営状況等につきましては、資料29ページに記載のとおりでございます。

介護サービス事業特別会計は、歳入歳出の総額それぞれ931万8、217円でした。

簡易水道事業特別会計は歳入総額6億6,462万6,180円、歳出総額6億6,396万

1,400円、歳入歳出差引額66万4,780円で実質収支額についても同額です。

農業集落排水事業等特別会計は歳入総額2,613万3,354円、歳出総額2,612万4,874円、歳入歳出差引額8,480円で実質収支額についても同額です。

下水道事業特別会計は歳入総額3億8,179万4,320円、歳出総額3億8,165万2,660円、歳入歳出差引額14万1,660円で実質収支についても同額です。

下部奥の湯温泉事業特別会計は歳入総額3,086万4,090円、歳出総額3,047万7,268円、歳入歳出差引額38万6,822円で実質収支についても同額です。

最後に財産区関係の特別会計についてですが、12ある財産区特別会計の歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額、実質収支額につきましては、それぞれ資料に記載のとおりでございます。

以上、20ある特別会計の合計額は、歳入総額55億1,385万2,598円、歳出総額52億9,613万7,553円、歳入歳出差引額は2億1,771万5,045円で、翌年度に繰り越すべき財源はなく、実質収支額も同額です。

各特別会計の主たる施策の成果につきましては、本資料の15ページから17ページにかけて記載がしてあります。

一般会計および特別会計を合計いたしますと、歳入総額160億9,781万6,866円、歳出総額148億5,742万8,736円、歳入歳出差引額は1264,038万8,130円、このうち翌年度に繰り越すべき財源が6,734万9千円で、実質収支額が1167,303万9,130円でした。

なお、財産に関する調書等が本資料の18ページから31ページに記載してございますので、 ご参照をお願いします。

以上で認定第1号 令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての内容の説明とさせていただきます。

ご審査の上、認定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

#### ○議長(上田孝二君)

以上で会計管理者の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第6 報告第7号 令和3年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告 についてを議題とします。

担当課長から報告理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

#### ○財政課長(佐野美秀君)

報告第7号 令和3年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により令和3年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率について、別紙のとおり監査委員の審査意見書を付して報告いたします。

7月26日に中澤代表監査委員と柿島監査委員によりまして、財政健全化法に基づく財政指標等について審査をしていただきました。

その結果につきましては、4枚目に添付してあります意見書のとおりでございます。

この健全化判断比率等につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条の規定により議会に報告するものであります。

それでは2ページをお開きください。

令和3年度の決算に基づく健全化判断比率でありますが、この比率には実質赤字比率から将来負担比率までの4項目があります。

まず実質赤字比率でありますが、この比率につきましては、普通会計のみの決算で赤字であるかどうかを判断する数値であります。本町では赤字ではありませんので数値は入りません。 早期健全化基準は14.38%であります。

次に連結実質赤字比率であります。この比率につきましては、財産区を除くすべての会計決算の連結となります。この比率につきましても赤字ではありませんので数値は入りません。早期健全化基準は19.38%であります。

次に実質公債費比率であります。この比率につきましては、普通会計、公営事業会計、さらに一般事務組合や広域連合等が入った連結になります。本町では峡南衛生組合や飯富病院、広域行政組合等への債務にかかる負担金も加味された公債費の比率を示す数値であります。本町の数値はマイナス2.2%であります。令和2年度に比較し0.2%マイナスとなっております。早期健全化基準につきましては、25%であります。

次に将来負担比率でありますが、この比率につきましては、実質公債費比率よりもさらに地 方公社、第三セクターを含めた連結になり、より広範囲で判断していく比率であります。本町 においては、地方公社や第三セクター等ございませんので、実質的には実質公債費比率と同じ 範囲で比較する率になります。

本町では、事業を実施する場合でもできる限り補助金、交付金等を活用し、町債の発行を抑え起債する場合は過疎債、合併特例債等の有利な起債を充当するとともに可能な限り繰上償還を実施しています。また、基金への積み立ても努力してまいりました。

この結果、令和3年度決算も令和2年度と同様に将来負担額を充当可能財源が上回り、将来 負担比率はマイナスとなりました。このことは計算上、地方債などの将来負担額が将来、財政 を圧迫する可能性は低いということであり、将来負担比率に数値は入らないこととなりました。 早期健全化基準につきましては、350%となっております。

本町の比率はいずれも早期健全化比率を下回っており、年々改善されておりますので財政は 良好であると言えます。

次に、下段の令和3年度決算に基づく身延町資金不足比率の状況であります。

この資金不足の状況につきましては、公営企業会計に属する会計の資金が不足しているかど うかを見るもので、身延町簡易水道事業特別会計をはじめ身延町農業集落排水事業等特別会計、 身延町下水道事業特別会計、身延町下部奥の湯温泉事業特別会計の4会計の資金不足の比率は なく良好であります。国の示す経営健全化基準といたしましては、20%であります。

なお、上段の健全化判断比率につきましては、この4項目のうちいずれかが早期健全化基準 以上の場合には、財政健全化計画を議会の議決を経て定め速やかに公表するとともに知事に報 告をしなければなりません。また、計画の実施状況を議会に報告しなければなりません。法律 に基づき算定された各比率は、早期健全化基準を下回っているわけではありますが、審査意見 書でもご指摘いただいたとおり、引き続き財政の健全化に努めてまいります。

以上、報告第7号の説明とさせていただきます。

すみません、訂正させていただきたいところがございます。

報告第7号の表紙でありますが、上から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項および同法第22条第1項の規定により令和2年度決算に基づくとありますが、令和3年度決算に基づくであります。間違えましたので、お詫び申し上げます。

以上で終わらせていただきます。

#### ○議長(上田孝二君)

以上で担当課長の報告理由ならびに内容説明が終わりました。

報告第7号については、報告案件となりますので、これにて終結とします。

令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和3年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書が提出されておりますので、中澤代表監査委員から報告を求めます。

中澤代表監查委員。

#### ○代表監査委員(中澤俊雄君)

おはようございます。

それでは、認定第1号 令和3年度決算審査の報告をさせていただきます。

ただいま、会計管理者から令和3年度決算につきまして詳細な説明がありました。重複する ところもあろうかと思いますが、監査委員の立場で報告させていただきます。

この監査は地方自治法第233条第2項の規定に基づきまして、去る7月22日から7月28日までの5日間、柿島監査委員と共に町長から提出されました各会計の歳入歳出決算書および付属資料が関係法令に基づき作成されているか確認すると同時に計数に誤りがないか、また予算の執行状況、さらには基金の管理、運用が適正かつ効率的に執行されているか等に主眼をおき審査を実施いたしました。

その審査結果につきましては、皆さま方のお手元に配布させていただきました決算審査意見

書に掲載してありますので、よろしくお願いいたします。

意見書は全13ページからなっております。時間の関係もございますので、主なところを抜粋して報告させていただきますので、ご了承をお願いいたします。

なお、金額の単位につきましては万円単位とさせていただきますので、併せてご了承をお願 いいたします。

まず、意見書の4ページをご覧ください。

(1) 決算の概要であります。

令和3年度の一般会計および特別会計の予算現額は159億7,060万円で、これに対する決算額は歳入総額が160億9,782万円で、収入率は100.8%となっております。

一方、歳出総額は148億5, 743万円で執行率は93.0%、歳入歳出差引額は12億4, 039万円となり、一般会計、特別会計ともにすべての会計で決算は黒字となっております。それをまとめたものが、その下の表となります。

次に町債であります。

令和3年度末現在高は一般会計が60億6, 848万円、特別会計が46億4, 171万円、合計で107億1, 019万円となっております。昨年度に比べ8, 038万円の増となっておりますが、これは前年度に借り入れを行わなかった臨時財政対策債の借り入れにより増加したものであります。

次に(2)収支決算の状況であります。

一般会計、特別会計合わせての実質収支は11億7,304万円であり、これについては職員一人ひとりの経費節減等の努力の結果であると思われます。

続きまして、5ページをご覧ください。

一般会計、(1) 概要ですが、4ページで決算の概要を説明しましたので説明は省略させていただきます。

次に(2)歳入の状況であります。

予算現額104億1,846万円に対しまして収入済額105億8,396万円で、予算に対する収入率は101.6%となっております。

不納欠損額2,099万円につきましては、時効など法令に基づき処分したものであります。 また、収入未済額は4,994万円であります。この未済額につきましては、内容の分析や 収納に対する工夫をし、適切な事務処理に努めた結果と思われます。

今後も公平性の観点と同時に、自主財源の確保を図るためにも実情を把握し的確な徴収方法 を考え、未済額の減額により一層、積極的に取り組んでいただきたいと思います。

6ページをご覧ください。

この一覧表につきましては、先ほど説明いたしました歳入の決算額をまとめたものでありま すので、説明は省略させていただきます。

7ページをご覧ください。

(3) のア、歳出の予算執行状況であります。

予算額104億1,846万円に対しまして、支出済額が95億6,129万円で執行率91.8%となっております。

下の表は款別にまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。 次に8ページをご覧ください。

歳出の性質別の執行状況でありますので、決算分析の参考にしていただきたいと思います。 次に9ページ、10ページでありますが、この特別会計は、先ほど会計管理者が説明しましたので省略させていただきます。

11ページをお開きください。

一般会計から特別会計への繰り入れ状況ですが、この表にお示ししてあるとおり、総額で13億6,092万円となっております。

12ページをご覧ください。

財産に関する調書ですが、お手元に配布しております決算書付属資料の18ページからの4. 財産に関する調書をまとめたものでありますので、説明は省略させていただきます。

13ページをお開きください。

基金の状況につきましては、関係書類、帳簿等と照合した結果、誤りはないと認められました。

なお、基金の運用につきましては、その運用方法について、地方自治法に基づき安全かつ有利を基本により一層、創意工夫を重ねる必要があると思われます。

最後の審査の意見、指摘事項であります。

恐れ入りますが、お戻りいただきまして3ページの第5.審査の意見、指摘事項をご覧ください。

決算収支状況は、一般会計ならびに特別会計ともに実質収支において、すべて黒字決算となっており、職員の経費節減、事務事業の効率的な執行など積極的な努力が見受けられるところであります。

歳入面につきましては、決算額において対前年度5億9,986万円、マイナス5.4%の減となっております。これは前年度実施された新型コロナウイルス感染症対策事業に対しての国庫支出金が減少したためで、国庫支出金は前年度に比べ10億7,537万円、マイナス50.7%も減少しております。

町税の課税状況につきましては、個人町民税は前年度に比べ納税義務者が236人減少したため、対前年度で2,206万円、マイナス4.9%の減少となっております。併せて固定資産税では、過疎地域自立促進特別措置法に基づく減免措置、ならびに新型コロナウイルス感染症関連として中小事業者への固定資産税の課税免除により、対前年度1億4,872万円、マイナス16.2%減額しており、町税全体の課税状況は対前年度1億6,885万円、マイナス10.7%の減少となっております。

また、徴収状況については、固定資産税において、滞納繰越分の不納欠損処理、ならびに入 湯税において、建物売却による精算処理の中で、過年度分の一括納入などがあったため、町税 全体の収入未済額が減少したことにより、町税における徴収率が前年度に比べ1.2%増加し、 95.2%まで上昇する結果となりました。これは新型コロナウイルス感染症の影響下であり ますが、納税勧奨等の徴収努力を積極的に行った結果がうかがえるところであります。

今後についても、こうした環境が長引くことが想定されますので、各税目において適正な課題および適正な徴収へ向けて、今後もより一層の努力を望むものであります。

また、地方交付税は令和元年度までで合併算定替えの段階的縮減が終わり、令和2年度から 一本算定に切り替わったこともあり減少傾向となっておりましたが、地方税の大幅な減収や人 口急減補正等が要因となり、対前年度5億1,156万円、12.2%増額となっております。 しかしながら、今後も地方交付税は減少していくことが予想されますので、町の財政の状況 を考慮いたしますと、人口減少対策などの税源確保のための方策と併せ歳出の抑制に努めてい く必要があると思われます。

次に使用料及び手数料につきまして、徴収率96.4%と若干減少しておりますので、公平性の観点からも、より一層徴収方法等に創意工夫をされ、収入未済額の減少に努めていただきたいところであります。

次に歳出面につきまして、決算額において対前年度7億7,649万円、マイナス7.5%の減額となっております。これは歳入と同じく、前年度に実施された新型コロナウイルス感染症対策事業分の減少が大きくなっております。義務的経費につきましては、前年度に比べ4,887万円、1.5%増額となっております。

これは公債費につきまして、前年度は繰上償還が行われておりましたが、令和3年度は繰上償還がなかったため、1億7,508万円、マイナス25.5%、減額となっているものの扶助費につきまして、住民税非課税世帯臨時特別給付事業の増により2億5,016万円、28.8%増額となったことが主な要因となっております。

投資的経費につきましては、補助事業の林道改良事業の増、単独事業では公共施設の設備整備事業の増により前年度に比べ1億2,993万円、9.8%増額となっております。

その他の経費につきましては、補助費等で前年度に実施されたコロナ関連の特例的な事業費の減により、前年度に比べ9億5,529万円、マイナス16.3%減額となっております。

最後におのおのの事業等につきましては、適正に執行されておりますが、厳しい財政状況の中で限られた財源を有効に活用するため、職員一人ひとりおのおの事業等の目的、必要性、投資効果等を十分に検討し、是正改善等の見直しに積極的に取り組む必要があります。

続きまして、お手元にある報告第7号の令和3年度決算に基づく身延町健全化判断比率及び 資金不足比率について報告させていただきます。

詳細な説明は財政課長から説明がありましたので、重複する点があろうかと思いますが、監 香委員の立場で報告をさせていただきます。

令和3年度決算に基づく財政健全化審査を実施した結果、町長から提出されました関係書類等は、すべて法令等に基づき作成されておりました。その結果が皆さま方のお手元に配布してあります財政健全化審査意見書に掲載してあります。

(1) の健全化判断比率の状況のとおり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき算定された各比率は、早期健全化基準をおのおの下回っております。特に実質公債費比率は前年度同様マイナスであり、今後も施策、事業の選択等による経費の節減、町債の発行、繰上償還の工夫等、中長期的な財政計画に基づき財政運用を行っていただき、引き続き財政の健全化に努めていただきたいと思います。

終わりになりますが、職員一人ひとりが常日頃、おのおの担当する業務はもちろんのこと、 町政全般について創意工夫の努力を重ねていただき、「生まれてよかった 育ってよかった 住 んでよかった身延町」を目指して、町民が安心して暮らせる、よりよいまちづくりの実現に向 けて、職員が一丸となってまい進することを望むものであります。

以上で報告を終わります。

#### ○議長(上田孝二君)

令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書及び令和3年度決算に基づ

く身延町健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見書の報告が終わりました。

ここで、中澤代表監査委員は退席となります。

中澤代表監査委員におかれましては、大変お忙しい中をご出席いただき厚く御礼を申し上げます。

(退席)

議事の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は10時25分といたします。

休憩 午前10時09分

#### 再開 午前10時25分

#### ○議長(上田孝二君)

休憩前に引き続き、議事を再開いたします。

会計管理者から説明の訂正がありますので、会計管理者の発言を許します。

#### ○会計管理者 (伊藤克志君)

先ほど認定第1号の内容説明におきまして、数字の読み間違えがございましたので訂正をさせていただきますので、お願いいたします。

一般会計の歳入の中で、15款国庫支出金の収入済額を10億4,764万5,543万円と申し上げてしまいました。10億4,764万5,543円と訂正をさせていただきます。また、議長から求められました提案理由の説明につきましても、説明が不十分でしたので、補足をさせていただきます。

これは地方自治法第233条第3項の規定によりまして、令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について、監査委員の意見書を付けて議会の認定に付すものです。

以上を説明の冒頭へ加えさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### ○議長(上田孝二君)

それでは、議事に入ります。

日程第7 議案第68号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について 日程第8 議案第69号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を 改正する条例について

以上の2議案は総務課所管の条例案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野総務課長。

#### ○総務課長(佐野和紀君)

それでは、議案第68号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について、内容説明をいたします。

ファイルの議案説明書で説明をさせていただきます。

説明書の1、2ページをお開きいただきたいと思います。

提案理由を申し上げます。

本条例は、令和4年6月17日に人事院規則19-0 (職員の育児休業等)の一部を改正する人事院規則(人事院規則19-0-15)」等が公布され、育児休業の取得回数制限の緩和、

育児参加のための休暇の対象期間の拡大等に係る事項が、令和4年10月1日から施行される ことに伴い、国家公務員に準ずるとともに、本町の非常勤職員の育児参加を勧奨するため、身 延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これが、この議案を提出する理由であります。

提案いたします背景等につきましては、令和3年8月に人事院が行った公務員人事管理に関する報告および国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申し出により、 妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のため、国家公務員の措置に準じて、本町の非常勤職員 の仕事と子育ての両立を支援し、育児休業を柔軟に取得しやすい勤務環境を整備することから 条例の改正が必要となったためであります。

改正内容につきましては、第2条第4号は、非常勤職員が、子の出生後8週間以内に育児休業を行う場合の取得要件を「1歳6カ月に達する日まで」を「8週間と6月を経過する日まで」 に短縮するものであります。

第2条の3第3号は、子が「1歳から1歳6カ月」に達する日までの子を養育する非常勤職員の育児休業の取得要件を規定し、夫婦交代での育児休業の取得等を整備するものであります。 第2条の4は、子が「1歳6カ月から2歳」に達する日までの子を養育する非常勤職員の育児休業の取得要件を規定し、夫婦交代での育児休業の取得等を整備するものであります。

第2条の5は、地方公務員の育児休業に関する法律第2条第1項ただし書きの人事院規則で 定める期間を基準として、本町の条例で定める期間を規定していますが、育児休業法の改正に より削除するものです。

第3条は、再度の育児休業の取得要件を規定し、第5号は再度取得に係る場合の育児休業等計画書の提出規定を削除し、第7号は任期を定めて採用された職員について、任期の更新等があった場合の規定を整備したものです。

第3条の2は、育児休業法第2条第1項第1号の条例で定める期間を57日と規定するものであります。

第10条第6号は、第3条第5号が削除されたことにより、提出する書類を「育児休業等計画書」から「育児短時間勤務計画書」に改正したものであります。

なお、施行期日は、令和4年10月1日から施行するものであります。

以上で、議案第68号の提案理由ならびに内容説明を終わります。

続きまして、議案第69号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の 一部を改正する条例について、内容説明をいたします。

議案説明書の3ページをお開きください。

提案理由を申し上げます。

本条例は、指定管理者の選定において、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定するPFI事業を活用し、特定事業契約を締結した事業者に当該施設の管理運営を行わせる場合は、非公募にて同事業者を指定管理者として選定できるようにするため身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する必要が生じました。

これがこの議案を提出する理由であります。

提案いたします背景等につきましては、JR下部温泉駅北側に建設を進めている、身延町健 康増進施設整備運営事業について、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関す る法律第12条の規定により、令和3年8月10日、議会の議決を得て、特定事業契約を締結 していることから、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正が 必要となったためであります。

改正内容につきましては、身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 5条第4項に、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の規定により、 選定事業者に本町の公の施設の管理を行わせる場合には、指定管理候補者の特例を規定する、 公募によらない選定を行うことができる条文を新設したものであります。

なお、施行期日は公布の日から施行するものであります。

以上で、議案第69号の提案理由ならびに内容説明を終わらせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

#### ○議長(上田孝二君)

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第9 議案第70号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例についてを議題とします。 担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

伊藤土地対策課長。

#### ○土地対策課長(伊藤天心君)

議案第70号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例について

議案説明書4ページをお開きください。

提案理由を申し上げます。

小水力発電に対応する流水占用の項目を設けるため、身延町公共物管理条例の一部を改正する必要が生じました。

これが議案を提出する理由であります。

背景等につきましては、一級河川大城川、椿川、普通河川湯の沢(下部川支流)において、 令和3年から小水力発電に伴う流量観測、水位観測が行われています。発電所が建設され、稼 働することになれば流水の占用が生じ、占用料の徴収が見込めるため、身延町公共物管理条例 の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、身延町公共物管理条例第2条(定義)に町有土地のうち河川法第 100条第1項の規定により町長が指定した河川の号の追加、附属する工作物のあとに河川管 理施設を追加する。

第5条(使用料等の許可)に流水の占用を追加する。

第17条(使用料等の徴収)に占用料を追加し、別表に流水を占用する場合の料金等を定める。

第19条 (使用料等の減免) に許可を受けた者がかんがいのため、または飲料水を得るため 許可を受けたときを追加する。

施行期日につきましては、公布の日から施行する。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長(上田孝二君)

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第10 議案第71号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第6号)

日程第11 議案第72号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)

日程第12 議案第73号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)

日程第13 議案第74号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)

以上の4議案は補正予算案でありますので、一括して議題とします。

担当課長から提案理由ならびに内容説明を求めます。

佐野財政課長。

#### ○財政課長(佐野美秀君)

議案第71号から議案第74号までの令和4年度身延町一般会計および特別会計補正予算について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

議案第71号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第6号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億776万1千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億6,030万円といたしました。

第2表 地方債の補正について説明します。

第2表 地方債補正により地方債の限度額を変更いたします。

過疎対策事業債は2,200万円を増加し、補正後の限度額を2億2,700万円といたしました。

増額の変更の要因は、道路橋梁新設改良事業に同事業債を充当するためであります。道路橋 梁新設改良事業に2,200万円を充当し、対象事業は記載のとおりであります。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

15款2項5目教育費国庫補助金5,696万円増額いたしました。

学校施設環境改善交付金5,551万1千円および公立学校施設整備費負担金144万9千円計上いたしました。これは中学校建設費および給食センター建設費へ充当いたします。

16款2項4目農林水産業費県補助金、活力ある水田農業支援事業費補助金577万5千円計上いたしました。これは農業振興費へ充当し、県からの補助率は10分の4であります。

2項7目教育費県補助金、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金289万5千円計上いた しました。

2ページをお開きください。

これは、小学校費の教育委員会学校管理費および中学校費の教育委員会学校管理費へ充当し、 県からの補助率は3分の2であります。スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金 124万8千円計上いたしました。これは新型コロナウイルス感染症対策事業費へ充当し、県 からの補助率は同じく3分の2となります。

19款1項8目教育施設整備基金繰入金1億712万円減額いたしました。これは身延中学校新校舎建設事業に伴う国庫補助金の増額および森林環境譲与税の基金を繰り入れることによる減額であります。

1項12目減債基金繰入金3億5,121万3千円増額いたしました。これは平成28年、 平成29年度に借り入れした、旧合併特例事業債に対する繰上償還に充当いたします。

1項13目森林環境譲与税基金繰入金2,600万円増額いたしました。これは中学校建設

費へ充当いたします。

22款1項3目土木債過疎対策事業債2,200万円増額いたしました。

町債の増額については、「第2表 地方債補正」の説明のとおりであります。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

- 2款総務費について説明いたします。
- 3ページをお開きください。
- 1項9目交通安全防犯対策費、細目3防犯対策事業費、負担金、補助及び交付金270万円 計上いたしました。これは防犯灯建設事業補助金で、町からの補助率は2分の1になります。 対象地区の合計は8地区で、防犯灯の合計は236基になります。
- 1項12目新型コロナウイルス感染症対策事業費については、スクール・サポート・スタッフ配置事業費補助金による財源組み替えになります。

4ページをお開きください。

- 2項1目税務総務費、細目2その他税務総務費、償還金、利子及び割引料350万円計上いたしました。これは法人決算に伴う町税の還付金になります。
  - 3款民生費について、説明いたします。
- 1項1目社会福祉総務費、細目2社会福祉事業費、償還金、利子及び割引料116万7千円 計上いたしました。これは、令和3年度の超過交付に伴う返還金であります。
- 1項7目障害福祉費、細目2障害福祉事業費、償還金、利子及び割引料606万2千円計上いたしました。これは令和3年度の障害者自立支援医療給付事業および療養介護医療給付費事業等の超過交付に伴う返還金であります。
- 2項1目児童福祉総務費、細目1児童福祉総務費事務費、償還金、利子及び割引料143万6千円計上いたしました。これは令和3年度子育て世帯への臨時特別給付事業の超過交付に伴う返還金であります。
  - 5ページをお開きください。
  - 4款衛生費について説明いたします。
- 3項1目簡易水道運営費、細目3簡易水道事業特別会計繰出金、繰出金713万2千円計上いたしました。これは、簡易水道事業特別会計への繰出金になります。
  - 6款農林水産業費について、説明いたします。
- 1項3目農業振興費、細目2農業振興事業費8,251万4千円増額いたしました。これは、ヤマメの里跡地に伴う地権者との裁判所の調定締結後の内容に基づくヤマメの里解体事業費を予算化いたしました。
- 細目7市之瀬味噌加工所管理費、備品購入費324万3千円計上いたしました。これは活力 ある水田農業支援事業費補助金を使用し、大豆漉し機および大豆撹拌混合機を整備するもので あります。
- 1項4目農業土木費、細目2農業土木事業費、工事請負費468万1千円計上いたしました。 これは下田原・古関地区の鳥獣害防止柵移設工事費であります。
  - 6ページをお開きください。
  - 8款土木費について説明いたします。
- 2項1目道路橋梁維持費、細目1道路橋梁維持管理費3,457万円の増額では、区長要望に対応するため、町道修繕費に420万円計上し、工事請負費に3千万円計上いたしました。

身延地区1千万円、下部地区1千万円、中富地区1千万円であります。

2項2目道路橋梁新設改良費、細目2道路橋梁新設改良事業費5,423万9千円増額いたしました。これは町道本町富山橋線道路改良事業に伴う測量設計調査および支障家屋等解体撤去業務委託、ならびに公共用地取得費と家屋等移転補償料を予算化いたしました。

7ページをお開きください。

- 5項1目住宅管理費、細目2住宅管理事業費、工事請負費200万円計上いたしました。これは西嶋団地内の舗装工事費であります。
  - 10款教育費について説明いたします。
- 1項4目中学校建設費および1項5目給食センター建設費については、学校施設環境改善交付金および公立学校施設整備費負担金の増額による財源組み替えであります。
- 2項3目小学校費、教育委員会学校管理費および3項3目中学校費、教育委員会学校管理費 についても、学力向上支援スタッフ配置事業費補助金による財源組み替えであります。
  - 8ページをお開きください。
- 4項2目公民館費、細目1公民館運営事業費、負担金、補助及び交付金168万1千円計上いたしました。これは集落公民館整備費補助金で、対象集落公民館は日向区・仲町区・西嶋上一区集落公民館で、町からの補助率は3分の1になります。
- 6項2目体育施設費、細目3下部体育館運営管理費1,402万2千円増額いたしました。 これは旧下部中学校浄化槽修繕に伴う浄化槽汚泥引き抜き業務費と下部グラウンドトイレ設置 および下部体育館トイレ改修工事費であります。
  - 9ページをお開きください。
  - 12款公債費について説明します。
- 1項1目元金、細目1長期借入金補償元金、償還金、利子及び割引料3億585万9千円計上いたしました。これは平成28年度、平成29年度に借り入れした旧合併特例事業債に対する繰上償還になります。
  - 13款諸支出金について説明いたします。
- 1項16目森林環境譲与税基金費、細目1森林環境譲与税基金費2,416万円減額いたしました。これは中学校建設費へ充当いたします。
  - 10ページをお開きください。
- 議案第72号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ16万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳 出それぞれ16億6,014万2千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

5 款県支出金、1項1目保険給付費等交付金16万5千円計上いたしました。これは一般管理費へ充当し、県からの補助率は10分の10であります。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

- 1款総務費、1項1目一般管理費、細目1一般管理費、その他業務委託料16万5千円計上いたしました。これは国保事業報告システム改修に伴う業務委託費であります。
  - 11ページをお開きください。

議案第73号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,176万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳

入歳出それぞれ23億5,089万2千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

8款繰越金、1項1目繰越金4,176万6千円増額いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明します。

5 款諸支出金、1項1目第1号被保険者還付金、細目1第1号被保険者還付金、償還金、利 子及び割引料116万6千円計上いたしました。これは、第1号被保険者に対する過年度の保 険料還付になります。

1項3目国庫支出金等償還金、細目3国庫支出金等償還金、償還金、利子及び割引料4, 060万円計上いたしました。これは令和3年度の介護給付費・地域支援事業・介護保険事業 等、超過交付に伴う返還金であります。

12ページをお開きください。

議案第74号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)につきましては、 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ769万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入 歳出それぞれ7億1,240万6千円といたしました。

歳入予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

5 款繰入金、1項1目簡易水道一般会計繰入金713万2千円増額いたしました。これは簡 易水道公債費へ充当いたします。

6款繰越金、1項1目繰越金56万4千円増額いたしました。

歳出予算について、増減額の主な理由についてご説明いたします。

1 款水道維持費、1項1目簡易水道管理費、細目1簡易水道管理費、工事請負費1,100万円計上いたしました。これは上之平地内の配水管布設替えおよび増圧ポンプ設置工事費であります。

公課費350万円減額いたしました。これは令和3年度分の消費税納付額の決定に伴う減額であります。

3款公債費、1項1目元金については、元金償還分の財源組み替えになります。

1項2目利子については、償還金、利子及び割引料9万6千円計上いたしました。これは長期債の利子分であります。

以上で議案第71号から議案第74号までの内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

## ○議長(上田孝二君)

以上で担当課長の提案理由ならびに内容説明が終わりました。

日程第14 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第15 同意第3号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第16 同意第4号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第17 同意第5号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第18 同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について

以上の5議案は同意案件でありますので、一括して議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

望月町長。

## ○町長(望月幹也君)

それでは同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について、ご説明申し上げます。

身延町教育委員会委員に下記の者を任命することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町常葉2437番地

氏 名 馬場泰

生年月日 昭和32年10月10日

提案理由を申し上げます。

令和4年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を任命する必要が生じま した。

ついては、委員の任命にあたり地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規 定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、人となりにつきましては、議案説明書の5ページにありますので、のちほどご確認を いただきたいと思います。

次に同意第3号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを説明いたします。

身延町固定資産評価審査委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求め るものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町久成1543番地

氏 名 秋山和子

生年月日 昭和27年4月2日

提案理由を申し上げます。

令和4年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を選任する必要が生じま した。

ついては、委員の選任にあたり地方税法第423条第3項の規定により議会の同意が必要であります。

これがこの議案を提出する理由でございます。

なお、秋山さんにつきましても、議案説明書の6ページに人となりが出ておりますので、ご 確認いただきたいと思います。

同意第4号と同意第5号につきましても、固定資産評価審査委員会委員の選任についてです ので、4号、5号とも氏名だけを言わせていただきます。

同意第4号

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町三澤728番地2

氏 名 高野恒德

生年月日 昭和28年10月8日

同意第5号

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町門野1097番地

氏 名 柿島利巳

生年月日 昭和34年2月16日

なお、高野さんについては議案説明書7ページ、柿島さんにつきましては8ページに人となりが載っておりますので、またご確認いただきたいと思います。

では、同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について、ご説明いたします。

身延町公平委員会委員に下記の者を選任することについて、議会の同意を求めるものでございます。

記

住 所 山梨県南巨摩郡身延町西嶋1243番地

氏 名 笠井一雄

生年月日 昭和28年4月2日

提案理由を申し上げます。

令和4年11月18日に委員の任期が満了するので、その後任委員を選任する必要が生じま した。

ついては、委員の選任にあたり地方公務員法第9条の2第2項の規定により議会の同意が必要でございます。

これがこの議案を提出する理由であります。

議案説明書の9ページに、笠井さんについても載っておりますので、ご確認をいただきたい と思います。

以上、5名について説明をさせていただきました。ぜひ、同意をよろしくお願いいたします。 ○議長(上田孝二君)

以上で町長の提案理由の説明が終わりました。

本案については、人事案件のため内容説明は省略します。

それでは、これから質疑を行います。

認定第1号 令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号の質疑を終わります。

議案第68号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第68号の質疑を終わります。

議案第69号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正す

る条例についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第69号の質疑を終わります。

議案第70号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例についての質疑を行います。 質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第70号の質疑を終わります。

議案第71号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第6号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

( な し )

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第71号の質疑を終わります。

議案第72号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第72号の質疑を終わります。

議案第73号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。 質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第73号の質疑を終わります。

議案第74号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第74号の質疑を終わります。

同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について

同意第3号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第4号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第5号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について

以上の5案件は、いずれも人事案件であるため質疑を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第6号までの質疑は省略します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託議案のとおり、認定第1号および議案第68号から議案第74号までを常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託議案表のとおり常任委員会に付託します。

お諮りします。

お手元に配布した委員会付託省略議案表のとおり、同意第2号から同意第6号までについては、委員会付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、委員会付託省略議案表のとおり常任委員会の付託を省略します。

#### 日程第19 休会の決定について。

お諮りします。

議案調査のため、9月15日は休会にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

したがって、9月15日は休会とすることに決定しました。

以上で本日の議案日程は終了しました。

本日はこれをもちまして散会といたします。

ご苦労さまでした。

#### ○議会事務局長(若狭秀樹君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午前11時11分

令 和 4 年

第3回身延町議会定例会

9 月 7 日

## 令和4年第3回身延町議会定例会(2日目)

令和4年9月7日午前9時00分開議於 議 場

## 1. 議事日程

日程第 1 諸般の報告 日程第 2 一般質問

## 2. 出席議員は次のとおりである。(14人)

1番	遠	藤	公	久		2番	深	Щ	光	信
3番	佐	野		昇		4番	Щ	下	利	彦
5番	佐	野	知	世		6番	伊	藤	雄	波
7番	望	月	悟	良		8番	田	中	_	泰
9番	広	島	法	明	- -	10番	野	島	俊	博
11番	柿	島	良	行	-	12番	渡	辺	文	子
13番	伊	藤	達	美	-	14番	上	田	孝	$\equiv$

## 3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

(22人)

町 長望月幹也 副 町 長 遠藤 基 長 保坂新一 教 育 総 務 課 長 佐野和紀 会計管理者伊藤克志 企画政策課長 幡野 弘 交通防災課長 天野芳英 長 佐野美秀 財 政 課 税 務 課 長 中山耕史 町 民 課 長 望月 融 福祉保健課長深沢泉 観光 課 長 高野 修 子育て支援課長 松田宜親 産 業 課 長 大村 隆 土地対策課長 伊藤天心 建 設 課 長 千頭和康樹 下 部 支 所 長 深 沢 暢 之 環境上下水道課長 内藤哲也 身 延 支 所 長 加藤千登勢 学校教育課長 望月俊也 施設整備課長佐野 彰 生涯学習課長 青嶋浩二

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 若狭秀樹録 音 係 佐野 吏

#### 開会 午前 9時00分

#### ○議会事務局長(若狭秀樹君)

相互にあいさつを交わします。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

(あいさつ)

ご着席ください。

#### ○議長(上田孝二君)

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第2号により執り行います。

## 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

#### 日程第2 一般質問。

通告の1番、伊藤雄波君の一般質問を行います。

伊藤雄波君の質問を許します。

登壇してください。

伊藤雄波君。

#### ○6番議員(伊藤雄波君)

通告に従い質問します。

まず、健康増進施設についてお伺いします。

今、建設が進んでいる中、最近の状況下を考えると物価高騰を受け、クスリのサンロードにおいても、大きなダメージを受けていることと思います。町との調整も大変だと感じています。オープンまで1年を切った中で、町民の方々の関心が高まってきていることを肌で感じるようになりました。

町民の方々から聞かれるのは、料金、施設内の詳細、トレーニング器具をはじめとする詳細、 食事、大きく分けると、このようなところです。意外と泉質だとか、お風呂の数とか、種類と か、そういう質問はあまり聞かれません。下部温泉の名前で、皆さんも良質な温泉ということ は承知をしているからかもしれません。そういうことを知っているからかもしれません。そん な中で質問に入らせていただきます。

健康増進施設の使用料金について、お聞きします。

もちろん、クスリのサンロードとの協議の上、決定となるでしょうが、今後の決定までの日程、スケジュールおよび料金の内訳、決まっていないけれども、町内、町外、回数券、日帰り温泉のみ、トレーニング施設のみの、または共通券、そのほかに法人会員だとか個人会員等、様々ありますが、具体的な考えはあるのかお答えください。

#### ○議長(上田孝二君)

青嶋牛涯学習課長。

#### ○生涯学習課長(青嶋浩二君)

お答えします。

新しく建設される健康増進施設の使用料金につきましては、まず、町の条例の制定が必要となります。この条例ですが、次の第4回定例会で設置及び管理に関する条例を上程させていただき、ご審議いただく予定であります。この条例を可決いただいたあと、みのぶ自然の里や下部農村文化公園の利用料と同様に、指定管理者と協議し、町が承認し決定いたします。

その後の準備もあることから、年内には金額が決定できるよう株式会社クスリのサンロードと協議していきます。

また、料金の内訳についてですが、町民と町民以外の利用者との料金の差別化を図り、町民の利用が促進されるよう考えております。回数券やトレーニングジムのみの使用、法人会員などの区分けについても、株式会社クスリのサンロードと協議し決定する予定です。

以上でございます。

#### ○議長(上田孝二君)

伊藤雄波君。

#### ○6番議員(伊藤雄波君)

料金の内訳はまだということで、それも分かります。町民と町民以外の利用者との料金の差別化を図るということの答弁でしたが、これからというのも、理解ももちろんしていますが、いずれにしても南部町、市川三郷町、富士川町と隣接する施設の料金と、あまりにもかけ離れた金額ではないことが大切かと思います。

私は下部に住む一人として、湯治客の復活を心から期待しているものです。湯治客は観光ではなく、まさしく体や心のケアに訪れるお客さまです。長い人で2週間、平均でも5、6泊するそうです。そんなお客さまは、第2のふるさとと思って、この下部を訪れてきてくださっている人も多くいらっしゃいます。

湯治目的のお客さまは、町民価格と同じにし、差額については利用旅館、施設が、もちろん 宿泊料をいただいている旅館があるわけですので、旅館のほうで負担するのは当然だと思いま す。しかし、利用回数の多いお客さまには、何か湯治客、あるいはほかの旅館でもそういった 使い方をされているお客さまに関しては、サービスを受けられるような、何か町としての多少 のサポートを期待したいということを付け加えさせていただきたいと思います。

また、身延町全域における宿泊施設においても、このチャンスを利用し、細かい料金が設定する前にホームページやふるさと納税の返礼品等の企画をつくり、準備を重ねて来年の5月のスタートを速やかに迎えてほしいというのが私の希望でもあります。また、そのためには商工会、または町もアドバイスや指導も考えてほしいと思っています。

この事業の目的として、令和元年第2回定例会からいろいろ質問、提案させていただいています。まず、下部温泉を活用した温泉機能とスポーツジム機能を備えることは必須であり、現在のところ、幅広い年齢層の利用を目指して町民の福祉と健康の増進につながるような温泉施設を計画しており、スポーツジム機能については、様々な情報を収集し、調査・研究し始める中で健康の保持と体力の向上を目的とし、観光客の誘致につながるようなスポーツジムの設置を考えているということで、第2回定例会のときにおっしゃっていました。

それが今年の3月定例会では、事業推進に向けて事業者主導による関係者協議会を毎月開催 し、事業者からの様々な提案やご意見などを協議しているとのことでした。

また、それに伴う宿泊については、下部温泉郷への誘導など連携を強化するとのことでした。 宿泊施設の誘導に関しては、具体的な方法について、今後、その宿泊施設とも詰めていくよう になると思いますが、さて、毎月事業者と協議を開催しているということでしたので、そこで 質問します。

トレーニング施設における器具ですが、具体的にどんな器具が何台、例えば筋力強化やダイエットなどのパワーウエイトトレーニングマシンが何台とか、肩こり、睡眠不足、疲労回復などリハビリを目的とした機能回復トレーニングマシン何台など、まだ未定でしたらどんな考えがあるか、方向性があるかお答えください。

## ○議長 (上田孝二君)

青嶋牛涯学習課長。

#### ○生涯学習課長(青嶋浩二君)

お答えします。

健康増進施設の2階につきましては、スポーツジムのほか、フィットネスやヨガ等を多目的 に利用ができるスタジオのスペースを予定しております。

トレーニングマシンの台数、種類については株式会社クスリのサンロードで検討中でありますが、方針としまして、筋力強化のためのトレーニングマシンの設置、ダイエットや心肺機能向上のための有酸素運動マシンを多めに設置する考えです。また、あまり体に負荷を掛けず、年配層でも気軽にトレーニングできる機器の設置も考えております。

ソフト面としまして、機器の使い方をはじめ、肩こり・腰痛の解消に適した運動などのアド バイスができるトレーナーを常駐する予定でございます。

さらに、健康状態のチェックが行えるように、血圧計・体組成計・体重計を置く予定でおります。

いずれにしましても、若者から高齢者まで、幅広い世代の方が楽しみながら取り組める運動プログラムを提供し、町民の健康増進に資していきたいと考えております。

以上です。

#### ○議長(上田孝二君)

伊藤雄波君。

#### ○6番議員(伊藤雄波君)

令和元年第2回定例会ではじめて、私がこの件に関して質問させていただいたときから注目していました健康増進施設ですが、そのときから、私は高齢者および障がい者の利用、また女性のためのリハビリトレーニングマシン導入を訴えてきました。令和3年第4回定例会では、サンロードから認知症予防・生活習慣病予防プログラムなど、健康づくりの提案をされていましたが、この2件について具体的かというと残念ですが、どこの市町村にも、この聞き慣れた用語はいつかもありました。

私は町外の人たちに、この事業についてよく話をしていますが、「ああ、スポーツジムね」という言葉が返ってくることが非常に多いです。そこには変化がなく、身延町だからこそのアピールポイントがないということを感じます。

先ほどの答弁を聞いて、具体的にはいいなとは思いますが、やはり聞き慣れた用語が並べら

れていますね。心肺機能向上、ダイエット、有酸素運動と、どこの施設にも用いられている用語が多いと思います。もうそろそろ唯一無二の独自性のあるマシンの告知が必要なときではないでしょうか。もちろん事業者主導ではありますが、大きなポイントとなる時期にきているのではないでしょうか。使いこなされた用語ではなく新しい用語に、「何それ」「どういうことなの」と耳にした人が興味を持ってくれることが大切ではないでしょうか。

ちなみに、以前、私が提案したような、まず初動負荷トレーニング、これって何って、皆さんも思ったと思います。また、神経筋制御理論、これって何って、やはり思ったと思います。 誰に話しても、「何それ」と聞き返してくれる、内容を聞こうとしてくれます。こういうことが大事であって、そんなことがものすごく大切なことではないでしょうか。そして、具体的なイラスト付き器具説明や、こんな展開が今後必要ではないでしょうか。

今は、保健医療サービスを受けているリハビリも期間が過ぎると終了し、その後、行くところがなくなったという高齢者もよく見かけます。また、この医療サービスすら保険適用外に、将来、その方向であるという記事を目にしたこともあります。このような人たちの手助けになるような、そんなマシンが必要だと思います。

しかし、先ほどの答弁の中に、体に負担をかけない年配層用のトレーニングマシン設置、器 具の使い方をはじめ肩こり、腰痛、不眠症などの解消に適した運動などのアドバイスができる トレーナーを常駐する予定とのことです。かなり具体的になって安心したのが事実です。

身延町にあった施設内のマシンの利用を今後、期待します。

では、次の質問に移ります。

この健康増進施設の正式名称の決定は、いつごろを予定していますか。

それに伴い看板に使うセカンドネームも思案中ですか。サンロードと具体的な打ち合わせで何らかの方向性があるようでしたら、お答えください。

### ○議長(上田孝二君)

青嶋生涯学習課長。

#### ○生涯学習課長(青嶋浩二君)

お答えします。

健康増進施設の正式名称につきましては、先ほどのご質問でお答えした第4回定例会にて上程させていただく予定の設置及び管理に関する条例に、施設の名称について条文を設けます。 ご議決いただきましたら、これが正式名称となります。

なお、セカンドネーム(通称名)につきましては、株式会社クスリのサンロードと協議し決 定いたします。

現段階で協議はしておりませんが、料金と同じように今後のスケジュール等もあることから、 年内には決定したいと考えております。

以上でございます。

### ○議長(上田孝二君)

伊藤雄波君。

#### ○6番議員(伊藤雄波君)

セカンドネームについては、町民もかなり関心があるみたいです。このセカンドネームが看板になり、町内外での名称として定着するものです。

私の希望は、身延線からも分かる看板ですから、もちろんサンロードの名前は入るんでしょ

うが、しかしサブ的なロゴに、下部温泉駅があるわけですから、ぜひ下部温泉郷、または下部 温泉、こんなロゴを、こんな言葉をサブネームとしてどこかに入れてほしいというのは、私の 思っているところです。検討の一案にぜひ入れていただきたいと思います。

これで、健康増進施設についての質問は終わります。

次に、身延町観光PR配信について伺います。

身延町のホームページを、議員の皆さんも確認されていると思いますが、その中で、今回、 関心を持ったのが、身延町観光課で配信する身延町観光情報サイト「みのラブ」です。当然、 ご覧になっていると思いますので説明も必要ないと思いますが、この洗練された構成、本当に 素晴らしいので、ここでちょっと話をさせていただきたいと思います。

「みのラブ」のトップから、みのぶを知る、身延の紹介、「みのラブ」ユーチューブのプロモーションムービーからの「じもラブ」、地元の方々の身延への熱い思い入れ、そしてこの、みのワンチャレンジ、体験型の観光スポットの紹介からの特集等々、シンプルで見やすく、魅力的に構成されていました。

また、デザインが素晴らしく、情報サイトというより映画やドラマの告知かと思うほど感動 しました。これは褒めています。

その中でも、タイトルにある「みのラブ」は、ユーチューブのプロモーションムービーのエピソード1からエピソード3までの3話に分けて構成されていました。

当然、あの内容ですから、プロの映像クリエーターが作ったものだと思われますが、自然の美しさ、身延町の良さ、様々な観光スポットなど、ストーリーの中に見事に反映されており、ストーリーと一体化しているので、なんかわざとらしい観光のPR動画、そんなにも感じられませんでした。視聴者側の脳裏には、しっかりと身延町の風景や観光スポットなどが残る作品だと感じました。

これを見たあとの私は、同じ場所に行ってみたい、同じ景色を見たい、同じことを体験して みたいという衝動にかられました。もちろん何度も何度も足を運んだ身延山であり、本栖湖で ありということはありますが、でも、そういうふうな思いをさせてくれるような映像でした。

そんなふうに思う人も決して少なくないと思います。若い時代の経験が蘇り、見終わったあとはなんとも言えない温かい気持ちになり、もはや長編のドラマを見たような満足感があったのは、私だけではないと思います。

ゆるキャン△の聖地巡礼で、週末、身延町の様々なスポットに多くのお客さまが訪れるよう に、「みのラブ」の聖地巡礼に訪れる方がいてもおかしくはないと思いました。

むしろ、私たちがあまり気づいていないだけで、すでに「みのラブ」をご覧になって、私のように訪れている方もいるかもしれません。私もその一人ですが、下部温泉郷のメロディブリッジ、身延山の杉など、この年齢になったからこそ、今だからこそ発見できる、そういったものがありました。ちょっとほめ過ぎかもしませんが。

それでは、質問に移ります。

身延町観光課が配信する身延町観光情報サイト「みのラブ」は、とても素敵な配信でした。 しかしせっかくの企画なのに、閲覧回数がわずか2千程度と少なく、ちょっと残念でした。こ の素晴らしいムービーを多くの方に見ていただきたいが、今後何か閲覧回数を増やす方法や町 民をはじめ、もっと多くの方に、この告知方法を考えているかお答えください。

高野観光課長。

# ○観光課長(高野修君)

お答えします。

身延町観光情報Webサイト「みのラブ」は、新型コロナウイルス感染症がまん延する中、 観光情報Webサイトの構築やSNSによる発信など、非接触型の観光プロモーションを展開 するため、令和3年度に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して作成し ました。

身延町観光情報Webサイト「みのラブ」では、身延町の新着情報、イベント情報、テーマ別特集、みのワンチャレンジなど、地元発信動画を盛り込んだ町の紹介に加え、ストーリー動画との相乗効果により、深く身延町を知っていただける構成となっております。

ご質問の観光プロモーション動画につきましては、3編のストーリー仕立ての動画で、「共感」をキーワードとして身延を訪れるきっかけ作りとなる情緒的な内容となっております。

視聴回数につきましては、9月6日現在、ご指摘のとおり、1編あたり平均2千回余りとなっており、3編の合計は6、700回、ダイジェスト版が約4万回となっております。

こうしたデジタル情報発信ツールは、コロナ収束後の観光客の来訪を促進するとともに、若年層にも親しみやすい内容となっておりますので、幅広い年代へのPRに効果があるものと考えております。

今後は、多くの方にご覧いただくため、観光キャンペーンなど各種イベントでの周知や、観光ノベルティ商品等にQRコードを付けるなど、町内外に向けて周知を図ってまいります。

また、インスタグラムと合わせて、できるだけ趣向をこらした企画や、新鮮な情報をお届け し、より多くの方に閲覧していただけるように、工夫を重ねながら発信してまいります。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

伊藤雄波君。

### ○6番議員(伊藤雄波君)

分かりました。思っていたより視聴回数が多かったのにはちょっとびっくりで、非常に素晴らしいなと思います。

しかし、今後、シルバー向け動画やインバウンド向けの動画など、そういった企画を考えていただけると楽しいと思います。

また、周知のための努力をしているようですが、私、60代、70代、80代の人にQRコードといっても、なかなか操作できないのが現状です。私も妹から教わりながら、これを見ることになりますので、そういった面では、そういった人たちに見ていただける工夫も必要かと思います。

孫や子どもたちが、おじいちゃん、おばあちゃんにQRコードを、こうだよと教えるか、また持っていない老人にも、子どもたちから見せてあげるような、そんな工夫、そんな説明の町からのアピールがあればいいなと思っています。

また、この「みのラブ」のポスターがありますが、そのポスターは、もちろんQRコードも付いて、このポスター、77店舗あるサンロードの正面に、お願いして張ってあるのか、もし、まだでしたが、こんなこともすでにお願いをして、サンロードの協力を得ていただきたいと、

そういうことが大切ではないのかなと思っています。

もし、もう店舗に張ってあるのであれば申し訳ありません。

では、次に移ります。

最後になりますが、竹の粉砕機について伺います。

これに関しては、窓口に行って聞けば分かることだと、一言でいうと、そういうことなんですが、ちょっと私的な提案や、そういったものもありましたので、あえて、ここで質問させていただくようにしました。

町民の利用、使用するものとして、予算化して購入したものがいくつかありますが、その中の1つで粉砕機なんですけれども、昨年3月に予算化され、購入した竹粉砕機ですが、農業をされている方々が肥料利用に使うためだと、そういうふうに認識していましたが、1年6カ月経った今、利用状況はどうなっているのか。有料であるならば、1回の利用料金も併せて教えていただきたいと思います。

### ○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

### ○産業課長(大村隆君)

お答えいたします。

令和3年4月から本年7月までの16カ月間の実績となりますが、21回の利用がございました。すべて身延竹炭企業組合での使用となります。

また、利用料金につきましては、半日1千円、1日で2千円となっております。 以上でございます。

# ○議長(上田孝二君)

伊藤雄波君。

### ○6番議員(伊藤雄波君)

今、見ますと、町民が必要とするという名目のわりには、竹炭組合での使用しかしていない ということに、組合のためにこの予算を割いたのかなというふうな、今の意味合いになってし まいます。

質問の中で説明しましたが、農業をされている方々が肥料利用に非常によいということで予算化したと私は思っていましたが、機械を管理していただいている竹炭組合の方も町民の利用は誰もいませんと。私が6月に調査したときには、おっしゃっていました。それが今も、そのとおりでいるということになっています。

理由は、ちょっと伺ったところ、肥料にするまでに約6カ月間かかるということでした。だから使わないねと、残念な言葉が返ってきました。それで終わりにしていいものかということで、私はせっかくの機会ですので、ちょっと勉強し、調査して、いろんな検討をしてみました。

そんな中で、いろんな方に相談した中で、建築廃材から抽出するバイオエタノールを研究している片桐先生という方に相談し、身延の竹をその先生が研究所を持つ秋田大学に送ってみました。

その結果、その身延町の竹で約25%、40%、60%のアルコールを抽出していただきました。竹は優秀なバイオエタノールが抽出できるそうです。

いろいろ使い道はありますが、もちろん40度といえば、アルコールとすれば、蒸留していますから焼酎なんです。町長のお好きな焼酎なんですけど、40度で氷を入れてロックで飲む

と、誠にこの身延の竹はおいしいというふうに秋田ではおっしゃっていました。でもそれを持ち出すには税務署の許可がいるので、それを持ち出すことは、飲むことがはできないのですが、 非常に好評でした。

そして、その抽出するまでの方法とコストというのは、非常に簡単で安くできるそうです。 そこでできたアルコールを、僕は身延のあれにしようというわけではなく、そこで出た、アルコールをつくったあと出た竹の残渣があるんですけど、この残渣については土壌協会がいいなと思って、東京の神田にある財団法人日本土壌協会にお電話しました。会長がたまたま出ていただいて、松本東大教授でした。そのアドバイスをいただいたところ、特殊肥料としての評価は高い肥料になりますよということでしたので、有機肥料ですよね、今、肥料問題で国も、すべていろんな肥料問題で、高騰で、皆さん、農家が困っているということで、この有機肥料に最適ではないでしょうかというアドバイスをいただいた、その残渣を県の農業技術課に持っていき、課長に実物と山梨食品分析センターで出していただいたデータを見ていただいたところ、これならすぐ特殊肥料としての県の認可がおりますと。その段取りも教えていただきました。そういうお答えをいただきました。その残渣の中には、窒素、リン酸、カリウムの植物の三大栄養素が含まれているそうです。ですから、県のほうでは、有機肥料として、これは販売することができるよ、非常に優秀ではないですかということのご返事をいただきました。

この残渣をつくるのにかかる日数は、なんと10日から12日です。今までの方法でしたら6カ月以上かかっていた肥料ですが、そこがそれほど早く、また県のほうでは持ち込んだ残渣が、乾燥させたものでしたから、これを40%から50%、しっとりした状態でやると風に飛ばされず、肥料として非常に価値が高まるのではないだろうかという言葉もいただきました。農業に関わる人たち、携わる人たちの手助けになるのではないでしょうか。まずは、矢細工にある試験農場での試験栽培から始めるのも方法の一つかなと思っています。

竹も非常に今、いろんなところに、山に生えて困っている厄介者であり、そしてそれに伴う 必要な材料は古古米、もう本当にいらなくなったお米で米麹を作り、そして水で、この先生た ちが研究した菌を入れるだけで、10日間で、アルコールというか、発酵させることに成功し たということらしいです。そのものも見せていただいて、今まで調査したら、こんな結果が出 たので、なんかこういうふうな工夫で進んでいけるんではないだろうかと思っています。

粉砕機等、何もしなければ、状況は何も進まない。使っていないといったら、それでおしまいになってしまうのではなく、失敗しても何かやってみる。つまずいたら、それは進んでいる証拠、前に進もうとしている証拠です。何かが見えてくると私は思います。こんな言葉がよく引用されて話をされていますが、あえてここで私はこれを言いたいなと思いました。

以上で質問は終わります。

# ○議長(上田孝二君)

伊藤雄波君の質問を終わります。

ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩とします。

再開は9時50分とします。

休憩 午前 9時37分

再開 午前 9時50分

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告2番、遠藤公久君の一般質問を行います。

遠藤公久君の質問を許します。

登壇してください。

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回は3項目について伺います。

まずはじめに、マイナンバーカード取得状況について伺います。

2020年12月定例会でも一般質問がありました。当時は交付済みの累計は2,804人で、人口に占める割合は24.6%、ほぼ町民の4人に1人がマイナンバーカードを所有している状態で、当時、県内では3番目の交付率であるとの回答がありました。

今更になりますが、確認させていただきます。

マイナンバーカードとは、割り振られた12桁の個人番号、顔写真、氏名、住所などが記載されたICチップ内蔵カードであり、オンラインで行政手続きをする際、本人確認に使うもので、取得はあくまで任意となっております。

しかしながら、カードの普及が進まなければ、行政デジタル化に影響を及ぼすとして、令和 4年5月17日付で、都道府県知事および市区町村宛てにマイナンバーカード普及促進に関す る総務大臣書簡が発出され、2022年度末までには、ほぼすべての国民が取得との目標を掲 げました。

そこで現在の身延町の取得状況件数、全取得率、年代別取得率を伺います。

# ○議長(上田孝二君)

望月町民課長。

#### ○町民課長(望月融君)

最初に、マイナンバーカードの取得件数についてお答えします。

郵送やスマートフォン、あるいはパソコンから交付申請手続きが完了し、その後、町民課や両支所において実際に交付した人数でありますが、身延町におきましては、本年8月14日現在、交付済みの累計は4,723人で、人口に占める割合は42.73%です。ほぼ、10人に4人がマイナンバーカードを所持している状況です。

ちなみに、山梨県全体の交付率は43.06%で、本町では県内の平均値にあたり、中位に位置しております。

また、本町の年代別の交付枚数率についてでありますが、国では各自治体の年代別交付枚数等は非公表となっており、公表されておりませんので、町では交付率を出すことはできません。

しかし、国では毎月公表しています統計資料の中の1つに、全国の市区町村の年齢別の全体に対します交付枚数率があります。7月末時点で、15歳未満や80歳以上の年代は9%台と低く、逆に50歳代、あるいは70歳代の年代は14%台と高い交付枚数率になっております。

本町においても、窓口でのカード交付などの状況からも、ほぼ同じような率の傾向ではないかと思われます。

今後も、より一層、きめ細かなサポートに努め、交付率向上に向けて取り組みを図ってまい

ります。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

再質問になります。

自治体の年齢別データが非公表であり、窓口に来た方の大体、傾向で見ていると。それ以外 に何か根拠があるのか。また、窓口に来ている方に対しての年齢別の感触というか、あると思 いますので、その分析と今後の対応を聞かせてください。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

望月町民課長。

# ○町民課長(望月融君)

お答えいたします。

申請された方のカードが町へ届けられ交付する際は、本人に直接窓口へ出向いてもらい、お渡ししていますが、その際の年齢層などを見ましても、本町でも、全国の市区町村の自治体の年代別の交付率同様、15歳未満や80歳以上の方は少なく感じ、逆に中高年の年代の方への交付が窓口でも多いような傾向にあると思います。

やはり、15歳未満などは必要機会が少ないためか、また、交付率の高い中高年の方は、必要に応じカードを利用する機会があるなどで、こちらの年代の方の率が高くなっているのではないかと思われます。

町としても、窓口における申請や出張申請する際などは、これら参考にしながら、カードを 持つメリットや利便性など周知しながら、少ない年代層の方に対します取得率の向上に向けて、 さらに取り組んでまいります。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

今後、取得率を上げていくには、15歳未満、また80代以上の方々へのアプローチという ものが非常に重要になってくるかと思われます。

次の質問になります。

CMなどでお目にかかっているかと思いますけれども、6月30日よりマイナポイント第2弾が開始されました。これはマイナ保険証の登録で7,500円分、公的給付金の受取口座登録で7,500円分、カードの新規取得者に対する5千円分のポイント付与と併せて最大2万円のポイントが付与されるという制度です。

9月末までにカード取得を申し込んだ人が対象となる、この総務省の事業に対し、本町の本 事業の開始後の新規申請者数を伺います。

### ○議長(上田孝二君)

望月町民課長。

# ○町民課長(望月融君)

お答えいたします。

「マイナポイント第2弾」が開始された以降、約1カ月半の間、取得促進として出張申請での受付を行ってきたこともあり、本町の7月からの新規申請者は8月14日時点、392人が申請されております。

「マイナポイント第2弾」が始まる前までの直近4カ月のひと月当たりの平均申請件数は50人ほどですので、だいぶ増えております。この事業が始まるころより、現在に至るまでも毎日のように問い合わせがあり、町民課や両支所窓口でも、マイナポイントの申請手続きをサポートしております。

この事業については、カードの申請期限である9月末までに、申請機会の拡大に取り組むことが重要であり、町でも引き続き周知広報を行いながら多くの町民の方に、まずはカードの新規申請をお願いし、併せてマイナポイントの申し込みを促していきたいと思います。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

あらゆる行事とかでも、職員の皆さんが申請を促している姿、ここ最近、かなりよく見ます。 頑張っていただいているなと思いました。やはり、それだけの成果が出ているということにな るかと思われます。

しかしながら、ポイントで取得を促す施策自体も限界にきており、今回の施策については余 剰金が6千億円にものぼり、期間自体の延長もささやかれてきております。

総務省は普及の遅れ対策として、5月末時点で住民の取得率が平均未満の約630の自治体を重点フォローアップ対象団体に指定して、名指しで対策強化を打ち出しております。4つのグループに分け、ここでは本町は町村の部類に分類されますが、グループごとに毎月取得率と前月からの伸び率、平均を算出し、下回った自治体を重点団体に指定し、都道府県を通じて通知するとしています。

町村グループでは、古いデータになりますけれども、5月末時点で取得率40.3%、伸び率0.6%などとなっております。

そこで、本町は重点団体に指定されたことが過去にあるのか。また、8月末現在の取得率、 伸び率を伺います。

### ○議長(上田孝二君)

望月町民課長。

# ○町民課長(望月融君)

お答えいたします。

今年の7月においては、全国で963団体がこれに該当しています。また、総務省では自治体の交付率一覧などを毎月公表し、自治体の立ち位置を知ってもらい、自主的な取り組みを促す狙いで公表も行っています。

本町では、これまでに「重点フォローアップ対象団体」に指定されたことは一度もありません。また、先ほども答弁させてもらいましたが、8月14日時点の交付率は42.73%で、今年度に入り、7月末までのひと月当たりの平均伸び率は0.67%となっております。

以上です。

## ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

現状では、重点フォローアップ団体に指定される心配はないということで安心いたしました。 6月15日現在で、全国の交付枚数は当時5,694万枚、交付率は45%と、あまりに浸透しない状況に、金子総務大臣は来年度の地方交付税の算定において、自治体ごとのカードの交付率を反映させる考えを突然、表明いたしました。あくまで取得は任意でありますので、無理強いはできないんですけれども、地方交付税に財源を委ねている本町においては、町民のマイナンバーカードの取得率は、財源確保にも直結する問題となりました。

申請自体が面倒など、カード未取得者へのより親切丁寧な対応、申請促進が重要だと考えますが、高齢者が多い本町の独自の状況、先ほども言ったように80代が結構、取得していないというような状況も含めて、8月号の広報などでは周知を行っていることも承知しておりますが、具体的にどのような取り組みを行っているのか、また、それに対しての改善点はあるのか伺います。

## ○議長(上田孝二君)

望月町民課長。

# ○町民課長(望月融君)

お答えいたします。

マイナンバーカードの申請開始当初より、町では町民課および両支所においてカード申請の サポートとして、写真撮影をサービスし、申請書類の郵送のお手伝いをしてきました。これま でにも、町広報紙をはじめ、町のホームページなどでも周知し、申請へ向けての取り組みを行っ てきました。

また、カードの取得促進として、町民にとって利便性の高い場所や生活に身近な場所に職員が出向き、カードの申請を受け付ける出張申請受付を実施してきました。昨年度末における税の申告会場や、今年度に入り参議院議員選挙の期日前投票所、親御さん向けの学童保育所の会場や高齢者の100歳体操教室の場、4回目のコロナウイルスワクチン接種の集団接種の会場、さらに9月には飯富病院の待合場、商業施設においても実施をしていきます。

これからも申請会場の要望など聞きながら、様々な場所に出向き、申請機会の拡大を図ることが重要だと考えます。

町では、現在は申請した方へカードを交付する際は、申請者本人に窓口に来てもらい交付していますが、窓口で申請する場合は、郵便でのカードの受け取りの交付方法を検討してまいります。

今後もマイナンバーカードの利便性・安全性について、町民の方には情報をしっかりと伝え 周知し、特に高齢者の方にはきめ細やかなサポートに努め、カードの普及拡大により一層の取り組みを図ってまいります。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

再質問になります。

私も今回、この質問をするにあたり6人家族の中で未取得だった15歳未満の子ども、2人の申請を行いました。子どもの申請は、法定代理人など親が比較的簡単にできますが、交付は本人を連れて行かなければならないという点が、非常に時間的にも制約されますし、正直なところ面倒に感じました。この部分を、郵送での対応を検討しているという、素晴らしい取り組みだと思います。それにつきましては、法令的には町独自の取り組みとして可能なのか、伺います。

## ○議長(上田孝二君)

望月町民課長。

# ○町民課長(望月融君)

お答えいたします。

マイナンバーカードの申請交付の事務については、各種法律等の定義により、国が定めた「個人番号カードの交付等に関する事務処理要領」に基づき、本町においては交付する際は、来庁方式による交付方法をとっております。

どうしても本人確認と暗証番号の設定が交付の際には必須となります。仮に、郵便交付をする場合においても、申請の際には必ず1回は窓口に来ていただかなくてはなりません。

郵便による交付の方法について制約もあるようですが、要領を参考にしながら、今後の郵便 等による事務処理を検討してまいります。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

ネットで申請した場合は、窓口で1回と。窓口で申請した場合は、窓口に来たときに処理を しておけば、受け取りは郵送でできますよ、1回で済みますよと、そのへんだけでもかなり違 うと思いますので、しっかり、そこのところは検討していただいて、改善できたらと思います。 次の質問になります。

今回のマイナポイント第2弾の施策の1つに、マイナ保険証の取得を促す事業があります。マイナ保険証とは、カードに健康保険証の機能を持たせ、一体化させたものです。カード取得後に個人が手続きすることで、保険証の代わりとして使えるようになります。各病院においては、ICカードリーダーシステムの改築などが必要でありますが、患者が同意すれば、過去の処方履歴などを確認できたり、保険証の情報入力の簡素化ができたりします。患者側も高額医療の手続きが簡易になったりします。

厚労省によると、4月末時点で運用導入している機関は26.1%であり、2024年度から原則義務化をし、2024年度以降に従来の保険証の廃止を目指しているとの報道もあります。そこで本町の医療機関でのICカードリーダーシステム、運用状況や導入の状況を伺います。

### ○議長(上田孝二君)

望月町民課長。

# ○町民課長(望月融君)

お答えいたします。

マイナンバーカードを健康保険証として登録し、利用できます「マイナ保険証」は、昨年10月に本格運用されました。

オンライン資格確認が導入された、カードリーダーが設置されています医療機関・薬局で、 登録されましたマイナンバーカードを持参すれば健康保険証として様々な利活用ができ、今後 さらに用途も広がっていきます。

町内においては、7月末までにマイナンバーカードが、保険証として利用できます医療機関は、飯富病院のみです。また、薬局では調剤薬局3店があります。

ちなみに、峡南地域の医療機関の状況ですが、富士川病院、市川三郷病院、一部の歯科医院や薬局でも導入されています。確認しましたところ、今後、身延山病院やしもべ病院でも、機器の導入に向けて検討しているそうです。

国では医療機関・薬局でのシステム整備を支援し、令和5年4月からオンライン資格の導入を原則として義務付けることとしており、おおむねすべての医療機関等において、端末の導入を目指し、将来的には保険証の原則廃止を目指しているようです。全国でマイナ保険証を読み取って、オンラインで資格確認する専用のカードリーダー設備を申し込んだ医療機関は、7月時点で全体の6割強といわれております。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

このリーダーシステム、私も見てきました。非常に簡単な形で、窓口に置いてありまして、 自分でカードを中に入れるだけと。非接触でありますし、すぐ読み取ることができると。今後、 導入の相談等がありましたら、ぜひ導入を促すような働きかけをしていっていただきたいと思 います。

続きまして、次の質問になります。

自然災害発生時の対応について伺います。

近年、想定外の集中豪雨が頻発し、また頻発する地震など、以前に比べ自然災害の発生が日常化しております。自然災害に対して、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる現況下において、避難所を開設する場合には感染症への対策に万全を期すことが重要となっております。

状況等に応じては、避難所の収容人数を考慮し、過密状態を防止するため、あらかじめ指定 した指定避難所以外の避難所の開設を検討するなど、コロナ禍以前よりも可能な限り多くの避 難所の開設を図る必要があると考えます。

また、避難所における感染症リスク軽減のためのスペースの利用方法など、コロナ禍における避難所運営の在り方について、事前のシミュレーションが重要だと考えます。

以前、報道に見られましたが、民間のホテルと協定を結び、現状の避難所以外にも避難所の 拡充を図っているというようですが、避難所拡充は現在、どのような状況なのか伺います。

### ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えいたします。

現在、町が開設する避難所は、今年度新たに避難所の指定を予定している根子地区を含め 40カ所となります。

避難所の拡充については、これ以上の避難所の開設は運営上、職員の配置が難しいため、拡充は考えておりません。しかしながら、避難所での新型コロナウイルス感染症への対策として、対人距離を確保できるよう段ボールパーテーションや避難所内での感染者が発生した際には、隔離できるように室内用テントなど、コロナ感染症対策用品を防災備蓄倉庫に配備しております。

また昨年度、町と下部ホテルは災害発生時にホテルの一部を一時避難所として使用する協定を結び、災害発生時には、町民および観光客への一時避難所として開放していただけることとなりました。

避難は町が指定した避難所へ行くことだけが避難ではありません。安全な親戚や知人宅等へ 避難することも考えられます。

日頃からご家庭で避難先や、どう行動するかを相談するよう推進していきたいと思います。 以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

再質問になります。

避難所の拡充は考えていないということで、今現状、備蓄場所、下部地区が14カ所、中富地区が23カ所、身延地区が26カ所、避難所が40カ所、避難地が73カ所、福祉避難所が23カ所等の記載がありますが、当町の防災官などによる避難所の現地視察、それによって問題点の改善、変更・更新などは何年ごとに行われているのか、伺います。

#### ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

## ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えいたします。

避難所の現地視察につきましては、令和2年の防災官着任時に行っております。また、備蓄 品の入れ替えの際にも現状の確認等を行っております。

幸いなことに防災官の着任後、避難所の開設はございません。実際、開設した際に問題点や改善点が出てくるかと思いますので、その都度改善をしていきたいと考えております。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

避難場所の改善というのは、どうしても出てくるかと思いますので、そこのところは迅速に 対応していただいて、常に情報の更新をしていただきたいと思います。

次の質問になります。

先ほども申しましたけれども、コロナ禍においての避難所の開設には、やむを得ず人数制限

などを行う必要が出てくることも想定されます。

そのような場合、高齢者、基礎疾患のある方、障がい者、妊産婦などを優先して避難させる などの対応が必要だと考えます。

そこでは、備蓄物資はもちろんのこと、避難所内の十分な換気やスペースの確保、避難所全体をとおしてのレイアウトなど、感染症対策に配慮した避難所運営計画の再構築と運営側の訓練が必要だと思いますけれども、実施状況について伺います。

# ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長 (天野芳英君)

お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたとおり、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用いたしまして、新型コロナウイルス感染症対応のため、室内テントや換気を行うためのダクト付き送風機などを購入し備蓄しています。また、スペースの確保に使用する段ボールバーテーションを県から貸与され配備しております。

しかしながら、感染力が強い変異株のまん延により、感染拡大が収まる気配もなく、研修や 訓練等の開催が難しい状態となっております。

感染状況を確認しながら、配備しました備品を活用し、感染対策に対応した訓練を自主防災 会にも共有していきたいと考えております。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

#### ○1番議員(遠藤公久君)

訓練は非常に重要であり、訓練でできないことは実践では絶対できないとも言われております。訓練をとおして、計画や想定もできなかったことを見直し、計画を再構築する、計画、訓練、見直し、計画の更新、この作業が避難計画には欠かせないと考えます。

コロナ禍で大変な状況でありますけれども、減少傾向のときに少人数の職員の方による訓練などの実施を検討していただきたいと思います。

次の質問になります。

災害発生時の行動について、在宅ケア者や、その家族に周知されるべき特別在宅ケア者の災害対策マニュアルは整備されているのか。また、やむなく自宅にとどまった在宅ケア者への支援方法は検討されているのか、伺います。

### ○議長(上田孝二君)

深沢福祉保健課長。

## ○福祉保健課長(深沢泉君)

お答えします。

特別在宅ケア者の災害時の支援マニュアルは整備してあります。このマニュアルに基づき、 災害時に支援が必要な方を事前に把握し、誰が支援するかをあらかじめ決めておくことにより、 情報伝達や支援活動が迅速に行われることおよび、地域内での助け合いのネットワークをつ くっていただくことを目的に、「災害時要配慮者登録制度」を実施しております。

災害時には、ご近所の方などと協力して「自分たちの地域は自分たちで守る」という「自助・

共助・公助」の精神のもと、高齢者や障がいのある方々を地域ぐるみで災害から守るため、「災害時要配慮者登録台帳」の整備を民生委員の方々に依頼しております。

そして、地域の防災活動に活用していただくため、この登録者台帳の情報の一部を自主防災 組織および民生委員等の支援関係者に提供しています。この情報提供は、災害時の要配慮者の 避難誘導の方法や、また、やむなく自宅にとどまった要配慮者についても、情報伝達、安否確 認などの支援活動について、地域の皆さんで計画していただくことを目的としています。

今後も、要配慮者の災害時の支援活動のため、民生委員の方々の協力を得ながら、「災害時要配慮者登録台帳」の整備を継続して進めていくとともに、自主防災組織等の関係機関に情報提供し、地域の皆さんで支援計画を考えていただくよう、取り組んでまいります。

以上です。

# ○議長 (上田孝二君)

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

この問題は、まさしく共助への取り組み、地域の皆さまの協力がなければ不可能であります。 しっかり地域との情報の提供を行い、ここには個人情報の非常にデリケートな部分もあります けれども、地域での計画にしっかり反映できるように取り組んでいただきたいと思います。 次の質問です。

本年7月17日は、県感染症対策センター、県CDCによりクラスターに対する専門人材を 育成する取り組みの一環として、避難所で新型コロナウイルス感染者が確認されたことを想定 した実地研修訓練が行われたとの報道もありました。

本町の医療従事者の参加状況と行政の連携について伺います。

# ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えいたします。

7月12日、下山分館を会場に県感染症対策センターが中心となり、医療関係者による実地研修が行われました。避難所において、新型コロナウイルス感染者が確認されたことを想定したものです。この研修は甲府市や甲斐市、富士河口湖町など6市町に計7会場を設け、クラスターに対応できる人材を養成するため、医療関係者を対象に実施し、県内の医療機関に所属する医師や看護師、薬剤師、臨床検査技師など計45名が参加しました。身延町からは、本町に所在する病院から医師が参加しております。

避難所において、感染が確認された際には県と連携を取り、対応をしていきたいと考えております。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

再質問になります。

本町からは、医師が参加したということですけれども、何名参加して、訓練内容等は共有できているのでしょうか。

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えいたします。

本町からの実地訓練の参加者は医師が1名です。この訓練は、医療機関専門の訓練内容となることから、訓練内容については町には共有はされておりません。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

専門性があり、情報の共有はできていないということですので、発生時には医師の指示に一任することになるかと思います。現場で臨機応変な対応が必要になるかと思いますので、町独自の感染者発生の対応マニュアル等、職員の間で確認、共有をしていただきたいと思います。 次の質問です。

以前、集中豪雨による突発的な避難所開設において、毛布等、備蓄品が行き渡らず、家に取りに帰ったなどという事例を耳にしました。

災害発生時において、道路網、通信網などの寸断など、様々な困難な状況が起こり得ますが、 備蓄場所から避難所への配送方法、現在の備蓄状況などについて伺います。

# ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えいたします。

指定避難所には、防災備蓄倉庫を隣接しております。避難所開設担当として役場職員がおりますので、避難された方にもご協力をいただきながら、防災備蓄倉庫から備蓄品の持ち出しを行うことになります。

備蓄品については、被災時には国からプッシュ型で支援されることから、町では5日分を備蓄し、備蓄品の種類を充実させております。

個人の事情などにより、ご家庭で必要な物についても、備蓄していただき、避難の際にはお 持ちいただくよう周知をしていきたいと思います。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

災害備蓄品の中でも、都道府県所在地の政令指定都市の39%が災害トイレに対して不足するおそれがあるなどの報道があります。主な災害トイレには、携帯トイレ、簡易トイレ、マンホールトイレ、仮設トイレ等があります。トイレの充足見込みとして、災害発生から3日間、避難者1人、1日4、5回を想定するなど様々な試算数値が見られますが、実際には避難所にいる人以外でも、断水などが起これば災害トイレを利用するはずであり、備蓄量の算出はかなり困難なものと考えられます。

トイレは、誰でも災害発生から数時間以内に必要となります。特に女性の方にとっては、清

潔かつ、しっかりと隔離されたトイレ空間は重要な問題となり得ます。本町においては、トイレ凝固剤、備蓄の記載は見られますが、災害トイレの種類、数量はどうなっているのか。また、家庭などへの備蓄の呼びかけは、水、食料、着替えなどに留まることなく、災害トイレの備えも必要だと思いますけれども、そのような啓発は行っているのか伺います。

### ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えいたします。

現在、避難所や防災備蓄倉庫に、テント付き簡易トイレ123個、携帯型トイレ80個、処理セット1,039セット(5万5千回分)を備蓄しております。

内閣府が示す指針の備蓄数を確保するよう、今後も計画的に備蓄を進めていきます。

町民の皆さまには、自助、共助の取り組みをお願いしておりますが、併せて各家庭での備蓄 品にトイレ処理剤等の備蓄も呼びかけていきたいと考えております。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

再質問になります。

ただいま、内閣府の示す指針に対して、どの程度不足していますか。また、その目標値はい つごろまでに達成できる見込みなのか、お答えください。

# ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えいたします。

町では5日分の備蓄を計画しており、内閣府が示す指針の「1人が1日平均5回使用」に当てはめますと、現状の処理セットの備蓄数では3日分ほど不足しております。

町では、令和8年度までに内閣府が示す指針数を備蓄するよう、計画的に備蓄を進めていき たいと考えております。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

3日分の不足はかなり深刻な状況だと考えます。令和8年度までの計画とのようですけれど も、前倒しをしてでも早急に対応できるように検討していただきたいと思います。

次の質問になります。

避難とは難を逃れることが大前提であり、コロナ禍では無理をして避難所に行くことより、 できれば身近な親戚、知人など安全な場所に避難させてもらう、いわゆる分散避難が有効では ないかと考えます。

2020年6月定例会一般質問の答弁では、その当時の5月末日にチラシを各戸に配布したようでありますけれども、分散避難の啓発は継続的に必要だと考えますが、いかがでしょうか。

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、避難は町が指定した避難所に避難することだけではありません。 安全な親戚や知人宅、ホテル・旅館などへの避難も考えられます。普段から災害時にどう行動 するかを、ご家庭で相談しておくことが大切です。

また、親戚や知人宅等、避難される際は組長や自主防災会に一言避難先を伝えていただき避難されるよう、町としても引き続き町ホームページや広報紙等で啓発をしていきたいと考えております。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

私もこの質問をするにあたって、簡易トイレ等を取り寄せたり、水の浄水器等を取り寄せて、 家でちょっと試してみました。当時、熊本地震があったときには、着替え等を準備したりして いったんですけれども、恥ずかしい話そのままで、子どもの服も小さいままというような状態 であります。どうしても災害が遠くになりますと、そんなような状態になってしまいますので、 常に啓発をしていただいて、準備して備えていただくような対応をしていただけたらと思いま す。

それでは、次の質問に移ります。

次は、身延町活性化施設・ゆばの里について伺います。

身延町活性化施設・ゆばの里は地域の活性化、交流の場、情報発信の拠点施設、身延山久遠寺来訪者の立ち寄り先として、ゆばを中心とした特産品、農林産物の取り扱いを主として、平成15年、身延町相又425番地に農林水産省県営中山間地域総合整備事業活性化施設として建設されました。

現在は、平成31年2月1日より令和5年3月31日の期間をもって、企業組合みのぶゆばの里とよおかへ指定管理がなされております。コロナ禍以前は指定管理者の経営努力により集客、売り上げ等も好調であり、決算状況も良好でありました。また、ゆばの体験設備もあり、一般観光客以外にも地元の小学生などに地元特産品の学びの場を提供してきました。

他方では、地元の雇用創出にも貢献し、現在は正社員が12名、パート従業員を5名雇用しております。しかしながら、観光集客がままならないコロナ禍において来場者、売り上げとも危機的・壊滅的な状況に陥りました。

さらに中部横断道開通に伴い、国道 5 2 号線の交通量激減は、同道路に面している同施設に とっては、経営状況の悪化にさらに追い打ちをかけました。

このような状況におかれた施設に対し、指定管理者任せで状況の改善を望むことは酷であり、 町として指定管理者納付金の免除を行ってきたようでありますけれども、それ以外に何らかの 支援も必要だと考えます。そこで具体的な施策を伺います。

# ○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

# ○産業課長 (大村隆君)

お答えいたします。

コロナ禍の現在、ゆばの里の利用者数、売り上げは、ともにコロナ禍以前に比べ、おおむね 50%減となっており、非常に厳しい状況となっております。

支援策につきましては、令和2年度、令和3年度の指定管理者納付金を免除としており、令和4年度につきましても免除とする予定でおります。

また、令和3年度までの5年間で、1,280万円ほどをかけ、空調設備やボイラーの入れ替えなどの修繕などを行っております。

なお、現状について、ゆばの里と協議を行い、現在対応できずにお断りしている少人数での ゆばづくり体験ができるよう、今後改修を行うことを検討しております。

以上でございます。

### ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

先ほども話しましたけれども、従業員が全部で17人いる状態で売り上げが50%、かなり厳しい状況かと思います。

では、次の質問にまいります。

コロナ禍と相まって、建設からこの施設は19年が経過し、施設の老朽化があちこちで見られる状況となっております。電気照明のLED化への未対応や、建設当初のままの空調設備などによる光熱費等の経費負担、床の汚れ、メイン看板の消耗など大幅な改装が必要な状況となっているのが現状であります。

過去5年において、先ほど答弁いただきましたけれども、1,280万円の修繕費をかけて、 各設備の修繕を行ってきているようでありますけれども、老朽化箇所すべてに手がまわってい ないのが現状であります。

ウィズコロナの中での営業を見据え、例えば物販部門の商品陳列方法を見直し、既存土産品販売面積を縮小して、団体客の受け入れが可能になるように、座席数確保のための食堂部門の拡張、または体験型観光ゆば施設の充実等、ここには更衣室や体験スペースの拡充やコロナに対応する仕切り板等の設置等があるかと思いますけれども、町主導のもと、大幅な改装、いわゆるリニューアル計画を立てて取り組むべきと考えるが、いかがでしょうか。

### ○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

### ○産業課長 (大村隆君)

お答えいたします。

ニューアル計画につきましては、現在、町にはございませんが、しかし、照明のLED化および正面入り口の自動ドアの改修につきましては、来年度当初予算での対応を検討しております。

また、ただいま議員からご指摘の改修につきましては、個別施設計画の施設方針である長寿命化と併せ、ゆばの里と協議し、検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

再質問になります。

ただいま、個別施設計画の施設方針である長寿命化と併せて協議していくとのことでありますけども、少し時間がかかることが予想されます。その間も経営状況の急速な回復が困難かとも思われますので、緊急性を要する修繕などは待ったなしで発生する可能性もあります。

そこで、具体的で迅速な救済措置として、指定管理者募集要項にある指定管理者と身延町の 責任分担、すなわち施設・設備改修工事に係る金額が、現在は50万円未満は指定管理者で、 50万円以上は身延町でという取り決めになっておりますけれども、この金額を30万円未満 は指定管理者で、30万円以上は身延町でというような救済措置を講じる考えはあるのか伺い ます。

# ○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

# ○産業課長 (大村隆君)

お答えいたします。

コロナ禍などによる経営状況の悪化を考慮するとともに、施設の老朽化による修繕等も増加 しているため、負担軽減について早急に検討したいと考えます。

以上でございます。

### ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

#### ○1番議員(遠藤公久君)

ぜひ早急に対応していただきたいと思います。

次の質問になります。

当施設は、コロナ禍までは指定管理者施設の中でも、数少ない健全経営の施設であったことは、先ほども申しました。しかしながら、情報発信の取り組みは、一番遅れているように感じられます。和紙の里、金山博物館、あけぼの大豆、自然の里などのホームページはリニューアルを重ね、現在、スマートフォン対応になっておりますが、ゆばの里のページは旧来のままであります。

情報発信は、観光集客施設にとって最強のツールになり得ますが、早急な改善へ向けての当 局の指導および取り組みを伺います。

### ○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

# ○産業課長 (大村隆君)

お答えいたします。

本件につきましては、産業課も折に触れ、ゆばの里に対し改善を促しているところでありますが、SNSの対応については、現状の人員体制では難しく、実現に至っておりません。

しかしながら、議員ご指摘のとおり、情報発信は集客施設として必要不可欠なものと認識しておりますので、改善に向け努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

こちらも早急に対応していただきたいと思います。

では、次の質問になります。

町の直営および指定管理集客施設においては、現在の人口減少社会においては、公共施設の 運営でなく、経営を目指すべき事態となっています。これは和紙の里、道の駅しもべ、自然の 里など、金山博物館については博物館であり、ちょっと学術的な見地もあるかと思いますので、 そういった意味合いは薄れるかと思いますけれども、それぞれの施設に共通した問題であります。

合併前の地域活性化目的で投資した施設が、お金を使うものであって、お金を生み出すものになっていない現状が見受けられます。

運営は与えられたもの、機能をよりよく達成するため、組織・資金を活用し、運営の目的はあくまでも仕事を効率よく達成するためなので、人や物、資金を活用することに主眼があり、そこには収益の最大化という目的は存在しないので、利用者が多かろうか、少なかろうがあまり関係ありません。

しかしながら、経営の目的は収益を最大限に引き出すためであり、人や物、資金を有効的に 活用し、お客さまに満足して、それに見合った対価をいただくことであります。

観光経営で大切なことは、観光客の来客数の前に観光消費単価が重要であり、観光消費単価掛ける観光来客者数、それが観光消費総額となります。そこでは、事業内容や取扱商品、組織の構造などをつくり替えていくことが必要であります。

このような視点は、町の直営および指定管理施設にも共通したものであり、必要不可欠であると考えます。

6月定例会において、同僚議員が西嶋和紙の里の一般質問をとおして指摘しておりますが、 町として、それらの施設群に対し、個別施設計画を策定し公共施設在り方等検討委員会におい て、今後の方向性について提言をいただいている旨の回答がありました。そこで伺います。そ れは具体的にどのような提言なのか。また、提言は生かされているのでしょうか。

# ○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

# ○産業課長 (大村隆君)

お答えいたします。

検討委員会からの提言は、1つといたしまして、引き続き、指定管理制度を導入した上で、 施設を継続する。2つ目が、中部横断道の開通により、利用者の減少が懸念されることから、 「ゆば」をアピールできる体制の確立をする。3つ目といたしまして、交流の場として豊岡地 区の活性化になることを期待するというものでございました。

1つ目の、指定管理による施設の継続につきましては、町も同様の考えでございます。

2つ目の、「ゆば」をアピールできる体制につきましては、先ほどの議員のご質問にもありましたとおり、SNSなどを活用し、情報発信を行っていけるよう検討してまいります。

3つ目の交流の場として豊岡地区の活性化になることを期待するにつきましては、地元産農産物の販売を通じ、生産者と消費者が交流できる機会などをつくることができるよう努力して

まいりたいと考えております。以上でございます。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

# ○1番議員(遠藤公久君)

再質問です。

ただいまの3番目の豊岡地区の活性化についてですが、地元農産物の直売など、地域の小規模農家やお年寄りのやりがいや、生きがいにつながる大変有意義な取り組みだと考えます。これを例えば、日にちを決めて定期的な朝市の開催や、豊岡地区の更なるお年寄りの雇用などがあるかと思いますけれども、具体的にどのようにバックアップしていくのか伺います。

# ○議長 (上田孝二君)

大村産業課長。

# ○産業課長(大村隆君)

お答えいたします。

ゆばの里とよおかは、地元有志で組織する企業体が指定管理者として運営しております。また、現在ゆばの里における農産物の販売は、地元の生産者によるものであります。

このため、豊岡地区の活性化に一定程度寄与していると考えますが、今後さらに地域と密着した運営が行えるよう、農産物の販売スペース確保のための支援や、広報等を活用したイベントの周知などの支援を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

# ○議長(上田孝二君)

遠藤公久君。

### ○1番議員(遠藤公久君)

豊岡地区の皆さまが、あそこに施設ができたときには、非常に明るくなって、豊岡地区も活性化したという重要な地域の拠点施設になっております。ここはやはり、非常に厳しい状態ですので、町としても、もう一度テコ入れをしていただいて、何かとバックアップをしていただきたいと思います。

以上で、私、遠藤公久の一般質問を終わります。

#### ○議長 (上田孝二君)

遠藤公久君の一般質問が終わりました。 ここで一般質問の途中ですが、暫時休憩といたします。 再開は11時といたします。

TIMILATING CV 7COAyo

休憩 午前10時45分

#### 再開 午前11時00分

# ○議長(上田孝二君)

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

なお、伊藤雄波議員から早退の届け出が提出されましたので報告します。

それでは、次に通告3番、山下利彦君の一般質問を行います。

山下利彦君の質問を許します。

登壇してください。

山下利彦君。

# ○4番議員(山下利彦君)

通告により一般質問を行います。

私の近所に88歳、今年89歳になる高齢者がいます。なかなか、その方も車を手放さなくている現状を見ながら、もっと気楽に利用できる生活交通がないのか、そんなところを考えたときに、高齢化が進んだ過疎地域において、高齢者が普通の生活を送れ、幸せを実感できる生活環境の実現は、生活の足としてのデマンドタクシーは最も大切なツールです。

町当局におきましても、その重要性を認識され、どうしたら多くの町民に利用していただけるのか、常に考えていることと期待しております。

利便性の向上こそ経営改善につながることから、6月の議会に続き再度、その両面から公共 交通の在り方について、町の考えを伺います。

まず第1に、送迎体制の統一化につきまして、送迎体制は18年前の3町が合併する前の形がほとんどそのまま継続されております。

旧町間により偏りが生じて効率的ではない面があると考えます。利用客が多いといえない、 現状でもまだなお、今の送迎体制をほとんど変えない、その原因について伺います。

# ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長 (天野芳英君)

お答えします。

みのぶ乗合タクシーは、身延地区は平成20年10月から、中富地区、下部地区は平成21年10月から運行を開始し13年が経過しています。

運行開始から現在まで乗り入れ地区の拡大や車両を増やすなどして、利用者の声を聞きながら、利便性が向上するように改善をしてきました。

今後も引き続き町民の皆さまが利用しやすい運行体制を検討していきたいと考えております。 以上です。

## ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

#### ○4番議員(山下利彦君)

現状の公共交通の重複や非効率が散見されます。旧町の壁を取り払い、それぞれの地域の送 迎体制の良いところをほかの地域にも取り入れる、同じサービスの形を全町に提供することが 効率的な運用になると考えます。常に定期的な見直しを努めていただきたいと思います。

次に利便性、効率性の追求こそが公共交通体制の経営改善につながると考えますが、経営状態につきまして、町営バス、町有バス、また旧町ごとの乗合タクシーにつきまして、それぞれ年間の利用者数および負担金などを含めた経営収支状況を伺います。

# ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長 (天野芳英君)

お答えいたします。

町営バスは古関甲斐岩間線、古関循環線、身延鰍沢線、飯富本栖湖線の4路線があります。

古関甲斐岩間線の令和3年度利用者数は1,629人。古関循環線の令和3年度利用者数は1,040人です。古関甲斐岩間線と古関循環線は1つの委託契約を締結しており、2路線で年間収支はマイナス650万800円です。

身延鰍沢線の令和3年度の利用者は2万659人です。年間収支はマイナス2,742万3,229円です。

令和3年11月から運行開始した飯富本栖湖線の令和3年度の利用者は9人で、年間収支はマイナス64万2,920円です。

町有バス2台(あじさい号、ふるさと号)の令和3年度の利用者は、あじさい号1,541人、 ふるさと号807人、2台合計で2,348人です。年間収支はマイナス495万528円で す。

乗合タクシーの年間負担金と利用者数から見た収支状況ですが、令和3年度身延地区の年間 負担金は1,675万1,100円です。利用者数は7,036人、年間収支はマイナス1, 471万1千円です。

中富地区の年間負担金は1,437万4,800円で、利用者数は3,435人、年間収支は、マイナス1,335万1,500円です。

下部地区の年間負担金は1,288万8,060円で、利用者数は5,384人、年間収支は、マイナス1,131万2,660円です。

公共交通の収支状況は、年間総額マイナス6,806万2,637円の赤字ですが、町民の 足の確保として事業を実施しております。引き続き町民の皆さまにご利用いただけるよう、運 行体制を検討していきたいと考えております。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

# ○4番議員(山下利彦君)

今の報告の中で、県の負担金2,500万円、あるいは790万円、それがなければ、公共 交通のマイナスは1億円近くなるというような状況で、今、推移しています。

今、報告のように効率的な送迎を心がけるということの中で、一番の赤字が出ているところ、 具体的には申しませんが、町営バスと、それから乗合タクシー、これが同じところを走ってい るのが、非常に目立ちます。それから先ほどの報告にもありましたが、年間9人しか利用しな い路線についての、これからの存続につきまして検討するなど、ちょっと見ただけでも、デー タに基づく路線の物理的な効率性の追求、これをまずやっていただきたい。経営改善に努めて いただきたいと思います。

次に、土日祝日の運行実施について伺います。

デマンドタクシーは生活交通のほかに住民福祉の向上を図るため、交通不便地域の解消、高齢者等の外出促進、公共施設の利用促進等を通じ、町の活性化を図れる側面があると考えます。

土日祝日に主に開催される各種イベントの参加を通じ顔見知りになったり、地域コミュニティ活性化ツールとして活用できる可能性があると考えます。高齢者が退職後、どのようにいきいきと生活していけるのか、そのために移動サービスに何ができるのかを考えたときに、2日前の予約制における土日祝日の運行実施は必要と考えるが、考えを伺います。

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えします。

乗合タクシーは道路管理者や路線バス事業者、町内タクシー事業者などで構成されている身 延町地域公共交通活性化協議会において、運行形態を決定しております。運行当初から、土日 祝日の運行については、民間事業者の事業を妨害しないように配慮して、平日のみの運行とし てきました。

土日祝日の運行については、利用者のニーズも踏まえた中で、身延町地域公共交通活性化協 議会において検討したいと思います。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

# ○4番議員(山下利彦君)

答弁は求めませんが、乗合タクシーの運行形態を身延町地域公共交通活性化協議会というと ころで決定しているというお話ですが、構成メンバーに住民代表、利用者代表は何人ぐらいい るのか、また定期的に開催されるといわれていますが、どの程度、開催されているのか、次回 以降、質問いたします。

この土日祝日の運行につきましては、幸福度ランキングにおいて、全国で1位になった埼玉県の鳩山町というのがあります。そこでは、乗合タクシーは土日運行は当然行っておりまして、また町外への運行も行っております。

先ほど答弁の中で、土日祝日の運行は民間事業者の事業を妨害しないよう配慮したとありますが、本来、配慮すべき対象というのは、住民の幸福を感じる生活であります。会議では、住民の声の重要性を認識し、身延町も生活交通としてのデマンドタクシーが新たなステージに移ることを望みます。

次に、デマンドタクシーにおきましてのクラウドサービスのデータ分析について伺います。 クラウド型の受付システムにおいて、自動的に集積された各種データの分析は重要でありま す。データの分析状況と、それにおきましての今後の対策について伺います。

#### ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

### ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えします。

乗合タクシー予約センターには、クラウド型のデマンド交通システムを導入しております。 システムを使用する中で、年代別登録者数や利用の多い場所、男女別利用者数などのデータ があり、利用者の多い時間帯や利用場所では商店・スーパーや病院が多いことなどが分かりま す。この利用者データから、利用者の多い地区に配車するように改善も行ってきました。

今後も町民の皆さまにご利用いただけるよう改善を検討していきたいと思います。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

# ○4番議員(山下利彦君)

ありがとうございます。現在、窓口でいただいた資料におきましては、利用者数および利用者の年代分布という資料をいただいているところでありますが、今のクラウドサービスにおける集積されたデータをより細かな各方面からのデータを図式化し、先ほどの身延町地域公共交通活性化協議会への貴重な資料として提示しながら、一歩一歩改善していただきたいと考えます。

次に、デマンドタクシーの利用者の声の対応について伺います。

住民の足であるデマンドタクシーサービスの充実は、住民、事業者、行政の支え合いの中で成り立つものであるから、利用者の声が改善の一番の原動力になります。現状どのような要望の声があり、そしてそれに対して今までの対応、今後どのような対応を考えているのか伺います。

### ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長 (天野芳英君)

お答えします。

利用者の方からの要望は予約センターで伺っております。予約センターに確認したところ、今まで一番多い要望は「自宅のそばまで来てほしい」という要望だそうです。以前に答弁しておりますが、できるだけ要望に沿えるよう、現地確認等を行い、安全に運行できるように対応しております。

道路状況等によりご希望に応えられないこともありますが、ご理解いただきご利用をお願い したいと思います。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

#### ○4番議員(山下利彦君)

ありがとうございます。その方向で積極的に頑張っていただきたいと思います。

答弁書の中にあります自宅のそばまで来てほしかった、これが非常に多いと思います。なかなか実現には難しいと思いますが、先ほどの住民の声、直接の声として、予約センターの情報、それが直接の声になろうかと思います。また、先ほどのクラウド型デマンド交通システムの集積された情報、これによって、より住民に寄り添った公共交通の運行体制の構築を活かしていただきたいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

次に、サービスの拡大と多様化への対応につきまして。

同じ車を走る、そういう条件の中で、オンデマンド乗合タクシーの機能の側面として、福祉保健課の高齢者の生活に目線を置いての個別の課題解決と、交通防災課が連携して双方の施策に反映され改善していったならば、さらに良いのではないかと考えます。

高齢者宅への弁当の宅配、高齢者の見守りや道路の破損状況のデータを町へ送信など業務として担当できないか。さらに車いす対応の車両の導入により、車いす使用者、介助が必要な人への移動サービスの拡大は考えているか、伺いたいと思います。

# ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

# ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えいたします。

高齢者宅への弁当の宅配については、身延町社会福祉協議会に配食サービス業務を委託して 実施しており、併せて見守りも行っています。また、身延町と町内郵便局および峡南郵便局と の間で、包括連携に関する協定書を締結しており、郵便配達員が集配業務中などで、異変に気 が付いた場合や道路の破損等の情報なども町へ連絡をいただけることとなっております。

車いす使用者や介護が必要な方への移動サービスですが、「身延町介護支援福祉自動車貸出事業要綱」により、介護支援福祉自動車を無料で貸し出す事業や在宅の重度心身障害者がタクシーを利用する場合に、料金の一部を助成する事業も行っております。

以上のように、このようなサービスについては、福祉保健課の事業で対応しておりますので、 乗合タクシーでの対応は考えておりません。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

#### ○4番議員(山下利彦君)

ありがとうございました。先ほどの答弁の中で、気になる点があります。

提案した内容で、住民への各サービスは福祉保健課で対応しているので、乗合タクシーでは 対応しないという答弁につきまして、それはそれでいいんですが、現在、乗合タクシーは旧中 富町、旧下部町の各地域にそれぞれタクシーを2台ずつ配置し、1カ月22日間、1日9時間 の業務契約をしています。乗合タクシー業務が予約制の中において、空いている時間帯に各課 の垣根を超えた行政サービスの提供を考えることは、効率的であり、経済改善につながるもの と考えます。

また、乗合タクシー、町営バス、町有バス、路線バス、鉄道など交通機関全体が旧町の枠を超え、それぞれがお互いの機能を補完しあうためのネットワークづくりは、さらに利便性を上げるものと考えます。

幸福度ランキング全国1位で、住民のほとんどが幸せを感じているという埼玉県鳩山町のデマンドタクシーについては、住民の困っていること、弱いところ、住民の望むところに対し、より深く丁寧に手を差し伸べている姿だと考えます。

今後さらに少子高齢化が進み、免許返納者が増加しても、利便性が向上され、高齢者、交通 弱者がいつまでも、この身延町の地でいきいきと暮らし続けられるデマンドタクシーの新たな ステージが展開されることをお願いしまして、デマンドタクシーに関する質問を終わらせてい ただきます。

次に、「消滅可能性都市」と身延町の総合戦略について伺います。

私は、すべての政策の結果は、人口の変動に反映されるものと考えます。いろんなデータが出ております。身延町の人口の減少につきまして、減少率は今、山梨県一です。また、消滅可能性都市という概念が出たときに、子どもを産む若い女性が2010年から2040年の間に50%減る町が消滅可能性都市といわれますが、早川町は82%、身延町は75.8%、南部町が71.55%となり、峡南3町は今後、効果的な対策がなければ、20年を待たずに、計算しますと12、13年後、伸びて15年後、消滅するという衝撃的な内容です。

先日、完成した第二次身延町総合計画後期基本計画の内容を踏まえ、人口減少問題について

伺います。

1点目は、後期の人口ビジョンについて。

総合戦略におけるまちづくりは、人口ビジョンに集約されると考えます。今回の後期基本計画において、前期のその原因の特定と対策が必要であり、新たな取り組むべき政策が必要と考えます。

前期の人口ビジョンの内容と一字一句変わらず、具体的な取り組みも総合戦略・総合計画の 文章の寄せ集めで、ほぼ同じ内容です。町総合計画審議委員会および町当局の検証を行った上 で、後期の政策も現状維持のままで良しとする、その考えの根拠を教えていただきたいと思い ます。

# ○議長(上田孝二君)

幡野企画政策課長。

### ○企画政策課長(幡野弘君)

お答えいたします。

少子高齢化の進展に対応し、人口減少に歯止めをかけることなどを目的として、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が制定されたことにより、平成27年12月に第1期の「身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略」と「身延町まち・ひと・しごと創生人口ビジョン」を策定しました。

その後、第1期の計画期間終了に合わせ、令和2年3月に「第2期身延町まち・ひと・しご と創生総合戦略」と平成27年の国勢調査の結果を反映した「人口ビジョン(改訂版)」を策定 しております。

本町の人口は数十年の長期にわたり減少が続いてきており、平成27年に策定した人口ビジョンと令和2年に策定した人口ビジョンの分析結果は、自然増減、社会増減の状況はほぼ同様の状況となっており、第二次身延町総合計画後期基本計画の参考資料として示しております人口ビジョン概要の前文につきましては、同様の表記となっております。

なお、総合戦略は人口減少に歯止めをかける取り組みを、総合計画はまちづくり全体の施策を示しており、総合計画において総合戦略も一体的に推進することとしておりますので、総合計画においては、総合戦略と同様の表現を多用しているものとご理解をお願いいたします。

なお、第2期総合戦略では、サテライトオフィスの誘致や町内企業への就業を促す企業情報の発信、子育て世帯の移住・定住を促す子育て情報サイトの作成による子育て支援策の情報発信など新たな取り組みを加え、幅広い視点で着目した59の施策に取り組んでおります。

以上でございます。

### ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

#### ○4番議員(山下利彦君)

私たちが人口減少してきたなと、食い止めなければならない、私たちの日常生活の環境が変わったなと思うところは、言うまでもなく商店がシャッター街に変わったり、あるいは空き店舗、工場跡地、耕作放棄地、空き家が至るところにあり、地域の景観の悪化、治安の悪化を感じます。

また、地方公共団体の税収の減少、さらに消防団員をはじめ地区組織の担い手の減少、地域の防災力の低下、児童生徒の減少は地域の歴史や伝統文化、祭りの継承を困難にし、住民同士

の交流の機会は減少しております。

様々な生活の利便性低下が地域の魅力の低下であり、それがさらに人口減少を招くという悪循環に陥り始めているのが現在だと考えます。待ったなしのこの状況の中で、平成27年と令和2年の分析結果が自然減と社会減の状況がほぼ同じだから、社会減少率が県下1位を維持しているから、同じ人口ビジョンでいいという理屈につきましては、まったく理解ができません。やはり、その委員会、あるいは町当局につきましても、当事者意識を持って、抜本的な解決策を積極的に打ち出していただきたいと考えます。

次に、過去の一般質問に対する答弁の進捗状況を伺います。

ここ10年遡ったところで、議会においての一般質問が意外と少なかったんですが、その中で、平成31年3月定例議会において、企画政策課長より都内で合同就職フェアを開催し、雇用の場の確保に努める、結婚相談等、出会いの機会の充実と安心して出産できる環境を整えるという答弁がありました。さらに、令和2年3月の定例議会において、建設課長より若者単身用住宅を、民間ノウハウを活用し官民連携した公的住宅の整備を検討するという答弁がありましたが、この答弁の内容の進捗状況を伺います。

### ○議長(上田孝二君)

幡野企画政策課長。

## ○企画政策課長(幡野弘君)

まず、私からは雇用の場の確保の取り組みについてと、結婚相談と出会いの場の機会の充実 について、もう1つ、安心して出産できる環境の整備について、この3点についてお答えをさ せていただきます。

まず、雇用の場の確保の取り組みにつきましては、今年度も継続して山梨県主催の合同就職フェアが県内外の求職者を問わず開催されており、今年度開催したフェアは、本日までにオンライン開催を含めて5回開催され、県内企業への就業を促す取り組みが進められております。

町では、町内企業への就業を促すことを狙いといたしまして、町内企業と連携し、令和3年度から広報みのぶに町内企業を紹介する「働くみのぶ」コーナーを設け、町内企業の情報を発信しております。地域の企業への就業を促す雇用確保の取り組みは、移住・定住につながる効果をもたらすものと考えております。

次に結婚相談と出会いの機会の充実につきましては、峡南5町が連携した婚活事業を平成30年度にスタートさせ、近年のコロナ禍におきましてもオンライン婚活やお見合いセッティング事業を実施しております。事業の実施により参加者の結婚への進展を期待しておるところでございます。

次に安心して出産できる環境の整備につきましては、子どもを持たない理由として、経済的な負担が大きいことが理由としてあげられていることから、引き続き出産祝金をはじめ、子育ての経済的負担となる入園入学の支度金や各種就学費用などの支援事業を継続するとともに、新たに令和3年度からおむつ購入費の助成を新設するなど、教育環境充実の取り組みと併せて事業を実施することで、安心して出産・子育てできる環境の確保が少子化に歯止めをかける取り組みとして効果的であると考えております。

以上でございます。

# ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

# ○4番議員(山下利彦君)

そういった事業をしているということですが、進捗状況というのは、何年にこれをした、あれをしたということも含めてなんですが、例えば、合同就職フェアに参加した、婚活事業を展開した、それは目的を持って参加なり開催しているはずです。何人参加して、結果はどうなったか、結ばれたカップルは何組いたのか、開催方法の問題点は検証して方法を変えたのか、その結果はどうだったのか、そんな流れが進捗状況だと考えます。これにつきましては、次回以降、また一般質問させていただきます。

あと、建設課長から答弁をよろしくお願いいたします。

## ○議長(上田孝二君)

千頭和建設課長。

# ○建設課長(千頭和康樹君)

お答えいたします。

令和2年3月定例議会の伊藤達美議員の一般質問で、若者単身者用町営住宅の建設を計画すべきであるがとの質問の進捗状況等について、お答えをいたします。

同年12月議会において、同じく伊藤達美議員の質問に、「若者単身者が独立し、結婚し、子育てを行い、地域で活躍することは、本人の豊かな人生のみならず、地域社会の安全・安心や持続的発展につながり、その若者の住まいを確保することは、基本的な重要な施策と認識しており、今後は、地域優良賃貸住宅制度の活用を視野に入れ、PFI導入の可能性調査を実施していきたいと考えております」と答弁しております。

令和3年度にPFIを導入して、住宅の建設運営管理が成立するのかの可能性調査を実施し、 その結果は、鉄筋コンクリート造の集合住宅での建て替え事業に関しては、複数の民間事業者 から「厳しい」との回答でした。子育て世帯向けの木造戸建て住宅での建て替え提案に対して、 条件が整えばぜひ参加したいと県内の複数の事業者が前向きな回答とのことでありました。

従来方式で住宅を整備するよりも、民間の資金とノウハウを最大限に活用したPFI方式で 実施することにより、財政負担の縮減と入居者サービスの向上や効率的な施設整備、維持管理 運営ができるとの結果報告となりました。

現在、住宅の建設実施に向け、NPO法人全国地域PFI協会や山梨県などの関係機関と協議を進めているところでございます。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

### ○4番議員(山下利彦君)

人口減少問題が非常に深刻です。非常事態です。この質問、答弁があってから2年が経過しております。必要性を意識し、スピード感をもって建設に向けて協議を進めていただきたいと思います。

次に婚活事業につきまして、7割以上の若者が「結婚したい」と回答しています。結婚したくてもできないという未婚者に対し、地域活性化の1つとして、広域かつ効果的に取り組む婚活支援事業は、一人でも多くの結婚につながる施策と考えますが、それについての考えを伺います。

幡野企画政策課長。

# ○企画政策課長(幡野弘君)

お答えします。

未婚化の進行、晩婚化、晩産化は、出生率の低下の原因となっており、内閣府の少子化社会 白書によりますと、未婚者(25歳から34歳)に「独身でいる理由」を尋ねた結果、男女と もに「適当な相手にめぐり会わない」との回答が最も多くなっております。

少子化対策として、未婚者の結婚の希望を叶えるための取り組みは重要となっております。本町におきましても、結婚を考える方への出会いの場を提供する婚活事業を行っておりまして、平成 28年度に本町主催の婚活パーティーをスタートさせ、平成 30年度以降は峡南 5町が連携した事業へと拡大し、各町を会場とした企画や民間事業者委託によるイベントを実施しており、多くの方に利用していただけるようインターネット等を活用して広く周知も行っております。そのほか、やまなし出会いサポート事業入会登録料の助成や山梨県主催の婚活応援セミナーの周知をSNS(身延町Facebook)で行う等、広く婚活支援を行っております。

また、国の地域少子化対策重点推進交付金を利用して、結婚に伴う初期費用となる家賃や引っ越し費用などに対し、補助する結婚新生活支援事業を実施しております。町の単独事業といたしましては、結婚祝金の支給を行っており、婚姻時の経済的負担の軽減にも努めております。

今後も町民をはじめ多くの方の参加をいただけるよう取り組み、参加者の希望が叶うととも に本町への移住・定住が促進されることを期待しております。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

# ○4番議員(山下利彦君)

いろんな事業をされて、その努力は素晴らしいと思います。ただ、先ほどの答弁の中にもありましたが、それぞれの毎年の事業の経験値を次の事業につなげていく。毎年の事業の開催回数、開催場所、参加人数の把握、さらに効果的な結果になり、地域活性化につながるための毎回の事業検証をさらに進めていただきたいと思います。

次に、若者の県外流出を防ぐ業種を絞った企業誘致についてでありますが、若者の県外流出 におきまして、特に女性の県外流出は同時に生まれてくる子どもが少なくなり、社会減と自然 減のダブルの減少で、少子化にさらに加速をする原因になります。

女性が働きやすく活躍できる企業誘致および職場環境の整備について、どのように考えているのか伺います。

## ○議長(上田孝二君)

幡野企画政策課長。

# ○企画政策課長(幡野弘君)

お答えします。

男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の施行により、男女均等な雇用機会および待遇の確保、 女性の職域拡大の推進、仕事と子育て・介護の両立支援など、女性も働きやすく活躍できる雇 用管理や職場改善の取り組みが推進されております。 若者を中心に固定的な性別の役割分担意識の解消は徐々に進んでおり、企業の雇用管理において制度面での男女の均等な取り扱いは徐内に浸透しつつあり、女性雇用の割合は上昇の傾向が続いています。

しかし、社会では性別を理由として役割を固定化する考え方がいまだ根強く、男性は様々な職業に広く従事しているのに対しまして、女性では従事している職業に偏りが見られ、職業別雇用者数は、男性は「生産工程従事者」が最も多く、女性では「事務従事者」が最も多くなっており、職業選択への影響を与えていることが懸念されております。

今後も男女の均等な雇用の機会および待遇の確保、男女均等な労働環境づくりのため啓発に 努めてまいります。

以上です。

## ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

### ○4番議員(山下利彦君)

たしかに、答弁の中にあります女性の職域拡大の推進、仕事と子育て、介護の両立支援ということが国の施策としてあります。さらに、テレワークの導入、定着により労働者の人材確保の観点から効果をあげた中小企業主に対する助成支援制度があります。国の施策としてありますが、身延町においても企業誘致、あるいは女性の流出を防ぐためにも、さらに身延町独自の事業主に対する支援制度の創設や女性に対して、9時4時勤務による減収に対する支援体制を整えるなど、女性の働きやすく活躍できる企業誘致および職場環境の整備をより手厚くして、流出を食い止める対策の構築を強く求めます。

次に、県外流出した若者が就職する先が、第三次産業になっております。業種を絞り込んだ 企業誘致が必要ではないかと考えますが、その点について伺います。

### ○議長(上田孝二君)

幡野企画政策課長。

で同様の傾向となっております。

#### ○企画政策課長 (幡野弘君)

お答えします。

令和2年度の国勢調査の結果、山梨県の産業別の就業者は、第一次産業が6.7%、第二次産業が28%、第三次産業が65.2%で、第三次産業への就業者が最も多くなっております。 また、全国でも第一次産業が3.2%、第二次産業が23.4%、第三次産業が73.4%

若者のニーズに合った仕事を確保することは、移住・定住を促進する面で重要であると考えますが、若者の就業へのニーズを満足するためには、求める企業の業種および職業の両方を満足することが必要となることから、業種を絞り込んだ誘致は難しいと考えております。

企業誘致は、若者の定着のほかに人口増加や関係人口の創出、産業振興、税収の増加などの 多くのメリットがありますので、幅広く誘致に取り組んでまいります。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

# ○4番議員(山下利彦君)

拡大を広げる第三次産業におきましても、あるいはすべての職種、産業におきましても、一

定の人口がなければ誘致は非常に難しいものであります。さらに撤退という方向にも動いてまいります。

現在、コロナ禍においてテレワーク、サテライトオフィスなどの時間、場所にとらわれない 仕事場の在り方もあり、変わりつつあります。

そこで、企業を誘致するために企業で働く従業者が進んで地域に定住するような、医療、教育、レジャー施設をはじめ生活の基盤が確立された居住環境の整備を進めることが企業誘致の成否を決める重要な要因と考えます。

まちづくり、地域づくりこそ企業誘致の要となる時代がきていることを念頭に企業誘致にさらに取り組んでいただきたいと考えます。

次に、本町はサテライトオフィスを誘致するにあたりまして、研修をしてまいりました。ただ、サテライトオフィスがなかなか誘致できないでいます。誘致できた町と、できない要因を どのように分析しているのか、伺います。

### ○議長(上田孝二君)

幡野企画政策課長。

### ○企画政策課長(幡野弘君)

お答えいたします。

サテライトオフィス誘致に向けて、令和3年度に企業と自治体のマッチングイベントに出展し、進出希望がある24の企業と個別に意見交換を行いました。この際に各企業からは自治体からの金銭面での支援や業務委託等による事業等を受注することで収益を上げ、事業の収支が釣り合えば進出を検討するといった、ビジネスチャンスとしての事業進出のために短期的な視点でサテライトオフィスの設置を考えているものが多数でありました。

サテライトオフィスなど企業誘致は、地方にとって人口増加や関係人口の創出、産業振興、 税収の増加などの多くのメリットがあります。サテライトオフィス誘致につきましては、それ ぞれの地域において、自然、産業、資源などそれぞれの特徴があり、企業はそのような中で「安 定した仕事の供給」「地域での人材確保」「新しいワークスタイルの実現」「出身地など関わりの 深い町の活性化」「金銭面での支援」などを求める条件として考えており、条件を満足すること によってオフィスの設置を決断しております。

本町の誘致への取り組みは、豊かな自然、産業、伝統などの地域資源や地域の課題を企業との協力で解決する取り組み、実証実験の場の提供などをポイントとして、今後も幅広くPR活動を実施するとともに、企業ニーズの把握に努め、本町にプラスの影響をもたらす企業の誘致に取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

#### ○4番議員(山下利彦君)

山梨県身延町は、サテライトオフィスがたくさん来て、研修場所になっている神山町よりも 自然に恵まれ、東京に近いという絶好の立地条件があります。最強の定住候補地だと考えてい ます。

しかし、できないという中で、今の課長の答弁の中に非常に気になる言葉があります。これは地域の課題を企業と協力で解決する取り組み、実証実験の場の提供をPRポイントとすると。

これでは、スタートラインから後方のPRであって、地域の魅力を積極的にPRする力強さがありません。もっと積極的なPR活動が必要ではないのかというのを先ほどの答弁から感じましたので、また再検討をお願いいたします。

次に、若者の県外流出を防ぐ自立した生活環境の整備について。

若い世代が地方で生活し、結婚、出産、子育てができる環境整備は、人口流出の歯止めをかけるセーフティネットと考えます。全国では妊娠前から妊娠期、出産、産後、育児まで切れ目のない支援体制を確保するための「子育て世代包括支援センター」が設立されています。人口流出は自立した生活環境の整備にあると考えますが、対策の進捗状況を伺います。

## ○議長(上田孝二君)

深沢福祉保健課長。

# ○福祉保健課長(深沢泉君)

お答えいたします。

ご質問の「自立した生活環境の整備」とは、必要な医療(産婦人科、小児科)を町外に依存することなく町内に確保すること、という意味で答弁させていただきます。

議員もご存じのとおり、産婦人科を設置した病院は、長い間、町内にはございません。小児科については、過去には飯富病院でも設置してありましたが、現在は、身延山病院で週2日(月曜日と金曜日)診療日を設けている状況です。病院への診療科目の設置は、医療需要、病院経営、医師の確保などが関係してくるものと思いますので、小児科の診療日を増やすことは難しいのではないかと思います。また、産婦人科については、医療機器や施設等も関係してくると思いますので、新たに設置することは、さらに難しいと思います。町としましては、現在、身延山病院にある小児科について、今後も継続していただけるように働きかけていきたいと思います。

また、妊産婦ならびに子どもおよび保護者が抱える様々な悩みに円滑に対応し、妊娠期から 子育て期までの切れ目ない支援を行うため、身延町子育て世代包括支援センターを設置し、以 下に掲げる業務を行っています。

- (1) 子育て家庭の身体的または精神的健康状態、育児状況、生活状況、支援状況等の把握 に関すること。
- (2)子育て家庭に係る妊娠、出産、育児等の相談ならびに必要な情報提供、助言および保健指導に関すること。
  - (3) 手厚い支援を要する子育て家庭に対する支援プランの作成および評価に関すること。
- (4) 妊娠、出産および子育てに関する関係機関との連絡調整、協議およびネットワーク構築に関すること。
  - (5) 母子保健事業に関すること。
  - (6) 子育て支援事業に関すること。
  - (7) その他町長が必要と認める事項に関することです。

この支援センターが行う業務を推進していくことが、子育て世代に寄り添った切れ目のない 支援となり、結婚、出産、子育てができる環境整備につながっているものと考えております。 以上です。

# ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

# ○4番議員(山下利彦君)

先ほどの福祉保健課長の答弁を聞きまして、私はよもやと思ったんですが、この身延町総合計画の後期基本計画、ここに書かれている産婦人科、小児科を設置し、子育て世帯の住環境を改善しますという文書が、すべて削除されているんですね。だから、課長はああいう答弁ができると思うんです。これを前提に、これ以上、私はこの質問につきまして、いろんなことを言えるといいますか、言う義務もありませんし、このようにして、行動の総合計画という基本的なものが変えられていいものなのか、これにつきまして、また病院議会もありますので、課長には事務長にレクチャーしていただきたいと思いますので、ここでは避けたいと思います。

次に、若者の県外流出を防ぐ人口減少に対する政策の優先順位について聞きます。

平成28年に高校生から町内に急性期をしてもらえる病院がほしいという意見と、しだれ桜があればきれいだねという高校生の声がありました。この声に対して、そこでの意見が人口減少問題をとらえる上での原点にあると思います。

どちらも貴重な意見ですが、極端な人口減少問題を抱える町として、若者の県外流出の歯止め、県外からの移住促進には生活環境改善という共通の要因があります。政策として、優先的に取り組むべき事業をどのように考えているのか、お聞きしたいと思います。

## ○議長(上田孝二君)

幡野企画政策課長。

# ○企画政策課長(幡野弘君)

お答えいたします。

「町長と語る高校生の集い」は、まち・ひと・しごと創生総合戦略の施策の1つで「若者の町への関心を高め、夢や希望を持ち、地域の将来を担う人財を育成する」取り組みとして毎年実施しております。この取り組みでは、町長が直接子どもたちと語り合う機会や子どもの夢を叶えるプロジェクトなどを実施しております。

令和3年度の町長と語る高校生のつどいは、10名の高校生に参加していただき、約9割の子どもに「身延町に住み続けたい」と回答をいただきました。

ご質問の人口減少に対する政策の優先順位につきましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして、「まち・ひと・しごと創生」を総合的かつ計画的に実施することとされており、身延町まち・ひと・しごと創生総合戦略の5つの基本目標に取り組んでおります。

施策の実施にあたりましては、社会動向などに左右されることもあろうかと思いますが、5つの基本目標の取り組みをバランスよく進めていくものと考えております。

なお、提案のあった「しだれ桜の里事業」につきましては、クラウドファンディングなどに より多くの皆さまのご理解とご賛同をいただく中で植樹も拡大し、桜の木も大きく成長してき ております。

また、「病院の充実」のご意見につきましては、人口減少対策に関わる課題でもありますが、 過疎地域以外との格差対策として、過疎対策事業の「医療の確保」の取り組みとして進めてお り、総合計画においては「保健・医療の充実」で取り組みを進めております。

以上でございます。

### ○議長(上田孝二君)

山下利彦君。

# ○4番議員(山下利彦君)

それに対する意見は、ここでは省略いたします。

最後の質問ですが、人口減少問題に特化した組織について、どのように考えているのかお聞きしたいと思います。

# ○議長(上田孝二君)

幡野企画政策課長。

# ○企画政策課長(幡野弘君)

お答えいたします。

人口減少・少子高齢化に対する問題は、社会・経済・地域など幅広い分野に大きな影響を与える非常に深刻な問題であり、早急な取り組みが求められ、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が交付・施行されました。

まち・ひと・しごと創生法は、急速な少子高齢化へ対応し、人口減少に歯止めをかけるとともに東京圏への人口の過度の集中の是正することなどを目的としており、国・地方公共団体は 法律に基づく施策を実施し、事業者・国民はこの施策に協力するよう努めることとされており ます。

ご質問の組織につきましては、内閣府地方創生推進室から示されました手引き書をもとに、 役場庁内においては関係する12課が分担・連携する体制を取り、また町議会議員および産業、 教育、金融、労働、報道等の各分野における経験者を委員として総合戦略推進委員会を組織い たしまして、各課長同席する中で、まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定・検証および推進 を行っております。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

時間になりましたけど。

質問を終了しますと言ってください。

# ○4番議員(山下利彦君)

以上で一般質問を終了いたします。

## ○議長(上田孝二君)

山下利彦君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休憩 午後 零時00分

### 再開 午後 1時00分

# ○議長(上田孝二君)

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次は通告4番、伊藤達美君の一般質問を行います。

伊藤達美君の質問を許します。

登壇してください。

なお、一般質問に際して、資料配布の申し出があり、これを許可しました。 伊藤達美君。

# ○13番議員(伊藤達美君)

通告に従いまして、ただいまより一般質問を行います。

今回は4項目、12の質問をそれぞれ行いますので、よろしくひとつお願いを申し上げます。 まず最初、1番目でございます。身延町職員の定年延長についてお伺いをいたします。

その中の1番目でございますが、地方公務員法の改正をどのように評価するのかということでございますが、国家公務員の定年を65歳へ引き上げる改正国家公務員法が国会で令和3年6月4日に成立をいたしました。また、同年6月11日に地方公務員法が併せて改正をされまして、これを受けて地方公務員の定年延長も実施されることになったわけであります。

この内容につきましては、令和5年度(2023年度)から令和13年度(2031年度)まで、現在60歳とされております定年が2年ごとに1歳ずつ引き上げられることになったわけであります。公務員の定年が引き上げられますのは、60歳とされた1985年以来のことでございます。

ところで、今回の引き上げにつきましては、若手人材の昇進の妨げとなってはいけない、そういう配慮が必要であり、また民間と比較をいたしまして公務員が優遇されるような、そういう状況をつくるべきではないと考えるわけでございますが、町として今回の地方公務員法の改正をどのように評価しておるのか、まずもってお伺いをいたします。

# ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

# ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

地方公務員法の改正による、65歳への定年延長につきましては、国による公的年金制度改革による年金支給年齢の引き上げ、少子高齢化の進展による若年労働人口の減少、また人生100年を見据えた高齢者の就業意欲の高まりを受け、働く意欲と能力のある高齢者が活躍できる場の提供などといった理由から、国に準ずる制度改正が実施されるものと理解をしております。

伊藤議員のご質問のとおり、若手人材の昇進の妨げ、また民間と比較して公務員が優遇されるような状況をつくるべきではないという意見もあるとのことですが、役場組織全体としての活力の維持、豊富な知見による人材育成、行政の改善策の立案など、高齢期職員が培ってきた多様な専門的知識や経験を活かした、更なる住民サービスへの向上を図る観点から、制度改正に向けた定員管理に鋭意、取り組んでまいります。

以上でございます。

### ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

# ○13番議員(伊藤達美君)

次に、定年延長の概要と、それから制度に向けた検討課題についてお伺いをいたします。 町職員の定年につきましては、「身延町職員の定年等に関する条例」により定められております。法の改正を受けて、今後、町としても条例を改正して職員の定年を順次上げていくと思いますが、その概要および新たな制度に向けた検討課題についてお伺いをいたします。

# ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

# ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

定年延長につきましては、職員で構成する「定年引上げ庁内検討会」を5月に立ち上げ、法 律の改正内容の確認、関係する条例、規則等の改正に向けて検討を行っております。

定年延長の主な概要につきましては、1つ目として、令和5年度から13年度まで、2年ごとに1歳ずつ定年を引き上げる段階的定年の引き上げ、2つ目として、課長職の職員は、課長職以外の職に異動させる役職定年制の導入、3つ目として、本人の希望により、短時間勤務で再任用できる、定年前再任用短時間勤務制の導入、4つ目として、俸給表の級および号俸に応じた額の7割が俸給月額となる給与措置、5つ目として、60歳に達する年度の前年度に、任用・給与等の情報提供と勤務についての意思確認制度の導入等が概要になります。

また、高齢期職員の活用にあたっての検討課題等につきましては、1つ目として、組織として、高齢期職員がより多様な分野で、これまでの経験を活かした能力を発揮できる業務に従事し、活躍できる人事管理ができるのか。

2つ目として、60歳以降も勤務に対するモチベーションを維持できるような人事管理・職場環境が整備できるのか。

3つ目として、期待する役割について明らかにした上で、本人の理解や課員の理解を融合できるのかなど、高齢期職員の活躍にあたっての基本的な考え方を念頭に置き、役割を果たすための人事管理、活躍促進のための取り組み・工夫等が今後の検討課題となっていることから現在、該当する職員へのアンケート調査を実施しておりますので、調査結果も参考にしながら定年延長制度に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

### ○13番議員(伊藤達美君)

いろんな検討課題があることは承知しておりますけれども、やっぱり随時、その中身について検討されて、少しでも効果がある、延長策を講じていただきたいと思います。

次に、完了後における予算、定員への影響でございます。

定年延長は令和13年度に完了するわけでございますが、現状と比較して、その時点における職員の見込み数と人件費に与える影響について、お伺いをいたします。

#### ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

#### ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

定年延長が完了する令和13年度の町職員数につきましては、定年延長期間対象職員の23名を加味し、新採用職員を考慮する中で試算しますと190人前後の推計人数となります。また、定年延長期間対象職員、すべての職員が65歳まで、定年延長の場合と現行の再任用制度の場合の人件費を比較し、試算した場合、概算で年間1人当たり191万円が増額し、総額で2億2千万円となります。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

### ○13番議員(伊藤達美君)

次に、定年延長に伴う身延町定員適正化計画の一部改定、ないしは策定についてお伺いをいたします。

これは、皆さま方に配布をいたしております資料2ページの資料1、身延町定員適正化計画。 身延町定員適正化計画の内容につきましては、適正な人員配置について明らかにし、これに基づいて職員数の見直しを行うという意味合いで策定されておられるもので、これは当面、令和2年3月に策定されたものです。令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とするものでございますが、当然、定年延長に伴いまして、さらには行財政改革の更なる推進でありますとか、新たな行政需要に対応した新たな、もしくは一部改定した身延町定員適正化計画の策定、一部改定が求められるかと思いますけれども、当局の見解をお伺いいたします。

### ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

#### ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

身延町定員適正化計画につきましては、令和2年3月に策定しました、令和2年度から令和6年度までの5年間の計画内容に基づき、令和6年度までは、おおむね200名程度の職員数を維持する形での計画となっております。

少子高齢化の進行等により社会経済状況の変化や町民ニーズの多様化・複雑化などに対応するとともに、将来的な組織力の低下を招かないよう、中長期的な視点から、新規採用のあり方の検討、複雑化した高齢期職員の任用と定員管理とを両立できるよう、年齢構成の平準化を加味する中で、持続可能な行財政運営を行うことのできる職員数を確保しながら、今後、定年延長等を反映し、先ほど答弁しました、該当する職員へのアンケート調査結果も参考にしながら、定員適正化計画を見直す中で、職員数の適正化を図ってまいります。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

#### ○13番議員(伊藤達美君)

適正な職員の数というものを常に、この計画の中で明らかにし、それに基づいた配置を行う ようお願いをいたします。

当然、定年延長すれば、職員の数も増えてくるだろうというふうに推測する中で、それらの 人に対する待遇も、また増えていくということになろうかと思いますので、ぜひともそのへん につきましては、厳しい計画の策定等をお願いいたしたいと思います。

次に、60歳を超える職員の働き方と新たな職場環境の構築についてお伺いをいたしますが、 定年延長に伴って60歳を超える職員の働き方については、先ほど総務課長が述べられたとおり、複数の選択肢があるかと思います。いずれにせよ、やはり労働意欲、モチベーションを低下させることなく、過去に養った知見や知識、経験を町政の推進に、私とすれば役立ててもらいたいと感じているわけでございますが、このためにはやはり新たな職場環境の構築、円滑な業務の運営でありますとか適正な組織バランス、年齢構成、最適な人員配置などをどのように 進めていくか、極めて難しい問題ではございますけれども、町としての基本的な考え方をお示 し願いたいと思います。

### ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

### ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

先ほどの質問で答弁したとおり、高齢期職員の活用にあたっての検討課題といたしましては、 組織として、高齢期職員がより多様な分野で、これまでの経験を活かした能力を発揮できる業 務に従事し、活躍できる人事管理ができるのか。また、60歳以降も勤務に対するモチベーショ ンを維持できるような人事管理・職場環境が整備できるのかなど、課題も山積しております。

しかしながら、定年延長にあたり、職員の役割・心構え、モチベーションの維持・向上など職場研修の実施による意識改革や該当職員との面談等を通じ、勤務形態、職務、職場、勤務地等の希望を確認し、本人の希望とともに、各職場のニーズを踏まえた人員配置など、高齢期職員が活躍しやすい職場環境の整備を行うとともに、定員適正化計画を遂行する中で、地方自治法第2条第14項にある「地方公共団体は、その事務を処理するに当たっては、住民の福祉の増進に努めるとともに、最小の経費で、最大の効果を挙げるようにしなければならない」と定められているとおり、効果的・効率的な事務事業遂行により、適正な定員管理と職場環境の構築に取り組んでまいります。

以上です。

#### ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

#### ○13番議員(伊藤達美君)

定年延長、来年度からスタートするわけでございます。いろんな問題等もあろうかと思うし、 それから初めてのこともあろうかと思いますけれども、やっぱり、すべては身延町の人口減少 抑止のためにあるんだという、そういう基本的な考え方のもとに定員適正化、それから組織の バランス等を考えた、身延町役場組織に取り組んでもらいたいと思います。

それでは、次に2番目でございますが、行政サービスのデジタル化進展に伴う専門職の育成 と職員研修について、お伺いをいたします。

まず第1に、デジタル化に対応した専門職の育成についてお尋ねをいたしますが、コロナ禍の中で自治体業務におけるデジタル化の推進が重要であるとの認識が国、自治体双方において急速に深まったわけでございます。国は、マイナンバーカードの普及率を高め、その利便性を向上させるため、その使途拡大を試行してきたことは皆さんご存じのとおりでございます。

そして、国はバラバラだった地方行政システムを政府のクラウド、ガバメントクラウド、これは資料2、資料3、ガバメントクラウドの用語説明にございますが、ガバメントクラウドに移行する計画であります。住民基本台帳などの基幹業務システムの統一化を目指し、アプリケーションのオンライン化による効率化を図る。そして組織体制のデジタル化による変革により、デジタルトランスフォーメーションを推進するということであります。

本町の基幹業務システム、31項目ございますが、管理・運用は峡南広域行政事務組合、これは資料5、3ページでございますが、峡南広域行政組合が行っているわけでございますが、 前述したとおり、デジタル化の進展を考えますと、ただ単に、すべてを峡南広域行政組合に任 せておけばいいという問題ではございません。役場としても、デジタル化の進展を考える中で、 情報通信技術にICT全般および、行政サービスのデジタル化に精通をいたしました町の専門 職の育成が、私は絶対必要になるだろうと考えるわけでございまして、このための町の対応策 について、まずお伺いをいたします。

### ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

#### ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

コロナ禍による社会全体に対するデジタル化の要請や、情報通信技術を取り巻く様々な環境の変化に伴う要求に的確に対応していくために、あらゆる分野において、DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進が求められております。

DXは、ICT (情報通信技術)を活用した業態の変革を意味していますが、単にICTがあるだけでなく、人がICTを活用し、牽引することが変革につながっていくものと考え、ICTの推進のためには、組織全体で課題解決に取り組むとともに、新たな価値を生み出す人材を育て、その能力を十分発揮できる環境の整備が必要と考えております。

ご質問の対応策につきましては、庁内全体でDXの意義の共有を図った上で、職員の意識改革、峡南広域情報センターと連携した計画的な職員研修など多様な職員の育成に取り組み、また、ICTに精通した職員の採用等も検討してまいりたいと考えております。

以上です。

#### ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

#### ○13番議員(伊藤達美君)

峡南広域行政組合にすべてをお任せするのではなくて、やはり身延町役場としても、これからのデジタル化に備えた、ICTに精通した職員の育成をぜひともお願いをいたしたいと思います。

と同時に、私どもは峡南広域行政組合情報センターについても、もう少し詳細について知る 姿勢が必要であると思いまして、3ページ、資料5、峡南広域行政組合の内部について、そこ に資料として提供してございますが、情報センターの職員が14名。基本的に5町の、31の 基幹業務システムをプライベートクラウドの中で管理運用をしているということでございまして、情報センターの予算が約2億5千万円でございます。もう少し、私どもとしても、この峡南広域行政組合については、詳細を知り、これからどうすべきか考えていく必要があろうかと 思いますので、ぜひ皆さん方も、その資料のご確認をお願いいたしたいと思います。

次に、デジタル化に対応した職員の研修についてお伺いをいたします。

一般職員のデジタル化に対応した事務的処理に関する研修が、当然、私は業務全般がデジタル化に向かって進展するということになると、より重要であると理解をいたします。現行、職場内、もしくは職場外において、デジタル化に対応した事務処理に関する研修はどのように行われているのか。また、今現在、オンライン研修やテレビ会議システムを活用した研修が一般的に行われるようになってきておりますけれども、これからの研修全般のあり方について、お伺いをいたします。

### ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

#### ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

デジタル化に対応した職員研修につきましては、現在、職場内では実施しておりません。しかしながら、職場外では、総務省において自治体DX(デジタルトランスフォーメーション)の推進のための職員育成の取り組みとして、県外を中心に、関係する諸団体による、行政のデジタル化の推進など、デジタル化に関連した各種研修を開催し、情報提供を行っております。

また、県・市町村職員研修所が開催するデジタル化研修へは、広聴広報担当職員等が積極的に参加をしている状況です。

ご質問の、今後の研修のあり方につきましては、全職員に対して、DXの推進・デジタル化の前提となる基礎知識の習得とともに、デジタル人材の役割や人材イメージを踏まえた、より専門的な知識の習得およびICT活用能力の向上を図るための研修に参加するとともに、効果的・効率的に参加できるインターネットを利用したリモートラーニング、オンライン動画研修等にも全職員が積極的に参加し、更なる住民の利便性の向上、行政運営の簡素化・効率化を推進すべく職員の人材育成に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

### ○13番議員(伊藤達美君)

皆さんご存じのとおり、世の中どんどんデジタル化の中で、社会が大きく変化をしてきております。そういう中で、やっぱりそれに対応していくためには、常に学習、勉強する必要がございます。ぜひとも職員に対しましては、そういう場を提供していただいて、ただ単に昔と同じやり方ではなくて、今、総務課長が申したとおり、ネットを利用したようなオンライン動画研修等、積極的に導入されて、常に勉強する姿勢を持っていただくようにお願いをいたしたいと思います。

次に、3番目の質問でございます。オンラインを活用した政策形成に向けた住民参画の手法 についてでございます。

政策形成、これは住民福祉向上のために行政が執り行う取り組みの一連の過程でございます。これは資料6、5ページでございます。政策形成のあり方でございますが、一連の過程に向けた住民参画の従来の手法は、対話集会でございますとか検討委員会、あるいはパブリックコメントなどでございますけれども、政策形成に向けた従来のやり方には私は課題や限界があると常々思っております。しかも、若者でありますとか、女性の参加が極めて少ないように感ずるわけでございます。政策決定の過程が十分に機能しているのかどうか、若干危惧をするものでございます。

若者を中心にスマートフォンが普及している現在、彼らは操作に精通し、活用方法が多様化をいたしております。町政への住民参加の一手法として、スマートフォンを利用することも、 私はこれから考慮すべきであると考えております。

オンライン上で住民が参加し、意見交換をとおして政策の形成や事業計画に町民の意見を取り入れていく。オンライン上で住民が交流し、地域課題の解決策などを探る。新たな経路で住

民参加や合意形成を進めていくことにより、広く町民の町政への参加を私は促すべきであろうかと思います。このことにより、町政への関心を高めていくことが、また一方においては町の活性化にとって極めて不可欠なことだと理解をいたしております。

ご存じのとおり、本町は人口減少、空き家対策、若者の定着促進、観光・農業振興策など多くの課題を抱えております。住民参加による政策形成を、ネット上における住民参加型合意形成プラットフォーム、5ページの資料7をご覧いただきますと、その具体的なプラットフォームを記載しておきました。住民参加型合意形成プラットフォームなどを利用することにより、問題解決に私は生かすべきであると考えます。そして、そのための実証実験等を進めるべきであると考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

なお、かかる制度の導入は執行部および議会の政策形成のあり方の再検討を促すことになり、 とりわけ間接民主制における議会の政策立案について、これは再検討を、併せて、これは自ら に課すべきことであろうと思いますが、再検討すべきであるということを申し述べて、まずもっ て住民参加型合意形成プラットフォームなどを利用することにより、問題解決に活かすべきで あるが、そしてそのための実証実験を進めるべきであると考えますが、当局の見解をまずもっ てお伺いいたします。

# ○議長(上田孝二君)

幡野企画政策課長。

# ○企画政策課長 (幡野弘君)

お答えいたします。

情報通信環境の整備とICTの進展により、情報提供や情報収集が容易になり、ICTを行政に活用していく電子自治体の取り組みにおきましても、行政事務の簡素化・合理化や、町民や企業等による各種手続きの負担軽減や利便性の向上を図るなど、加速的に進めております。

まちづくりには、若者をはじめ多くの町民に関心を持っていただき、効率的に広く町政に参 画していただける仕組みを確保することが大切です。

ご質問のオンラインを活用した政策形成に向けた住民参画の手法の導入につきましても、電子自治体の取り組みとして進めております。ネット上のプラットフォーム利用など、新たなシステムの導入にあたりましても、情報格差を考慮し、コンサルタントから先進事例やコスト面などの情報を得ながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

#### ○13番議員(伊藤達美君)

先ほども申し上げましたとおり、やはりまちづくりには、若者、あるいは女性等の意見が大事でございます。政策を形成する、あるいは施策ですね、あるいは計画をつくる、こういう人たちの意見をできる限り反映をしていただきたい。そして、そのためにはやっぱり新たな手法を、意見を述べる、そういう場をつくっていただくためには、新たな手法を講じていただきたいという、そういう思いから今回、こういう質問をさせていただいた次第でございます。

ぜひとも、極めて先進的な事例ではございますけれども、すでに兵庫県の加古川市では、このデシディムというプラットフォームを用いて、いろんな政策形成のための意見聴取を行っているようでございますので、それらを参考にして、身延町としても意見集約をする方法につい

て、新たな方策をお考えいただくようにお願いをいたします。

次に最後の質問になりますが、門野の湯の現状と将来についてお伺いをいたします。

まずもって6ページの資料8、門野の湯の利用者数、そこにグラフとして、皆さま方にご提示をさせていただいておりますが、それをまず見ていただきまして、青い線と橙の線、青いほうが門野の湯の全体の利用者であります。下の橙は、これは町民の利用者数でございます。その差額が町外の利用者数となろうかと思いますが、それらを参考にして質問をお聞きいただきたいと思います。

まず最初に、門野の湯に関する現状評価についてお伺いをいたしますが、門野の湯は平成4年9月にオープンいたしました、これは町営の温泉施設でございます。すでに建設から30年が経過をいたしております。「門野の湯」は、これは通称でございまして、正式な名称は「身延町高齢者保養施設」でございます。予算は社会福祉費に計上をされておりますが、執行は身延支所でございます。

設置の目的は「身延町高齢者保養施設条例」によりまして、「高齢者の健康と福祉の増進を図る」と規定された、これは公共施設でございます。

ここ5年の町民の利用者でございます。県外の利用者は含まれておりませんけれども、町民の利用者については、人口の減少に伴って、利用者数は増えておりません。これは先ほど申し上げました資料8、6ページの利用者数グラフからお分かりになろうかと思います。

コロナの影響がまだ、なかった令和元年度につきましては、平成28年度と比較して、これは中部横断自動車道の静岡区間開通により、県外の利用者も含めた全体では前年比8.3%の増加をしているものの、町民の利用者は14.5%減少をしております。コロナの影響を受け、休業を余儀なくされました令和2年度に関しましては、平成28年度と比較すると、これは大幅な減少でございます、46.4%の減少でございます。これはコロナの影響を受けて休業したということがございますので、やむを得ない数字だと思います。しかしながら、今後の動向も含めて、この現状をどのように評価するのか、まず見解をお伺いいたします。

#### ○議長(上田孝二君)

加藤身延支所長。

### ○身延支所長(加藤千登勢君)

お答えいたします。

高齢者保養施設の利用者数は、平成28年度と比較して、令和元年度および令和2年度においては、伊藤議員がご指摘のように減少しております。

減少した要因は、近隣の温泉施設との競合や施設の老朽化に伴った町外利用者の減少に加え、 令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のため、79日間の臨時休業や休憩利用 および福祉バスの送迎を中止したことによるものであります。

令和3年度については、再び新型コロナウイルス感染症まん延防止のため、139日間は町 民限定で営業を行い、利用者数は前年比11.9%の増加だったものの、有料利用者の減少に より使用料収入は3.7%の減少となりました。

今年度は、4月29日から町外の利用者の受け入れを再開しました。今後は観光キャンペーン等を利用し、町内外の多くの方にお越しいただけるように周知を図っていきたいと考えます。 現在も感染状況が高い水準にありますが、感染予防対策を行い、高齢者保養施設としての所期の設置目的を達成できるよう努めていきたいと考えております。 以上でございます。

### ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

### ○13番議員(伊藤達美君)

門野の湯の過去6年間、これを単体として収支を見ますと、毎年1,700万円から2,100万円の赤字が、コロナの影響がありましたものですから、令和2年、令和3年度はより多くなっていることは事実でございますけれども、民間ではこれはできない公共性の高いサービスを提供する公共施設でありますから、一組織体としての収支が赤字になることは、これはやむを得ないことでございます。

令和3年度の自主財源比率、決算とか経費に占める利用料金等の割合、自主財源比率でございます。再度、申し上げますと、決算に占める利用料金等、いわゆる自主財源、自主的に収入できる財源の比率でございますが、令和3年度はコロナの影響もあり、8.8%に低下をしております。平成28年度が17.1%でございましたから、それと比較すると8.3ポイント、これは少なくなっているわけであります。私は、この数字は公共施設の存続にとって大きな懸念材料であると思います。当然、この比率を少しでも高めるためには、有料の入場者数を増やすしか、その方策はないだろうと思います。そこで、そのための集客対策について、まずもってお伺いをいたします。

# ○議長(上田孝二君)

加藤身延支所長。

## ○身延支所長(加藤千登勢君)

お答えいたします。

有料の入場者数を増やす集客対策についてですが、町外の方には観光キャンペーンなど積極的に参加して、周知をしております。

また、有料利用者である町外者は、門野の湯の泉質を好み、リピーターとして利用してくだ さる方も大勢おりますので、このような常連の利用者を介して集客を伸ばしていきたいと考え ております。

良質な泉質を活用し、感染症対策を行いながら気持ちよく利用していただける環境づくりに 努め、集客の増加につなげていきたいと考えます。

以上でございます。

# ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

#### ○13番議員(伊藤達美君)

なかなか厳しい状況ではございますけれども、やっぱり私は口コミが大事だと思います。そのためには、やはりそこで働く従業員のサービスの質の向上が極めて重要だと思います。そこの従業員の一言がお客さんを増やし、逆にお客さんを減らすことになりかねません。ぜひとも、そういう意味で、そのサービスの向上に常に努めていただくように、口コミをとおして集客を少しでも図るようにというふうにお願いをいたしております。

次に、「身延町個別施設計画(令和3年度策定)」に基づく取り組み方針等、具体的な計画についてお伺いをいたします。

身延町個別施設計画につきましては、6ページ、資料9に策定の背景、計画の内容等、記し

てございます。作図もしてございますので、ご覧いただきたいと思いますが、公共施設の在り 方については、現在、「身延町公共施設等総合管理計画(平成28年度策定、令和2年度改定)」 に基づき策定された「身延町個別施設計画(令和3年度策定)」、資料9をご覧いただきたいと 思いますが、それにより施設ごとの取り組み方針等が具体的に記述されている、立案されていると思いますけれども、門野の湯に関しての具体的な計画について、お伺いをいたします。

### ○議長(上田孝二君)

加藤身延支所長。

## ○身延支所長 (加藤千登勢君)

お答えいたします。

平成4年竣工以来、高齢者保養施設は、地元地権者のご厚意により借地にて運営しております。

平成6年に身障者用浴場施設新設工事、平成21年に大規模改修工事、また、平成28年には排水設備改良修繕と改修工事を重ねながら、施設を維持してまいりました。

この施設の「個別施設計画」としては、「当面は予防保全的な修繕を施し、長寿命化を図る。」 としておりますが、町内に新たに建設している健康増進施設の運営開始後の利用状況により、 高齢者保養施設が備えた機能の移転を検討した上で、移転した場合は除却するという方針です。 これらを踏まえ、今後の活用は利用状況を鑑み、施設の在り方について検討していきたいと 考えております。

以上でございます。

### ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

# ○13番議員(伊藤達美君)

今、お答えの中で、利用状況により高齢者保養施設が備えた機能の移転を検討した上で、移転した場合は除却するという、そういう方針ですという記述が個別施設計画にあるということでございますけれども、この除却という意味合いは、これは取り除く、ないしは取り壊すという意味に理解をするものでございます。

そうはいっても、やはり今の現状を少しでも良くするために集客対策を積極的に講じていた だきたいと考えております。

次に、最後の質問になりますが、将来における門野の湯の在り方についてお伺いをいたします。

先ほど申したとおり、来年5月には「町民福祉を目的とした複合的な健康増進施設」が下部にオープンするわけでございます。総事業費は債務負担行為、あるいは周辺の土地の整備、あるいは排水溝、あるいは配管工等の工事も含めて16億8千万円近くなるかと思います。

多額の投資をした以上、町はできるだけ多くの町民に利用してもらうための交通アクセス(町営バスでありますとか、乗り合いバス)の利便性の向上や集客のための対応策(割引券や無料券の発行など)を講ずることは、当然のことでございます。

当然、これらのことは、門野の湯の利用者にも少なからず影響があるものと推測をいたします。したがいまして、私はこのため、令和5年度から3年間の門野の湯の入場者数および自主財源の比率、自主財源につきましては、決算、いわゆる経費に占める利用料金等の比率でございますけれども、この自主財源の比率を注視する必要があろうかと思います。もし、これら数

値に改善の方向性が見えないようであれば、私は何らかの対応策を講ずる必要になるだろうと 考えるわけでございますが、その場合はやっぱり、私は地域住民を交えて、これからの門野の 湯の在り方について、議論をすべきであると考えますが、当局の見解をお伺いいたします。

### ○議長(上田孝二君)

望月町長。

### ○町長(望月幹也君)

まさしく、伊藤議員のおっしゃるとおりだと思います。先ほどの支所長からの答弁では、除 却という言葉が出ましたけども、今すぐ除却とかということを町は進めているわけではございません。今、新たな健康増進施設、充実した施設をこれから、来年の3月中には仕上がると思うんですが、ゴールデンウィーク前のオープンを目指しております。そうなると、だいぶ利用者の動向というものが変わってくると思いますので、そういう推移を分析しながら、町民の皆さまのご意見や有識者等からのご意見等もお聞きしながら検討していくことになるものと考えております。

## ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君。

### ○13番議員(伊藤達美君)

公共施設の在り方、非常に大きな難しい問題でございます。ただ単に、門野の湯だけではございません。身延町に、相当数の公共施設があるわけでございますから、これからの身延町の将来を考えると、やっぱり選択と集中、スクラップ・アンド・ビルド、そういう考え方のもとに必要なものは、そこへ資金等を投じていく、不要なものは閉鎖するという決断力が私は、これから必要であり、求められることだろうと思います。

ただ、やはり地域の住民と議論をする中で、公共施設である以上、たとえ赤字になっても、 やっぱり残さなければならないものは残していかなくてはいけないだろうと思いますので、ぜ ひとも私は地域住民との交流、それから意見交換を踏まえる中で、個別の公共施設の在り方等、 真剣に町としてもお考えをいただきますようにお願いをいたしまして、今回の質問を終了いた します。ありがとうございました。

### ○議長(上田孝二君)

伊藤達美君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は午後2時といたします。

休憩 午後 1時51分

再開 午後 2時00分

### ○議長(上田孝二君)

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。 次は通告5番、佐野昇君の一般質問を行います。 佐野昇君の質問を許します。

登壇してください。

佐野昇君。

### ○3番議員(佐野昇君)

通告に従いまして、質問をいたします。

1つ目は、耕作放棄地の再生についてでございます。

国道・県道沿いの田畑が、荒れ放題になっている現状は皆さま目にしていると思います。一 通り回って写真を撮ったりしていますが、どんどん増えているのが現状です。

国道・県道・集落内を確認してみますと、背丈まで伸びた雑草が田畑を覆い、非常に見苦しい姿になっています。山間部では、畑が林に変わりつつあります。

過去のデータでは、農業は890戸が従事しており、うち823戸が自給的農家で約9割を 占めているとのことです。

また、農業従事者は高齢化の進行と担い手不足で、ますます耕作放棄地は拡大しています。 この町に生まれ育った者として、この光景は非常にさびしく、やり切れない思いがしております。

道路の両側は雑草が覆われ、ガードレールも見えないのが現状です。これは県や国で定期的に刈ってくれていると思いますけれども、身延町を訪れる観光客の皆さんが、町内に入り、緑豊かで美しいまち身延町を感じていただけるとは、とても思えません。

そこで、耕作放棄地が今、どこまで進んでいるのか、農業従事者の戸数など、どこまで放棄 地が拡大しているのか、把握しているのか、伺います。

### ○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

### ○産業課長 (大村降君)

お答えいたします。

ただいま、議員がおっしゃられた過去の農家数につきましては、2015年の農林業センサスのデータと思われます。農林業センサスは5年ごとに行われ、直近の2020年の農林業センサスによりますと、農家戸数につきましては704戸、うち自給的農家は641戸で、いずれも減少しており、離農する農家は増加しています。またそれに伴い、耕作放棄地も増加しております。

これは農林業センサスのデータではありませんが、昨年度のデータによりますと、町内の遊休農地16.5~クタール、これは重機などが必要な場合もありますが、農地として再生利用可能と判断される農地でございます。また、山林化などのために、再生利用困難農地が121.6~クタールとなっております。

以上でございます。

#### ○議長(上田孝二君)

佐野昇君。

#### ○3番議員(佐野昇君)

今の内容からも非常に耕作放棄地が拡大しているのが分かります。

町の計画的な土地利用の推進では、土地利用を視点としてまちづくりの検討、遊休農地等の 活用が、主の取り組みとして挙げられています。

また、農林業の振興・農業経営組織の育成では、担い手の育成・農作業受託組織の育成・生きがい型シルバー農業の振興などが取り組みとして挙げられております。

そこで、町が現在進めている遊休農地の活用とは、どのようなものか、どのような施策を展

開しているのか、伺います。

○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

○産業課長(大村隆君)

お答えいたします。

町では、現在9つの地域において人・農地プランを策定し、その地域内で営農拡大の意欲ある農業者に農地の集約を図り、新たな耕作放棄地の発生を防ぐとともに、耕作放棄地の解消に努めております。

また、人・農地プランの策定のない地域においても、あけぼの大豆の振興を図り、作付面積の拡大により、耕作放棄地の減少を目指しております。

以上でございます。

○議長(上田孝二君)

佐野昇君。

○3番議員(佐野昇君)

大豆の耕作地は増えていると思いますけれども、町内の名産品であるゆばは、非常に好評で 県外発送も多く、県内の学校給食でも大量に使用されていると伺っています。

町内のゆば生産は、2 社あります。ゆば材料は東北方面から購入していると伺っております。 そこで、町で遊休地を借り受け、耕作したい人に耕してもらう、あるいは、事業として耕作 を依頼する等の考えはないか。例えば、今言ったようなゆば用の大豆の栽培はできないかとか、 町の見解をお聞かせください。

○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

○産業課長 (大村隆君)

お答えいたします。

「遊体農地を借り受けて、耕作を希望する人へ貸し付けを」とのご質問につきましては、町が農地を借り受けることは、市民農園か、試験圃場に利用する場合以外はできません。議員のご質問のような事業は、山梨県農地中間管理機構が担っており、町内で耕作を希望する方がいる場合には、農地中間管理機構を通して農地を借りることとなります。

また、「大豆を個人の事業として、あるいは企業が事業としてゆばの原料として作れないか」とのご質問ですが、ゆばの原材料となる大豆はおおむね30キロ当たり7千円程度ですが、一方あけぼの大豆のJAでの買い取り価格は1キロ当たり1千円程度ですので、30キロですと3万円になります。約4倍の価格差があります。

町内産大豆で、ゆばを製造できればとても良いことだと思いますが、4倍の価格差は埋めようもありません。同じ苦労をして、4分の1にしかならないものを生産するよう農家に奨励することは困難であると考えます。

以上でございます。

○議長(上田孝二君)

佐野昇君。

○3番議員(佐野昇君)

再質問します。

遊休農地の活用として、市民農園や山梨県農地中間管理機構をとおして借りることができるのであれば、町が仲介して遊休地を耕してもらうことは可能だと思いますので、町内外にアピールして、積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、ゆば用の大豆ですが、非常に価格差がありますが、大規模で耕作している地方では、 生産工程の効率化が進んでいるのだと思います。自動化などにより、輸送コストをかけても訴求力がある、製造原価を抑えているのだと思います。

特別な技術があるのか、生産性を向上させる努力をしているのか分かりませんけども、例えばあけぼの大豆では、生産性を向上させるなど、製造原価を抑える努力など検討しているのでしょうか。そこから生産者の皆さんの利益が少しでも増えればと思いますが、いかがでしょうか。

## ○議長(上田孝二君)

大村産業課長。

### ○産業課長(大村隆君)

お答えいたします。

遊休農地の解消につきましては、町といたしましても積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

また、あけぼの大豆の生産性向上をとのご質問ですが、作付面積の拡大と機械化による生産効率の向上が重要であると考えます。

そのため、作付面積の拡大は、先ほど議員のご質問にありましたように、農地中間管理機構を活用した耕作放棄地の解消が重要と考えます。また、機械化の推進につきましては、あけぼの大豆振興協議会において、農機具の貸し出しを行い、各農家の機械化のコストを抑えつつ、生産効率のアップを図ってきております。

さらに町では試験圃場を曙地区に確保し、栽培技術の向上を目指して、現在、取り組んでおります。試験圃場での結果は、来年度には各農家へお示しできるよう、準備を進めております。 以上でございます。

#### ○議長(上田孝二君)

佐野昇君。

#### ○3番議員(佐野昇君)

ありがとうございます。今回の質問は、耕作放棄地をなんとか活用できないかとの質問なんですけれども、あの手この手で遊休農地を田畑として再生する、山林化して再生利用困難農地になる前に農地として担い手の育成など、様々な取り組みを加速していただきたいと思います。

自分で作った野菜が食卓に並ぶ、ご近所さんと分け合う、私も少々やっていますけども、幸せを感じる瞬間であります。ぜひ、農業の素晴らしさ、楽しさを感じる取り組みを加速していただきたいと思います。

次に、中部横断自動車道開通から1年経ちまして、町はこの1年をどのようにみているのか 伺います。

山梨・静岡間の全線開通により、中央自動車道と東名高速道を結ぶアクセスが飛躍的に向上しました。私も頻繁に利用していますけれども、通行量が非常に多くなったと感じています。

横断自動車道のそばに住んでいますので、夜・夜中、非常に多くなったと感じています。横 断自動車道のそばに住んでいますが、窓を開けて寝ると、ひどいときには眠れないときもある ぐらい、大型が通るなというふうに感じておりますけれども、一方、国道・県道の通行量がさびしくなりました。町内にある観光施設への観光目的の来客者が増加しているとは思えません。 コロナ禍で厳しい状況が続いている現実がありますので、コロナ禍前と比較することはできませんけれども、利用するたびに両隣の道の駅が非常に賑わっていると感じています。駐車場すらいっぱいの状態で、非常に悔しい思いをしております。

町内の商店街・観光施設にも顔を出していますが、残念な状況も見受けられます。

先日、この一般質問を提出した翌日に、ニュースで県と峡南5町の活性化検討会が開催されたというニュースを見ました。非常にありがたい話で、ぜひ実のある検討会、対策に結び付けていただければと思っております。

また、先日8月28日の新聞の一面にも、この内容が載っていました。「横断道 山梨・静岡全線開通1年」、皆さんご覧になったと思います。峡南地域の各インターチェンジの通行量、開通前の1.3から2.3倍増加。インターチェンジ近くの道の駅や温泉施設、飲食店は開通効果を実感。一方、52号の交通量の減。離れた観光施設は客数が半減などの減少が見られる。身延町の観光施設の現状も載っておりました。

そこで、中部横断自動車道が全線開通すれば、過去の話なんですけれども、こうなるああなるという前向きな話は、昔よく聞きましたけれども、開通して1年、町として現状をどのように捉えているのか、伺います。

## ○議長(上田孝二君)

高野観光課長。

### ○観光課長(高野修君)

お答えします。

中部横断自動車道の全線開通により、中京圏をはじめ、より遠方からの来訪が可能となりましたが、残念ながら新型コロナウイルス感染症の影響により、開通の効果を計ることは困難です。

ここ数年、コロナ禍により人流が抑制されている中、令和3年度に整備した観光情報サイトやSNSを活用した、非接触型の観光プロモーションを展開し、身延町の魅力を発信してまいりました。

今年度は、身延町観光協議会を中心に、積極的に観光キャンペーンを実施する予定となっており、8月6日、7日に沼津市で実施したキャンペーンを皮切りに、中部横断自動車道を使って来訪される地域を、主なターゲットとして実施しています。その際、身延町内の事業所で使用できる地域共通券を配布し、より多くの方の来訪に向けたご案内をしております。

身延町には身延山、下部温泉郷など町内の至るところに様々な観光資源を有しておりますので、今後は、中部横断自動車道を利用される観光客が、身延町を目的地として訪れていただけるように誘客を図ってまいります。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

佐野昇君。

#### ○3番議員(佐野昇君)

各観光施設、私も回っておりますけれども、お客さんをどのようにして呼び込もうとしているのか、積極的な集客活動が感じられません。

しっかり自己分析して、ゆば、和紙、あけぼの大豆など目玉を持っているので、計画的に集客イベントなり、開催する必要を感じております。来てくれるのを待っている、待ちの姿勢ではなく、なんとか利益をあげる、道路で旗を振って車を止めて入ってもらうぐらい考えられないのかと思ってしまうときもあります。

そこで観光課として各観光施設などに対して、何か指導や仕掛けをしているのか、施設をどのような方向に導こうとしているのか、伺います。

### ○議長(上田孝二君)

高野観光課長。

## ○観光課長(高野修君)

お答えします。

コロナ禍にあっても、あけぼの大豆やゆるキャン△の関係地など、そこにしかない観光資源があれば、それを求めて多くの方が、また遠方からも来訪されていることから、各集客施設については、それぞれが特色を持ち、その魅力を発信し提供していく必要があると考えております。

観光課所管施設である「みのぶ自然の里」では、農泊の受け入れ、県と連携したデジタルデトックスキャンプの実施など、指定管理者の創意工夫により、自然豊かな特徴を活かした施設運営に努めております。

今後につきましては、町営施設だけでなく民間の事業所とも連携して、官民一体となって相乗効果が得られるような取り組みが必要と考えております。組織を刷新した身延町観光協議会がその中心的な役割を担い、情報、課題を共有し、関係団体が横軸の連携、協力体制の構築を進めてまいります。

中部横断自動車道を活用して、より遠方からお越しいただくことも可能となりましたので、 それぞれの施設がその特色を発信し、誘客に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えており ます。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

佐野昇君。

#### ○3番議員(佐野昇君)

それぞれの観光施設が、商店街が町外からのお客さまであふれ、商店街には地域の皆さんの コミュニケーションの場としての笑顔があふれる、そんなあるべき姿を描いて着実に推進して いただきたいと思います。

次の質問に移ります。

次に、男女共同参画の推進について伺います。

「男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野において活動する機会が確保され、男女が均等に政治的・経済的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と男女共同参画社会基本法第2条にあります。

女だから・男だから、という無意識な固定概念があり、なかなか進まないのが実情だと思いますけれども、性別に関わりなく、個性や能力を十分に発揮することができる社会の実現、この推進は、本町の将来に向けての重要な施策だと思います。

ある会議で、女性管理職登用について目標が必要だとの意見に対して、「可能性がないのに目

標なんか無理だと、目標は出せない」と聞いたことがあります。目標は何のために掲げているのか。推進する意志さえない。非常に残念な思いをしました。

県では知事から、共同参画を着実に進めていく、県が率先して取り組み、成果につなげていくとし、管理職に占める女性の割合も段階的に増やしていくと言っています。

そこで伺います。

町では男女共同参画社会に向けて、どのようなお考えを持っているのか、どのように取り組んでいくつもりでいるのか、伺います。

#### ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

## ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

本町では、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定により、身延町男女共同参画推進条例を制定し、男女がお互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、すべての人が個性と能力を発揮できる「男女共同参画社会」を形成するため、2019年度から2028年度までの10年間を計画とする「みのぶヒューマンプラン」を策定しております。

計画では、男女平等の法の存在を知り、理解し、活用する意識づくりなど、6つの基本目標 を掲げ、それぞれの重点目標、施策の方向性を示すとともに、数値指標により、目標値を設定 し、目標達成に向け取り組んでおります。

ヒューマンプランでは、男女共同参画の取り組みが、行政施策と深く関わることから、男女 共同参画の推進体制の一つに「庁内推進体制」を強化することを位置付けております。

このようなことから、「男女共同参画社会の実現」を全庁的に進め、女性が活躍する観点から、 人事管理におきましては、女性職員の採用、管理職・リーダーポストに女性を積極的に登用しております。また、男女共同参画についての理解度や知識を深めていく一つの契機として、毎年、総務課により、男女共同参画に関する職員アンケート調査を実施しておりますので、調査の結果等も加味する中で、今後の更なる男女共同参画社会の実現に向け取り組んでまいります。 以上です。

### ○議長(上田孝二君)

佐野昇君。

#### ○3番議員(佐野昇君)

ただいま、2019年から2028年度、10年間の計画、みのぶヒューマンプラン、これを策定して目標達成に向けて取り組んでいるとのことでした。その中で、数値指標により目標値を設定してとありましたけども、男女共同参画社会の実現に向けて、どのような数値目標を設定しているのか、伺います。

### ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

### ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

ご質問の数値目標につきましては、管理職の女性職員の登用率を現在の5%を20%とした 目標値として設定し、取り組んでおります。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

佐野昇君。

### ○3番議員(佐野昇君)

この目標値は、5%から20%というのは、何年度の目標になりますか。

### ○議長(上田孝二君)

望月町長。

# ○町長(望月幹也君)

今、これは管理職ということでお答えをしたんですが、管理職というと、ある程度、年代や 経験的なものが絞られてきます。今、女性職員が薄いときの段階でして、身延支所長が1人だ けであります。また、これから管理職にふさわしい年齢層になってきたところで順次登用して、 女性管理職を増やしていくということになります。

今、一番多いのが40の中盤ぐらいですかね。40代中盤から50ぐらいの間が多いので、 その年代がちょうど上がってきたころが増えるときかなと思っています。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

佐野昇君。

## ○3番議員(佐野昇君)

ありがとうございます。この取り組みは、簡単に進められる内容ではないと思っております。 教育の繰り返しが必要ですし、意識改革や育てる努力、これが非常に必要だと思います。そして女性が安定して働ける環境整備が重要だと思います。でないと、なかなか進まない問題だとは思っておりますけれども、私が過去に経験した話をちょっとさせていただきますけども、他国での感想なんですけれども、その国は女性が非常に働き者が多い国で、女性管理職を積極的に希望する、女性から手を挙げるという頼もしい印象がありました。そのため、女性管理職も非常に多いし、もう1つ、違う国では、同じ会社で働く夫婦ですけれども、奥さんが部長をしておりました。旦那さんは、その部下として働いている。本人も周りの人もなんの違和感もなく働いている。工場長も女性がしていましたし、女性の管理職が非常に多い会社です。この女性部長のプレゼンが非常に素晴らしいのは、今でもはっきりと覚えています。

この2カ国とも両親との同居が多い国ですから、子どもを両親が見てくれるために女性が安心して働ける環境にあるということで、ここは日本と大きな、違う部分だと思います。うちの周りを見ましても、小さな子が保育園、幼稚園に行って、なんかあるとすぐ電話かかって迎えに来いと。なかなか安心して働けない。女性がどうしてもそういうところ、あるいは家のことをするという日本の古くからの考え方、ここがなかなかうまくいかないところだと思いますし、女性が安心して働ける社会、これが必要だと思いますので、こういった社会の実現、将来を左右するのではないかと思います。

以上で、佐野昇、質問を終了いたします。ありがとうございました。

### ○議長(上田孝二君)

佐野昇君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は14時40分といたします。

#### 再開 午後 2時40分

### ○議長(上田孝二君)

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に通告の6番、佐野知世君の一般質問を行います。

佐野知世君の質問を許します。

登壇してください。

佐野知世君。

## ○5番議員(佐野知世君)

通告により、2項目の質問をさせていただきます。

まず、質問1でございますけれども、木喰の里微笑館の充実についてでございます。

木喰の里微笑館は生誕地である身延町北川の丸畑に1986年にオープンし、築36年を経過し、多くの来館者を迎え、今日に至っております。

施設も改修を加えながら運営してきたと思われますが、今後、空調設備やAV機器の整備改 修の予定はあるのかをお聞きいたします。

# ○議長(上田孝二君)

青嶋生涯学習課長。

### ○生涯学習課長(青嶋浩二君)

お答えいたします。

木喰の里微笑館は昭和61年、木喰上人の命日とされる6月5日に開館し、36年が経過しております。微笑館では木喰上人の遺徳を顕彰するため、上人直筆の古文書等を収蔵・展示するとともに、木喰上人の生涯や作品を紹介するビデオを上映し、郷土の生んだ偉人に関する知識と理解を深める場を提供しております。

ご質問の空調設備の整備改装につきましては、微笑館は構造上、軒が深い造りになっており、 夏場の直射日光を遮ってくれますので、紫外線による展示品の劣化を軽減するとともに、猛暑 日でも比較的涼しい空間を維持できております。

展示品の防虫、防カビ対策といたしましては、毎年専門業者に業務委託し、燻蒸作業を行っております。また、AV機器につきましては、ビデオ室のテレビおよびDVD再生機などを随時更新しております。今後も現状の設備を維持する中で、施設や展示品の適切な管理を図ってまいります。

以上でございます。

## ○議長(上田孝二君)

佐野知世君。

#### ○5番議員(佐野知世君)

展示室につきましては、高冷地で天井も高いということで、空調設備は必要ないかもしれませんが、視聴覚室につきましては、今年のように猛暑の夏場はやはり冷房設備があったほうが良いと、快適に視聴ができると感じました。

また、ビデオについては、大勢の人が視聴する場合は、うしろの席の方が見やすいようにプロジェクター等を検討してはと感じました。

次に、展示室には古文書や木喰仏が展示されておりますが、木喰仏につきましては複製が多く、生誕地の資料館としてはやはり本物の木喰仏が展示されている状態が望ましく思われます。 県内や当地区の所有者への入手のための交渉活動はあるのか、お聞きしたいと思います。

### ○議長(上田孝二君)

青嶋牛涯学習課長。

## ○生涯学習課長(青嶋浩二君)

お答えします。

木喰上人は生涯に1千体以上の仏像を彫ったと言われており、全国で626体が確認されています。県内に現存する木喰仏は24体、そのうち17体が町内に残っております。

町外の木喰仏は、所在する自治体での文化財指定や山梨県立博物館に寄託されており、適切に保存活用が図られているため、微笑館への寄贈・寄託について交渉したことはございません。

町内の木喰仏は個人や集落、お寺や神社で所有管理されているもので、県や町の文化財に指定されたものもあります。木喰仏の所有者・管理者の高齢化や代替わり等により、適切な維持管理が困難な状況も見受けられます。そのため、これまでも保存庫の設置や微笑館への寄託など打診してまいりましたが、木喰仏は信仰の対象であり、交渉はなかなか進展しない状況でございます。

今後も、郷土の貴重な文化遺産の適切な保存継承のため、所有者や管理者と連絡を密にし、 必要に応じて支援を図るとともに、引き続き微笑館への寄託を呼びかけてまいります。

### ○議長(上田孝二君)

佐野知世君。

以上でございます。

#### ○5番議員(佐野知世君)

県内に現存する木喰仏は7体で、文化財指定や博物館等に寄託され、保存活動がなされているということであれば、入手は無理としても、町内の木喰仏17体につきましては、維持管理が適切にできない所有者もあるということであれば、引き続き入手、寄託活動をお願いしたいと考えております。

次に、微笑館へのアクセス道路についてですが、まずホームページにある古関からのルートで、県道から古関の部落に入って、しばらくして登り口があり、その道を1.8キロほど山並みに登るコンクリート舗装の道路ですが、道幅は狭く、待避所も少なく、対向車とのすれ違いもままならないと思いました。

また、久那土より縦貫道路からのアクセス道路ですが、県道入口より微笑館手前の横手集落付近までは改良されておりますが、その先はやはり古関線と同じく狭く、待避所も明確にないのが現状であります。来館者のアンケートでもアクセス道路の狭隘、指摘があると聞きますが、そのルートの拡充計画はあるのかをお伺いしたいと思います。

#### ○議長(上田孝二君)

千頭和建設課長。

#### ○建設課長(千頭和康樹君)

お答えいたします。

微笑館へのアクセス道路は、県道古関割子線から丸畑を通り主要地方道市川三郷身延線までの町道古関丸畑線と国道300号木喰橋付近から町道古関丸畑線、丸畑地内までの、町道古関

田ノ上線があります。

町道古関丸畑線の古関から横手の間は3.5メートルから4.5メートルの幅員で、カーブ 区間については一部拡幅がされております。横手から三澤間につきましては、4メートルから 5メートルで道路改良済みとなっております。

道の駅しもべから微笑館へ通じる町道古関田ノ上線は、県営中山間地域総合整備事業、身延 北部地区の農業集落道整備に位置付けられ、平成27年度より幅員5メートルで道路改良工事 を実施しており、令和5年度中の完成予定です。

現在、早急な道路改良計画はございませんが、町道古関田ノ上線道路改良工事完成後の利用 状況等を見ながら、町道古関丸畑線への待避所設置等の有無につきましても検討してまいりた いと思っております。

以上です。

#### ○議長(上田孝二君)

佐野知世君。

### ○5番議員(佐野知世君)

ホームページにも出ている古関から微笑館までのルートおよび横手集落から微笑館までは、幅員4メートル程度の、ガードレールも所々しかない未整備道路とはいえ、都会から微笑館を目指してきた来館者が途中から引き返したという話もあると聞いております。また、ホームページの口コミを見てみますと、スタッフのおもてなしはとても良いが、微笑館までの道路に難ありとの投稿が目立つようでございます。

答弁にもありました、道の駅しもべ近くより登る古関田ノ上線の拡幅工事の開通も期待するところでございますが、微笑館が存在している以上、来館者が安全に目的地に到着できるよう、前述のルートにおいても、拡幅を前提とした改良工事を前向きに推し進めていただきたいと考えております。

続きまして、次の質問に移らせていただきます。

次は、健康増進施設の名称等についてでございます。

区の要望として町にも提出されておりますが、町民の方々にもこの事案につきましては関心 があると思いますので、あえてここの場で質問させていただきます。

1番に答えられました伊藤雄波議員と多少、重複するところもあるかもしれませんけども、 よろしくお願いいたします。

まず施設の名称につきましては、本来発注者である町が決めるものと考えておりますが、古来より湧出する下部温泉の導入、または立地を鑑み、下部区、下部観光協会、下部旅館組合の総意といたしまして、名称には下部温泉または下部を入れていただくことを強く要望しておりますが、見解をお伺いいたします。

### ○議長(上田孝二君)

青嶋生涯学習課長。

### ○生涯学習課長(青嶋浩二君)

お答えいたします。

現在建設中の健康増進施設の正式名称につきましては、午前中の伊藤雄波議員のご質問にお答えしたとおり、第4回定例会に上程させていただく予定の、設置及び管理に関する条例に条文を設けます。佐野知世議員のご質問の名称とは、セカンドネーム(通称名)だと思いますの

で、その点について答弁させていただきます。

この事業は従来型公共事業と違い、PFI事業として建設・運営を行っております。町は要求水準を示し、これを受けた業者自らの創意工夫により要求水準を満たす具体的手法等が提案されます。名称につきましても同様に、事業者との協議により決定いたします。

なお、セカンドネームについては、まだ具体的に協議はしておりませんが、今後のスケジュール等を考慮し、年内には決定したいと考えております。

以上でございます。

### ○議長(上田孝二君)

佐野知世君。

## ○5番議員(佐野知世君)

この健康増進施設は、事業の目的で明確になっているように、下部温泉の魅力アップと地域 観光の核として位置付けられているものであります。 PFI事業とはいえ、事業者と町との協 議により、年内に名称が決定するものということでありますので、ぜひ下部温泉の総意をお汲 み取りいただき、名称については、町から事業者に要求水準にしっかりと位置付けられるよう にご提案をしていただきたいと考えております。

次に料金等の問題でありますが、町民の健康福祉の立場からすると町民の利用料金は、高齢者を含め現在の町内の温泉施設と、あまりかけ離れていないことを望みますが、どのような考えかお尋ねをいたします。

### ○議長(上田孝二君)

青嶋生涯学習課長。

### ○生涯学習課長 (青嶋浩二君)

お答えいたします。

健康増進施設の入浴料金につきましても、設管条例をご議決いただいたあと、事業者と協議 し、町が承認・決定いたします。

町内の温泉施設や近隣町の同様施設の料金を参考にし、また、町民と町民以外の利用者との料金の差別化を図り、町民の利用が促進されるよう考えております。

以上でございます。

## ○議長(上田孝二君)

佐野知世君。

## ○5番議員(佐野知世君)

答弁のとおり、料金の設定については、町の所有の温泉施設や下部の宿泊施設での日帰り利用料金等、それぞれ妥協点を見出していただき、町民の皆さまの利用が促進されるよう料金の設定をお願いしたいと思います。

また、日帰り入浴を受け入れている温泉施設、飲食店、お土産屋さん等については、影響があることは間違いないと思われますが、妥協点を見出し、お互いが不安を抱かないように経営できる方策は、どのように考えておりますか。また、それにつきまして、関係者との調整の話し合いを持つ機会はあるのかをお尋ねいたします。

#### ○議長(上田孝二君)

青嶋生涯学習課長。

### ○生涯学習課長(青嶋浩二君)

お答えいたします。

健康増進施設のオープンをきっかけとして、当施設はもとより、町内の日帰り温泉、旅館やホテル、飲食店や観光施設など、町全体における交流人口の拡大を図り、日帰り観光から宿泊観光へのシフトチェンジ、また、地元の皆さまと連携し、町内めぐりができるような各施設を紹介したパンフレットを配布するなど、相乗効果を狙い、下部温泉郷の魅力アップ、ひいては身延町全体の魅力アップを進めてまいります。

なお、関係者との調整につきましては、現在、下部区が地元の代表窓口となり、町と情報交換、提案や要望のやり取りをしております。今後につきましても同様に考えております。 以上でございます。

# ○議長 (上田孝二君)

佐野知世君。

### ○5番議員(佐野知世君)

日帰り入浴施設等の、それらの各施設との相乗効果のある取り組みを進めていただきたく、特に健康増進施設の近隣である下部温泉の各施設につきましては、下部区を中心とした提案や要望を、町とのやりとりや情報交換をする中で、下部温泉および身延町の魅力の向上を推し進めていただきたいと希望するところでございます。

これをもちまして、私、佐野知世の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

## ○議長(上田孝二君)

佐野知世君の一般質問を終わります。

一般質問の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開は3時15分といたします。

休憩 午後 3時04分

再開 午後 3時15分

## ○議長(上田孝二君)

休憩前に引き続き、一般質問を再開いたします。

次に通告7番、渡辺文子君の一般質問を行います。

渡辺文子君の一般質問を許します。

登壇してください。

渡辺文子君。

#### ○12番議員(渡辺文子君)

私は、第2回定例会一般質問の通告を出したあと、欠席をしてしまいまして、せっかく一般 質問通告を出して準備をしていただいたのに欠席をしてしまったということで、申し訳なく 思っています。

それで、そのときの質問を中心に質問を5点、したいと思っています。お願いいたします。 まず、1点目、新型コロナウイルス感染対策についてということで質問をいたします。

県内の感染者は、毎日1千人を超えるような感染者がひと段落したかなというふうには思っているんですけど、数字は毎日の新聞を見れば分かるんですけど、感染状況がどうなのかとい

うのがなかなか分からないものですから、質問をさせていただきたいと思います。お願いいたします。

### ○議長(上田孝二君)

深沢福祉保健課長。

### ○福祉保健課長(深沢泉君)

お答えします。

9月7日現在の町内の感染者数ですが、本年4月が24人、5月が33人、6月が13人で減少傾向にあったところですが、7月は66人、8月が264人ということで、急激に増加しました。まさに第7波の感染拡大が顕著に現れております。

9月に入りまして、今のところ32人という状況です。

この第7波の感染拡大について、専門家は感染力が強いとされるオミクロン株の新たな派生型への置き換わりが要因だとしています。さらに、感染拡大が進んだ要因として、行動制限がないことも影響していると考えております。

感染者については、減少傾向にあるという報道もありますが、町民の皆さまには、引き続き 基本的な感染対策の徹底をお願いするとともに、ワクチン接種についても継続して周知してい きます。

以上です。

## ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

### ○12番議員(渡辺文子君)

このコロナの問題は、峡南保健所ということで、峡南5町を管轄する峡南保健所が管轄をしているということで、町はあんまり、そういう意味では、町民がどういう状況なのかというのがなかなか分かっていないのかなということで、情報もなんか、今回もこんなことを聞いていいのかなみたいな、なんかちょっと躊躇するようなことで、だけどやっぱり心配なことがいっぱいありまして、町はどういうふうな把握をされているのかなということで伺いたいと思っているんですね。

8月は264人ということで答弁があったんですけども、こんなに人数が多いときに発熱外来はちゃんと機能して、皆さんがちゃんとかかられていたのかなとか、それからこの町、一人暮らしのお年寄りが多いけれども、そういうお年寄りの皆さんがかかったときには、家族もいなくてどうしているのかなとか、それから町民の中には、5日目に段ボールに食料が入ったものが届いたと。5日目に届いたということで、峡南保健所も本当に、峡南地区、大変な状況だったので、どこの保健所もパニックで破たんしてしまいそうということも聞いているので、峡南5町を管轄している保健所は、本当に大変だなというふうには思っているんですけど、身延町の町民の皆さんが不便をしているんではないかとか、ちゃんと食べられているのかなとか、そういうことがやっぱり町で把握ができていないと、保健所が管轄しているから無理かも分からないけど、困難事例はきっと、たぶん町に要請があったりはするんだと思うんですけど、でもやっぱり町として、そういう困っている人たちに寄り添えないかなということを考えると、こういう状況で、本当に大丈夫だったのかなというのがちょっと心配だったので、感染状況、数は分かるけど、その状況はどうだったのかということでお尋ねをしました。

そういうような意見というか、こういうことがあったんだよ、5日目に段ボールに入れた食

料が着いたんだよとか、そういうのは、私、耳にしているんですけど、町のほうにはそういうような情報みたいなのは、町民の皆さんから届いているんでしょうか。

### ○議長(上田孝二君)

深沢福祉保健課長。

### ○福祉保健課長(深沢泉君)

お答えします。

食料支援が遅れたというケースですけども、本町にも1件、食料支援物資が届かなくて困っているという相談がございました。そこで福祉保健課では、食料物資を自宅へ届けたケースが1件ございます。

それからあと、一人暮らしの関係なんですけども、現在の制度では陽性者の把握とか、濃厚接触者の特定は峡南保健所がすることになっておりまして、町では誰が陽性者になったということは把握できません。ただ、峡南保健所から協力要請があれば対応しています。現に陽性者の一人暮らしの方と連絡が取れないので、自宅まで行って確認してくださいという要請がございましたので、福祉保健課のほうで対応したケースはございます。

以上です。

## ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

## ○12番議員(渡辺文子君)

分かりました。一人暮らしが多い町だけに、そういう心配はあったかなと思ったけど、どうしてもこれは峡南保健所の仕事なので、町ができないという部分がありますけど、今後もやっぱりこういう高齢者、一人暮らしが多い町だということを考えると、もうちょっと綿密に連絡を取り合って、住民の皆さんが困らないようなことをする必要があるのかなと思っています。

それから2点目なんですけれども、子どもを含めたワクチン接種の状況ですね。これは、今回、子どもたちの感染が多かったと。保育園なんか、マスクもできないようなところで密になったりすると、どうしても感染してしまうというのは仕方がないことで、親はそこで、私、前にも質問したんですが、親は子どものために、小さい子どもにワクチンを打つことが本当に子どもにとって良いことなのか、でも、やっぱりコロナは怖いしということで、とても悩んでいるお母さんの話を聞いたことがあって、ぜひ町はそういうような、悩んでいるお母さんたちの相談には、きちんと乗っていただきたいというような要望もやった記憶があるんですけれども、子どもを含めたワクチン接種の状況はどうなのか、教えていただきたいと思います。

#### ○議長 (上田孝二君)

深沢福祉保健課長。

#### ○福祉保健課長(深沢泉君)

まず、接種率のほうからお答えしたいと思います。

4回目の集団ワクチン接種については、7月23日(土曜日)から開始しまして、8月21日 (日曜日)で全7日間計画したうちの6日間が終わり、残すところ9月10日の土曜日のみとなりました。そこで、8月23日現在の状況でお答えします。

5歳以上11歳以下は、2回目まで接種することが可能で、対象人数325人に対し、131人が2回目を接種しており、接種率は40%です。

12歳以上59歳以下は、原則、3回目まで接種することが可能で、12歳以上19歳以下

の対象人数は464人で、接種者は256人、接種率は55%です。

20歳以上39歳以下の対象人数は1,347人で、接種者は862人、接種率は64%です。

40歳以上59歳以下の対象人数は2,281人で、接種者は1,778人、接種率は78%です。

次に、60歳以上は、4回目まで接種することが可能で、対象人数は6, 038人で、接種者は3, 635人、接種率は60%です。

本町では、若年層になるに従って接種率は低くなり、さらに各年齢層とも共通しているのが、 回数を重ねるごとに接種率が低くなる傾向にあります。

今後も、接種を希望する町民の方から相談があった場合、希望に添えるように親切丁寧な対応をしていきます。

また、オミクロン株に対応した新型コロナワクチンの接種体制確保については、今年の10月 半ば以降、初回接種完了者全員に対して接種を実施することを想定し、準備をするよう国から 要請がありました。

ただし、接種間隔等の詳細事項は、まだ正式に明らかになっておりませんので、今後、国から発せられる情報に注視しながら準備を進めてまいります。

それから5歳から11歳までの保護者から、ワクチン接種をしたほうがいいかどうか、相談があったかどうかということなんですけども、今のところ、本町にはそのような相談はございません。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

# ○12番議員(渡辺文子君)

やっぱり親は悩んでいるけど、役場には相談しづらいということなんでしょうかね。親たちの間で話をしていても、どうしようどうしようということで、やっぱりそういう意味では、役場がそういう相談に乗って、いろんな情報を伝えてくれたりということであれば、親たちの悩みは、少しは楽になるんではないかなと。新聞なんかで、小さい子どもの後遺症がちょっとひどいみたいな新聞記事も読んだことがあるので、やっぱりなってしまったあとに後遺症に悩むという、小さな子どもがいるというのが、ちょっと私も困ったなというような思いで、だったらやっぱりワクチンを接種して、なるべくかからないようにしたほうがいいのかなと思ったり、私のほうにはそういう、そんなに多くないですけど、相談がありました。あっても、どう言っていいのか分からないですけれども、ただ、後遺症のことを考えると、いろいろ考えてしまうねというようなことしか言えなかったんですけど、そういう親から今後、きっと悩んでいる親御さんもいると思うんですけれども、そういう相談があった場合には、きちんと対応をしていただきたいと思います。

それから3点目なんですけれども、子どもが陽性になり、特にパートの母親が働けなくなったときの給付制度はあるのかということで、新聞を読んでいたときに、コロナ被害が集中する女性と子どもということで、国内における感染拡大は苦悩する国民の暮らしをコロナ禍以前より一層厳しい状態に追い込んでいると。特に経済的弱者である、ひとり親家庭の母親や子どもを苦しめているというような新聞記事があったんですね。

ここのところ、今まで女性の自殺者というのは、そんなに多くなかったんですけど、最近は働く女性の自殺の増加が増えているということで、1週間ぐらい前にもそんなことを言っていましたけど、これはもうずいぶん前の話ですけれども、その女性の自殺の原因や動機では、職場環境の変化や人間関係などの勤務問題が最も増えており、新型コロナウイルスの感染拡大による労働環境の変化が関連した可能性があると指摘しているということで、やっぱり弱い立場の非正規の人たちにそういう自殺者が多くなっている、30代というのが多かったということで、今までそんなのはなかったのになと思って、私もショックを受けたんですけれども、特に子どもが小さい場合には、何人もいれば、一緒にかかってくれればいいけど、3人いたら3人が何日か置きにかかって、なかなか仕事へ行けなかったという母親の話も聞いたことがあるんですけど、そういう非正規の人たちにもちゃんと対応できる給付制度はあるのかということで伺いたいと思います。

### ○議長(上田孝二君)

深沢福祉保健課長。

# ○福祉保健課長 (深沢泉君)

お答えします。

議員のおっしゃるような給付制度は、町にはございませんが、国および県にはあります。 国の制度には、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」と「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」があります。

「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」は、新型コロナウイルス感染症及び そのまん延防止の措置の影響により休業させられた労働者のうち、休業中に賃金(休業手当) を受け取ることができなかった方に対し、支給する制度です。

「新型コロナウイルス感染症による小学校休業等対応助成金」は、事業主を対象にしたもので、助成金を活用して有給制度を設けていただき、年体の有無にかかわらず利用できるようにすることで、保護者が希望に応じて休暇を取得できる環境を整えてもらうための制度です。

また県の制度に、「新型コロナウイルス対策休業助成金」があり、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、感染者や濃厚接触者となったことで入院勧告や外出自粛の要請を受け、休業することになった方に一定額の助成を行う制度です。

ただし、この県の制度と国の「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」制度は、 どちらか片方しか受け取ることができません。

以上です。

#### ○議長 (上田孝二君)

渡辺文子君。

## ○12番議員(渡辺文子君)

分かりました。では、パートで働いている女性には、どちらか、1つだけれども、そういう 給付金制度があるということで理解をしました。

次に2点目ですね、子宮頸がんワクチン接種についてということでお尋ねをいたします。 この子宮頸がんというのは、乳がんに次いで若い女性に2番目に多いガンだそうです。子宮 頸がんは女性の子宮の入り口部分にできるがんで、若い女性、20歳から39歳がかかるがん の中では、乳がんに次いで多く、女性の100人に1人が生涯のいずれかの時点で子宮頸がん にかかると言われています。年間9千人近くの人が子宮頸がんにかかり、2,700人もの人 が亡くなっているということ。そして、今まで子宮頸がんワクチンを国ですすめていたということで、それが定期接種となってから副反応といわれる症状が多数報告をされて、全国的には積極勧奨をしないということにはなったんですけども、今年4月から自治体による子宮頸がんワクチン対象者への接種を進める通知が出されました。町として、これをどうすすめていっているのかということで、お尋ねをしたいと思います。

### ○議長(上田孝二君)

松田子育て支援課長。

# ○子育て支援課長(松田宜親君)

お答えいたします。

子宮頸がんワクチン「ヒトパピローマウイルス感染症」定期接種についての自治体の今後の対応ということで、厚生労働省健康局長より令和3年11月26日付と令和4年3月18日付の2回通知されております。

令和3年11月26日付通知の内容は、おおむね以下のとおりです。

平成25年通知の廃止。平成25年6月14日付通知により、ワクチンとの因果関係を否定できない持続的な疼痛が、ワクチン接種後特異的に見られたことから、国民に適切な情報提供ができるまでの間、市町村長は、接種に関して積極的勧奨とならないよう勧告されてきた。

その後、国の調査機関で最新の知見を踏まえ、継続的に議論が行われ、改めて「特段の懸念が認められない」「有効性が副反応のリスクを上回る」ことが認められたため、引き続き安全性の評価を行うことや、情報提供を充実していくことなどの対応を行うことで、積極的勧奨を差し控える状態を終了させる。

2つ目としまして、個別勧奨の実施。市町村長は接種体制の整備等を進め、基本的に令和4年 4月から順次実施する。

3つ目としまして、情報提供相談体制。接種をすすめるにあたり、対象者に対し検討、判断するために必要な情報提供を行うとともに、接種後に体調変化を感じた際、適切に対応できるよう、相談支援体制や医療体制を確保すること。

4つ目が、接種機会を逃した方への対応。平成25年通知が廃止されるまでの間、積極的勧 奨の差し控えにより接種機会を逃した方への対応は、今後国の方針が決定し次第、周知する予 定であること。

これを受けまして、令和4年第1回定例会におきまして、一般会計、4款衛生費、1項保健衛生費、3目母子衛生費、母子衛生事業費に子宮頸がんワクチン経費として413万1千円、小学校6年生から高校1年生までのうち90人分を計上し、議決していただきました。

続きまして、令和4年3月18日付通知の内容は、おおむね以下のとおりです。

接種機会を逃した方への対応。接種機会を逃した方に対し、公平な機会を確保する観点から 対象年齢を越えて接種を行うこと。キャッチアップ接種といいます。

対象は高校2年生から25歳までの方。

ワクチンを自費で受けた方に対する償還払いの実施。

3月18日付通知であったため、第2回定例会で、接種費用477万3千円、108人分を 補正予算計上し、議決していただきました。

町といたしましては、厚生労働省からの通知のとおり、対象者と保護者に対して、効果とリスクを十分に検討していただくため、パンフレットを同封の上、個別案内を実施いたしました。

管内の医療機関に対しましては、希望者に対し十分説明した上で接種するよう周知しております。

また、接種後の相談機関として、当子育て支援課、接種医療機関、山梨県福祉保健部健康増進課、教育庁保健体育課が当たる旨周知した上で、ワクチン接種を実施しております。

子育て支援課としては、対象者や保護者の方々の不安や疑問に対し、情報提供や相談対応等、 丁寧に応じるよう努力しております。相談者の中には健康上の不安により、ワクチン接種を迷っ ておられる保護者もいらっしゃいましたが、効果と副反応について説明を行った上で、主治医 との相談をお勧めいたしました。

なお、接種者数は、令和4年8月15日現在は5名で、内訳につきましては、標準対象者の 方が2名、キャッチアップの方が2名、償還払いの方が1名となっております。

以上です。

### ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

## ○12番議員(渡辺文子君)

分かりました。やっぱり効果と副反応について説明を行った上で、主治医との相談をお勧めしました、この対応が良いんではないかなというふうに思うんですね。私、今まで、被害にあった方たちと話をしていて、ひどい方は寝たきりになって車いすという方もいらっしゃったし、なかなか普通の生活ができないという方もいらっしゃった。そういう方たちを身近で見ていると、本当に国が言っているように安全なのかなということがあって、私は女の子の孫もいますけれども、やっぱり、できたら違う方法でということで話はしています。孫たちも身近でそういう人たちがいるので、やっぱり怖いというものがあって、家族でそんな話をしているというふうに言っていました。

やっぱり効果と副反応、両方きちっと説明する中で、本人がどうするのかということを選ぶ ことが一番良いんではないかなと思いましたので、今後もそういうふうにしていただきたいと 思います。

それで、その2点目なんですけれども、ワクチンと同時に検診も重要とされています。自宅でできるヒトパピローマウイルスの検査キットがあり、対象年齢の住民に配布している市町村があると聞きました。本町でもできないでしょうかということで、お尋ねをいたします。

#### ○議長(上田孝二君)

深沢福祉保健課長。

#### ○福祉保健課長(深沢泉君)

お答えします。

検査キットを配布している市町村を把握するため、峡南保健所に問い合わせたところ、厚生 労働省の子宮頸がん検診の指針に沿ったものではないのでデータはないということと、厚生労 働省は検査キットの配布を推奨していないという回答をいただきました。

厚生労働省の指針で定める子宮頸がん検診の内容は、検査項目として、問診、視診、細胞診 および内診をあげております。

町としましては、厚生労働省の指針に沿った病院での検診を重要と認識していますので、対象者に検診の希望を取り、希望のある方には受診票を送付しております。受診にかかる費用については、町が全額負担しております。

検査キットの配布については、厚生労働省の指針に沿った病院での受診が重要であることや 厚生労働省が推奨していないということから、今のところ配布することは考えておりませんが、 今後の国や近隣市町村の動向を注視していきたいと思います。

以上です。

## ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

### ○12番議員(渡辺文子君)

このキットなんですけど、山梨県ではなくて、どこか、テレビでそういうのを、キットを配布している市町村があるというふうに聞いたので、これはいいなと思ったんですね。

検診を、これでやろうというんではないですね。男の人ばかりだから、ちょっと1人、女性 がいるけど、よく分からないと思うんですけど、検診を受けるということはすごく、こんな年 の私でもすごい抵抗があるんです。まして、若い女の子たちが産婦人科に行って検診を受ける というのは、まず考えられないんではないかなと、やだなって、きっと思うと思うんです。だ から検診が進まないんだと思うんですね。だから、キットがあって、それで自分で簡単に検査 をしてみて、もしそれで、なんかあったら、もうしょうがない、これは病院に行くしかないと いうことで、行かざるを得ないと思うんですね。それの一歩なので、これはあくまで、検査キッ トで検査をしてみるということだと思うんですね。だからもちろん、検診を勧めている厚生労 働省なんかが勧めるわけないと思います。検診をしろと言うと思うんだけど、やっぱり若い女 性が検診に行くとなったら、よっぽど具合が悪いか、もうそのときには、大変な状況だと思う んだけれども、そうではなくて、やっぱり心配だから、ちょっと検査キットで調べてみたいと。 そこでなんかあったときには、検診に行かざるを得ないという決意をすると思うので、そのきっ かけになればと思っているので、ぜひそういうことも、県内ではないですけども、そういうこ とをやっぱり、身近でそういうふうに苦しんでいる人たちを見ていたことも考えると、やっぱ りすぐ、身延町でもそういうのをやってもらいたいという声もあったので、それはお伝えした いと思います。

それで、積極的勧奨が4月から始まっていて、やっぱり副反応の人はだんだん増えているということもお聞きしていますので、ぜひ大変なことにならないうちに、自分でできるような検査キットがあれば、私は逆にキットをやって駄目だったら検診に行くというふうな、段階的にそういうふうになるためのものだと思っていますので、ぜひこれは進めていただきたいと思います。

次は、3点目です。配食サービスの利用者負担についてということで、お尋ねをいたします。 前に、この一律700円ということで、高いんではないかという質問をした記憶があるんで すけど、現在配食サービス利用者負担額が1食700円で、非課税世帯の方が400円となっ ています。この負担額が重いという声があって、なんとかしてもらえないだろうかという声が ありました。この利用者負担の軽減はできないものなんでしょうか、お尋ねをいたします。

### ○議長(上田孝二君)

深沢福祉保健課長。

## ○福祉保健課長(深沢泉君)

お答えします。

配食サービス事業は、在宅の一人暮らしや虚弱老人世帯等に対し、食事を提供することによっ

て、生活の質の確保と自立を図り、併せて安否の確認を行うことを目的に実施しているもので、 利用者負担金は1食700円ですが、住民税所得割非課税世帯等は1食400円に設定しております。

この事業は社会福祉協議会に委託しており、令和3年度歳入歳出の決算額は、利用者負担金が393万9,200円で、委託費が1,328万8,602円です。

また、令和3年度の利用者および配食数についてですが、1食700円の利用者が延べ116人、配食数が1,338食で、1食400円の利用者が延べ545人、配食数が7,483食です。本年度の今の利用状況は、令和3年度の同じ時期と比較すると、毎月10人程度多い利用者数になっております。

さて、峡南地区の配食サービス1食あたりの利用者負担金について調査いたしました。富士川町は一律500円、早川町は一律450円、南部町は一律300円です。市川三郷町は、1食400円で、町民税非課税世帯で本人の年金収入が80万円以下の者は1食300円だったものを、令和4年度から、安定した事業運営のため負担金を改定いたしました。新たな負担金は、本人が町民税課税の者1食550円、本人が町民税非課税の者1食450円、町民税非課税世帯で本人の年金収入が80万円以下の者は、1食350円です。峡南4町とも、社会福祉協議会に委託しています。

食事の種類ですが、本町の場合、普通食、治療食、きざみ食、おかゆの4種類から利用者の希望等により提供しております。富士川町と南部町は普通食のみの対応ですが、早川町と市川 三郷町は普通食、きざみ食、おかゆの3種類を提供しています。峡南4町と比較すると、本町 は、より一層利用者の希望等に寄り添った食事を提供するサービスを行っていると思います。

そこで、「利用者負担の軽減はできないか」というご質問についてですが、この事業はバランスのとれた食事を定期的に提供するもので、配食を希望する方々にとっては日常生活を送る上で、なくてはならないものです。併せて、配達の際に安否確認を行うものなので、町としましても、とても重要な事業であると認識しております。この事業を委託している社会福祉協議会から、利用者の声などにより利用者負担金の軽減について強い要請を受けていますので、現在、負担金の軽減について検討し準備をしているところです。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

## ○12番議員(渡辺文子君)

分かりました。栄養のバランスのとれた食事を一人暮らしや虚弱老人世帯に配食をしている、 そしてお元気ですかと一言、安否確認をすると。これはやっぱり、こういう町にとっては、本 当に重要な、答弁にもありましたけど、重要な事業だと思っております。本当に日常生活を送 る上で、なくてはならないものなんだろうなと思っています。

今回、私、分かったんですけど、普通食、治療食、きざみ食、おかゆ、4種類も、こういう ふうに、やっぱり状況に合わせて、体調に合わせて、こういうことも選べるというのは、本当 に利用者に寄り添った対応を、今までしてきてくれたんだなということで、本当に感謝をした いんですけれども、ただ、これ、700円は検討するということで、答弁していただいたので よかったなと思っているんですけど、物価がこれだけ上がっている中で、なかなか下げるというのは大変だとは思うんですけど、やっぱり住民の皆さんの声をきちっと聞いていただいて、

こういう物価が高い中でも住民負担を下げていく方向で考えていただけるということで、感謝 をします。

それと知り合いに、非課税だったんだけど、1日400円で、それを月曜日から金曜日まで取っていると、1カ月にすると、かなりの額になるんだよねという話も聞いたことがあるんですね。その方は買い物難民で買い物が行けないからということで、そのお弁当がいいよといって進めたんだけれども、そうすると栄養バランスがとれた食事ができて、体にも良いからということで進めたんですけども、やっぱり非課税の方でも400円が5日になると、ちょっと大変だなということも言っていたので、そこのところをもうちょっと、700円はもちろんですけど、400円ももうちょっと、状況に応じて考えていただければということで、それはよろしくお願いしたいと思います。

答弁の、700円のところを変えると、強い要望を受けているから、負担の軽減についてというのは、700円ですか、400円も含めてということで理解していいですか。

### ○議長(上田孝二君)

望月町長。

#### ○町長(望月幹也君)

700円のみならず、非課税世帯の400円についても見直しを行う予定でいます。できるだけ早く、見直しを、この年度の途中でもできるように担当課長とは話をしております。

### ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

### ○12番議員(渡辺文子君)

声を出しても、今まで、それが聞いてもらえなかったということで、今の答弁、きっと皆さ ん喜んでくれると思います。ありがとうございます。

それでは、4番目ですね。JA山梨みらいの町内にあるATMの廃止についてなんですけども、中富直売所が令和5年1月、旧下部ふれあい店が令和6年3月廃止予定となっています。ATMについて、住民の皆さんから廃止されたら困ると存続を望む声がありました。年金もおろせないということで、なんとか存続をしてもらいたいという、そういう声がたくさん寄せられていました。町として存続に向け、何かできないかということなんですけども、いろいろ、前に中富直売所のことで、町長も利用を進めるようなことをおっしゃっていて、私、そのときはちょっと理解ができなかったんだけども、農協に行ってお話を伺ったりして、こういう、町にもそういう、事前のそういうものがあったんだなと分かったんですけども、町として存続に向けて何かできないかということで、お答えいただきたいと思います。

#### ○議長(上田孝二君)

佐野総務課長。

#### ○総務課長(佐野和紀君)

お答えをいたします。

総務課で、現状および今後の予定を確認いたしましたので、報告をさせていただきます。 ご質問の両施設のATMにつきましては、昨今の厳しい金融環境の中、利用者の減少に伴い、 事業の再編の取り組みとして、廃止の対象となったものだそうです。

予定では、渡辺議員のご質問のとおり、中富直売所のATMが、令和5年1月、旧下部ふれ あい店のATMが令和6年3月廃止予定となっており、直近の利用状況を参考として、この9月 中にJA内での方針を諮る予定とのことです。

JAの方でも、利用者等からの存続を望む声は承知しており、そのことも踏まえまして検討を行うということを聞いております。

役場本庁舎敷地からも、すでに銀行等のATMが廃止となり、業務上でも何かと不都合を来たしておりますので、先ほどの答弁のとおり、厳しい金融環境の中での事業再編の取り組みと伺っておりますが、地域の実情など利用者の皆さまの声を重視していただき、存続できるよう、IAへ要請してまいります。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

## ○12番議員(渡辺文子君)

この役場のところのATMがなくなって、私もすごく困って、旧下部にはATMがないもの ですから、よく利用させていただいたのが、ある日、突然なくなってしまって、困っているん ですけれども、銀行と違って、農協というのは、単たる金融機関ではなくて、地域の暮らしと 密着をしている協同組合なんですね。たぶん、私も組合員として出資した記憶が昔あるんです けども、やっぱりそういうので成り立っていて、地域密着のお店なんだ、単たる金融機関では ないんだということを分かってもらって、本当に皆さん、組合員の、今まで農協のために一生 懸命頑張ってきてくれた、特にお年寄りの年金を引き下ろしができなくなってしまうような、 お年寄りが困っているということで、農協に行ったときに、住民の声はよく分かるし、総代会 とか、そういうところでも聞いているんですけども、農協としてもやっぱり利用がないと困る ということもお聞きして、それもそうかなというふうには思ったんですけど、やっぱり私がこ こで一般質問するということで、今まで農協に口座があるけども、なかなか、ちょっと六郷へ 行ったりというような人たちが、地元で、中富直売所とか、それから下部のふれあい店とかと いうところで、やっぱり引き出しをしたりするということが、町も頑張ってくれるとは思うん ですけど、私たちもやっぱりそういう努力をしていく必要があるかなということで、一般質問 するのは、その1つだと思うので、ぜひ町民の皆さんも少し、そういう努力をしていったらい いかなと思います。ぜひ、町の皆さんには、9月中に諮ると、決定するということなので、ぜ ひそういう町民の声をもう1回、出していただいて、単なる金融機関ではないということで、 農業協同組合なんだということで、ぜひ存続をさせるように頑張っていただきたいと思います が、町長どうでしょうか。その決意を。

#### ○議長(上田孝二君)

望月町長。

## ○町長(望月幹也君)

私も役場敷地内のATMがなくなって、大変不便を感じていまして、いつも六郷支店のほう へ回って、利用させてもらったりしています。

今のJAについては、通常の金融機関とは違うというご意見なんですが、JAも利益を上げないとならないという立場の中で、先ほど議員が質問の中で、最初におっしゃってくれたように、利用の数がやっぱりものを言っているようです。廃止するところはですね。ですから、来年の、令和5年1月ですけども、中富はですね、残高照会でもいいらしいんです、聞いたら。何回、その機械を操作したかという回数が利用の回数になるようですから、町民の皆さんもぜ

ひ頻繁に、そこを通ったときに、ちょっと残高照会をしてみるとか、そういう努力をしていただきたいと思います。行政としてもお願いはするんですけど、やっぱり利用があってというのは金融機関の考え方ですから、ぜひともそこはご協力をいただき、一緒になって、存続できるように頑張っていきたいと思います。

### ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

#### ○12番議員(渡辺文子君)

分かりました。一緒になって頑張っていきたいと思います。

次、最後ですね、5番目です。山梨県上空での米軍機による空中給油訓練などについてとい うことで質問をします。

米軍機による低空飛行訓練を含め、空中給油訓練など山梨県上空で実施しないことを町として求めるべきだと思うが、どう考えますかということで質問したいと思います。

### ○議長(上田孝二君)

天野交通防災課長。

### ○交通防災課長(天野芳英君)

お答えします。

ご質問のような米軍機による訓練は、日米地位協定で決められている訓練だと思いますので、 国が決めたことに一つの町が停止を求めることはできません。

一つの町としてではなく、県や関係自治体と連携を取りながら、安全性の確保について申し 出をしていきたいと思います。

以上です。

# ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

### ○12番議員(渡辺文子君)

空中給油の写真を新聞で見たときに、私、びっくりしたんですけど、ホースがつながれて、 空中で給油しているんだろうと。あれが落ちてきたら、どうなるんだろうというふうに思った ら本当に恐ろしいなと思って、それが新聞記事を読むと何回も行われていたということで、身 延の上空、勝坂の上でもそれがあったと。だから、全国どこでも空中給油、前、私、オスプレ イのことで、危ないからということで低空飛行をやめるように要請してくださいという質問を やったんですけど、今度は、それもそうなんですけど、またオスプレイが今度また、運航でき るようになったけれども、今度まだ空中給油ですか、あれ、びっくりしました。私、実際見て いないですけど、見た人の話だと、本当に怖いという話を聞いて、私も新聞で見たときに、こ んなことをするんだと思って、だけども、それは陸地上空では行わないということを日本政府 が国会で答弁したという記事もあったんですけど、やっぱり危ないから陸地の上では行わない と言っていたのを、ここのところ何回もしたというのは、ぜひ、一つの町ということではなく て、やっぱりみんなで、知事もそんなことを発言していた記憶があるんですけど、やっぱりみ んなで、県と一緒になって、そういう危ないことは行わないでくださいということで、ぜひ連 携をとりながらやっていただきたいと思うんですけど、前にも私、オスプレイのことで、そう いうふうに一般質問したことがあって、そのときもみんなで、そういう、連携していきますみ たいなことがあったんですけど、そういうときには、どういうところに要望書というか、やら

ないでくださいみたいなことを持って行ってもらえるんでしょうか。県が先頭に立ってやって くれるんですか。

## ○議長(上田孝二君)

望月町長。

### ○町長(望月幹也君)

身延町とすれば、私が町村会の中の席上で、こういうものを提案をしてみて、それを県のほうに要請すれば、県の県民生活部が担当になるかと思われます。そして県民生活部をとおして防衛省、もしくは米軍のほうへの要請という形の流れでいくんではないかと。まだ確実ではないんですが、県の県民生活部を窓口として、防衛省、あとは米軍のほうへも要請していくという流れではないかと思います。

## ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君。

## ○12番議員(渡辺文子君)

いろんなところで撮影されているから、やっぱりみんなが県と一緒になっていくことが大切なんではないかなと思いますので、ぜひそれを。

### ○町長(望月幹也君)

私も空中給油、見ました。

## ○12番議員(渡辺文子君)

見えました、そうですか、怖いですよね。 では、そういうことで、ぜひよろしくお願いいたします。 以上をもって、私の質問は終わりにします。

## ○議長(上田孝二君)

渡辺文子君の一般質問を終わります。 以上で本日の議事日程は終了しました。 本日はこれをもちまして散会といたします。 大変ご苦労さまでした。

### ○議会事務局長(若狭秀樹君)

相互にあいさつを交わし終わります。
ご起立をお願いします。

相互に礼。

ご苦労さまでした。

散会 午後 4時09分

	_	
1	<i>(</i> )	- 1
		$\Delta$

令 和 4 年

第3回身延町議会定例会

9月16日

令和4年9月16日 午前 9時00分開議 於 議場

# 1. 議事日程

日程第1	諸般の報告	
日程第2	委員長報告	
日程第3	認定第1号	令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認
		定について
日程第4	議案第68号	身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する
		条例について
日程第5	議案第69号	身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する
		条例の一部を改正する条例について
日程第6	議案第70号	身延町公共物管理条例の一部を改正する条例について
日程第7	議案第71号	令和4年度身延町一般会計補正予算(第6号)
日程第8	議案第72号	令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第
		2号)
日程第9	議案第73号	令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)
日程第10	議案第74号	令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第
		2号)
日程第11	同意第2号	身延町教育委員会委員の任命について
日程第12	同意第3号	身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第13	同意第4号	身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第14	同意第5号	身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について
日程第15	同意第6号	身延町公平委員会委員の選任について
日程第16	請願第2号	加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実
		施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、
		及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書
日程第17	委員会の閉会に	中の継続調査について

追加日程第1 議案第75号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第7号)

追加日程第2 発議第5号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実 施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、 及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案

2. 出席議員は次のとおりである。(14人)

1番 遠藤公久 2番 深山光信 佐 野 昇 山下利彦 3番 4番 佐 野 知 世 伊藤雄波 6番 5番 望月唇良 田中一泰 7番 8番 9番 広島法明 10番 野島俊博 渡辺文子 11番 柿 島 良 行 12番 伊藤達美 上田孝二 13番 14番

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (22人)

町 長望月幹也 副 町 長 遠藤 基 教 育 長 保坂新一 総 務 課 長 佐野和紀 会計管理者伊藤克志 企画政策課長 幡 野 弘 交通防災課長 天野芳英 財 政 課 長 佐野美秀 税 課 長中山耕史 課 長 望月 務 町 民 融 福祉保健課長深沢 泉 観 光 課 長 高 野 修 子育て支援課長 松田宜親 業 課 長 大 村 産 隆 建設 課 長 千頭和康樹 土地対策課長 伊藤天心 環境上下水道課長 内藤哲也 下部支所長 深沢暢之 身 延 支 所 長 加藤千登勢 学校教育課長 望月俊也 施設整備課長佐野 生涯学習課長 青嶋浩二 彰

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(2人)

議会事務局長 若狭秀樹録 音 係 佐野 吏

## 開会 午前 9時00分

## ○議会事務局長(若狭秀樹君)

相互にあいさつを交わし始めます。

ご起立をお願いいたします。

相互に礼。

(あいさつ)

ご着席ください。

## ○議長(上田孝二君)

本日は大変ご苦労さまです。

それでは出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日は議事日程第3号により執り行います。

# 日程第1 諸般の報告を行います。

本日の説明員として、地方自治法第121条の規定に基づき出席通知のありました者の職氏名につきましては、先の会議で一覧表として配布したとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

# 日程第2 委員長報告。

(1)予算決算常任委員会に付託した認定第1号および議案第71号から議案第74号まで について、委員長の報告を求めます。

予算決算常任委員会委員長、望月悟良君。

登壇してください。

# ○予算決算常任委員長(望月悟良君)

それでは、別紙の委員会審査報告書をご覧ください。

(以下、予算決算常任委員会報告書の朗読につき省略)

#### ○議長(上田孝二君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で予算決算常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

望月委員長は自席にお戻りください。

次に(2)総務産業建設常任委員会に付託した議案第68号から議案第70号までについて 委員長の報告を求めます。

総務産業建設常任委員会委員長、伊藤雄波君。

登壇してください。

## ○総務産業建設常任委員長 (伊藤雄波君)

それでは、別紙、委員会審査報告書をご覧ください。

(以下、総務産業建設常任委員会報告書の朗読につき省略)

## ○議長(上田孝二君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で総務産業建設常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

伊藤委員長は自席にお戻りください。

次に(3)教育厚生常任委員会に付託した請願第2号について、委員長の報告を求めます。 教育厚生常任委員会委員長、渡辺文子君。

登壇してください。

# ○教育厚生常任委員長 (渡辺文子君)

それでは、別紙、請願審査報告書をご覧ください。

(以下、教育厚生常任委員会請願審査報告書の朗読につき省略)

# ○議長(上田孝二君)

以上で委員長の報告が終わりました。

委員長はその場でお待ちください。

これから委員長の報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で教育厚生常任委員会の審査報告に対する質疑を終わります。

渡辺委員長は自席にお戻りください。

これから日程に従い、討論・採決を行います。

日程第3 認定第1号 令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

渡辺文子君。

# ○12番議員(渡辺文子君)

認定第1号 令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定について。

身延町後期高齢者医療特別会計決算および身延町介護保険特別会計決算について、反対討論 いたします。

高齢者の尊厳と自己決定権を奪い、長寿を喜ばない後期高齢者医療制度が導入されてから 14年が経過しました。この制度の導入目的を当時の厚労省の役人は、医療費が際限なく上がっ ていく痛みを後期高齢者が自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと述べました。高齢者 の負担を増やし、高齢者医療費を減らしていくことが目的の制度です。 後期高齢者医療制度は、無年金の方や、これまで家族に扶養されていた方を含め、75歳以 上のすべての高齢者が保険料を支払わなければならないものです。

決算認定の審査の中で、17人の方の収入未済があり、9名の方が短期保険証です。75歳以上の後期高齢者となると、病院に行く機会も多くなると思います。短期保険証を持って受診しなければならない高齢者の気持ちを考えると胸が痛くなります。

高齢者いじめの後期高齢者医療制度は廃止をして、老人医療制度に戻すべきです。

介護の社会化の期待を背負い、2000年4月に始まった介護保険は利用者数や事業者数が 大幅に増え続けています。より多くの高齢者に公的介護サービスを届ける環境を整えてきたと いう点で、介護保険が大きな役割を果たしてきたことは事実です。

しかし一方で、介護を巡る厳しい現実があります。経済的な事情で、必要な介護サービスを 利用できないケースは後を絶たず、家族の介護を理由する離職者は毎年10万人前後で推移を しています。介護現場では深刻な経営難と慢性的な人手不足が続いていて、事業の継続に支障 をきたしかねない事態も生まれています。

これまで相次ぐ制度の見直しで給付は削られ、利用者負担は引き上げられ、介護報酬は低く抑えられる一方、介護保険料は上昇し続けてきました。

介護保険料が高くて払うのが大変という声が多く聞かれます。年金から天引きできない普通 徴収の方の介護保険料の収入未済額も昨年と同様にあります。そんな中でも町の担当や介護の 現場の皆さんは、コロナ禍の中でも献身的に努力を続けてくれています。

経済的な心配をせず、必要なときに必要なサービスを利用、提供できる介護保険制度にすべきです。

以上です。

#### ○議長(上田孝二君)

次に、原案に賛成者の発言を許します。

遠藤公久君。

#### ○1番議員(遠藤公久君)

認定第1号 令和3年度身延町一般会計及び特別会計歳入歳出決算認定についてのうち身延 町後期高齢者医療保険特別会計決算および身延町介護保険特別会計決算について、賛成の立場 で討論をさせていただきます。

後期高齢者医療制度は、原則的に75歳以上の方が加入する独立した医療制度です。高齢者の医療費が増大傾向にある中で、1983年に制定された従来の老人保健制度見直し、2008年に後期高齢者医療制度が施行されました。様々な議論はあったものの、財源の一部を75歳以上の高齢者が負担することとなりました。

従来の老人保健制度の財源は公費が50%、国民健康保険と社会保険からの支援金が50%で成り立っていましたが、後期高齢者医療制度では、国保と社保から支援金の負担割合を40%に減らし、削減した10%を75歳以上の高齢者の保険料に割り当てることにしました。

団塊の世代が75歳以上になり始める本年令和4年度以降、現役世代の負担が一層重くなるおそれがある中、現役世代の負担上昇抑制のため、本年10月1日より窓口負担は一般所得者は1割負担、現役並みの所得者は3割負担に加え、一定以上の所得のある被保険者全体の約20%に当たる方々にも2割負担となります。

導入当初から高齢者いじめなどという批判がありましたが、ほかの健康保険制度全体とバラ

ンスを取りながら、国民皆保険制度を守るためにも必要な制度であり、本身延町も負担分として一般財源から2億8,032万9,536円を繰り入れ、決算を行いました。

増大する高齢者の医療費は、日本の大きな社会問題の1つです。様々な課題はあるにしても、 今日まで国の発展に貢献してくれた高齢者たちが病気やケガを完治し、健康で元気な生活を取り戻すことが最も重要なことであると考え、認定第1号のうち身延町後期高齢者医療保険特別会計決算について賛成の討論といたします。

続けて、身延町介護保険特別会計決算について賛成の立場で討論をさせていただきます。

平成12年度からスタートした介護保険制度は、介護サービスの利用者が増加し、制度に対する理解も深まるなど、町民の老後における介護の不安を解消する制度として、8期目を迎え定着しているところと考えます。

超高齢者社会を迎え、介護給付に要する費用の増加は避けられないのが現状です。低所得者保険料の高騰抑止のため、低所得者保険料軽減繰入金2,856万6,820円を含む合計3億4,457万1,533円を一般財源より繰り入れ、保険料値上げの抑制の努力を行い、子どもや孫の世代に負担を残さないようにしながら、本事業を行った努力が認められます。

当町においては、介護保険制度を円滑に実施するために、介護保険事業計画に基づき介護保険財政制度の健全化を図りつつ、実施事業の検証、生活困窮者への配慮、介護予防や相談支援事業の推進に努めているとも認められます。

よって、認定第1号のうち身延町介護保険特別会計決算について賛成の討論といたします。 以上です。

### ○議長(上田孝二君)

次に反対討論はありませんか。

(なし)

反対討論がないので、討論を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

認定第1号に対する委員長の報告は、認定すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 多 数 )

挙手多数であります。

よって、認定第1号は委員長の報告のとおり認定することに決定しました。

日程第4 議案第68号 身延町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第68号を採決します。

お諮りします。

議案第68号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。 委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第68号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第69号 身延町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を 改正する条例についての討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第69号を採決します。

お諮りします。

議案第69号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第69号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第70号 身延町公共物管理条例の一部を改正する条例について討論を行います。 まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号を採決します。

お諮りします。

議案第70号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第70号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第7 議案第71号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第6号)の討論を行います。 まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第71号を採決します。

お諮りします。

議案第71号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第71号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第8 議案第72号 令和4年度身延町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の討論を 行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第72号を採決します。

お諮りします。

議案第72号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第72号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第9 議案第73号 令和4年度身延町介護保険特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第73号を採決します。

お諮りします。

議案第73号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(挙手全員)

挙手全員であります。

よって、議案第73号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第10 議案第74号 令和4年度身延町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第74号を採決します。

お諮りします。

議案第74号に対する委員長の報告は、可決すべきものとするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第74号は委員長の報告のとおり可決されました。

日程第11 同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について

日程第12 同意第3号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第13 同意第4号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第14 同意第5号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について

日程第15 同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について

以上の同意5案件については、人事案件であるため討論を省略し、採決を行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、同意第2号から同意第6号までは討論を省略し、直ちに採決に入ることに決定しました。

これから同意第2号 身延町教育委員会委員の任命について採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第2号は山梨県南巨摩郡身延町常葉2437番地、馬場泰氏、昭和32年10月 10日生まれに同意することに決定しました。

これから同意第3号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。 なお、採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第3号は山梨県南巨摩郡身延町久成1543番地、秋山和子氏、昭和27年4月2日生まれに同意することに決定しました。

これから同意第4号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。 なお、採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第4号は山梨県南巨摩郡身延町三澤728番地2、高野恒徳氏、昭和28年 10月8日生まれに同意することに決定しました。

これから同意第5号 身延町固定資産評価審査委員会委員の選任について採決を行います。 なお、採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第5号は山梨県南巨摩郡身延町門野1097番地、柿島利巳氏、昭和34年2月16日生まれに同意することに決定しました。

これから同意第6号 身延町公平委員会委員の選任について採決を行います。

なお、採決は起立によって行います。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、同意第6号は山梨県南巨摩郡身延町西嶋1243番地、笠井一雄氏、昭和28年4月2日生まれに同意することに決定しました。

日程第16 請願第2号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための請願書の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論はありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから請願第2号を採決します。

お諮りします。

請願第2号に対する委員長の報告は、採択とするものです。

委員長の報告のとおり決定することに賛成する諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、請願第2号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

# 日程第17 委員会の閉会中の継続調査について。

総務産業建設常任委員会委員長、教育厚生常任委員会委員長、議会運営委員会委員長、議会 広報編集委員会委員長および議会改革推進特別委員会委員長から委員会において調査中の事件 について会議規則第75条の規定によって、お手元に配布した申出書のとおり閉会中の継続調 査の申し出がありました。

お諮りします。

各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定しました。お諮りします。

本日、補正予算案1件と請願第2号の採択に伴う意見書案1件が提出されました。 この案件を本日の日程に追加し、審議することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、追加提出されました議案を本日の日程に追加することに決定しました。 ここで追加の議事日程配布のため、暫時休憩といたします。

再開は9時55分とします。

休憩 午前 9時42分

再開 午前 9時55分

# ○議長(上田孝二君)

休憩前に引き続き、議事を再開します。

追加日程第1 議案第75号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第7号)を議題とします。 町長から、本案について提案理由の説明を求めます。

望月町長。

# ○町長 (望月幹也君)

それでは、追加議案第75号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第7号)について、ご 説明を申し上げます。

歳入歳出予算の補正の欄のみ、ご説明したいと思います。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ498万4千円を追加し、歳入歳出予算の 総額を歳入歳出それぞれ112億6,528万4千円とするものでございます。

なお、この件につきましては、先の委員会でご説明をさせていただきましたが、東京ガール ズコレクションへの出店に要する経費ですので、このあと、また財政課長から詳細については 説明をさせていただきますので、ご議決をいただきますようよろしくお願いいたします。

## ○議長(上田孝二君)

次に、議案第75号の内容説明を求めます。

佐野財政課長。

## ○財政課長(佐野美秀君)

議案第75号 令和4年度身延町一般会計補正予算(第7号)について、お手元の概要書により説明させていただきます。

1ページをご覧ください。

今回の補正予算でありますが、「東京ガールズコレクションフェス山梨2022」に特化しました補正予算になります。

背景につきましては、概要書のとおりであります。

それでは、歳入予算についてご説明いたします。

財源といたしましては、20款繰越金413万4千円、21款諸収入、出店ブースの販売収入85万円を計上いたしました。

2ページをお開きください。

歳出予算につきまして、ご説明いたします。

7款商工費について、説明いたします。

2項1目観光費、細目2観光宣伝事業費498万4千円計上いたしました。事業費の内訳につきましては、需用費、消耗品費に137万2千円計上いたしました。これは販売用の、みのワングッズおよびあけぼの大豆商品の購入費であります。

委託料、その他業務委託料に276万2千円計上いたしました。これは東京ガールズコレクションの出店ブースの支援のための委託業務費であります。

負担金補助及び交付金、その他の負担金75万円につきましては、東京ガールズコレクション出店ブースの協賛金および設備使用の負担金であります。

以上で議案第75号の内容説明とさせていただきます。

ご審議をよろしくお願いいたします。

## ○議長(上田孝二君)

以上で町長の提案理由と担当課長の内容説明が終わりました。

これから議案第75号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で、議案第75号の質疑を終わります。

これから、議案第75号の討論を行います。

まず原案に反対者の発言を許します。

討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第75号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することについて賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決することに決定しました。

追加日程第2 発議第5号 加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案についてを議題とします。

提出者の説明を求めます。

深山光信君、登壇してください。

深山光信君。

○2番議員(深山光信君)

発議第5号

令和4年9月16日

身延町議会議長 上田孝二殿

提出者

身延町議会議員 深山光信 替成者

身延町議会議員 渡辺文子 身延町議会議員 遠藤公久

加配定数の振り替えによらない小学校三十五人学級の実施、中学校での三十五人学級の実施、 教職員定数改善、及び義務教育費国庫負担制度拡充を図るための意見書案

上記の議案を、別紙のとおり身延町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

#### 提案理由

子どもたちのゆたかな学びを実現するため、小中学校における三十五人学級推進、教職員の長時間労働是正のため、教職員定数の改善、教育の機会均等水準確保、無償制の維持のため、義務教育費国庫負担制度を堅持することと教育条件の格差解消を図るため、地方交付税を含む国における教育予算を拡充すること等の意見書を政府関係機関に対し提出します。

これがこの議案を提出する理由であります。

意見書案は配布してあるとおりであります。

以上であります。よろしくお願いいたします。

# ○議長(上田孝二君)

以上で提出者の説明を終わります。

深山光信君はその場でお待ちください。

これから発議第5号の質疑を行います。

質疑ありませんか。

(なし)

質疑がないので、質疑なしと認めます。

以上で発議第5号の質疑を終わります。 深山光信君は自席にお戻りください。 これから発議第5号の討論を行います。 まず原案に反対者の発言を許します。 討論ありませんか。

(なし)

討論がないので、討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第5号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり可決することについて、賛成の諸君の挙手を求めます。

( 挙 手 全 員 )

挙手全員であります。

よって、発議第5号は原案のとおり可決することに決定しました。 以上をもちまして、本定例会に付議されました案件はすべて議了しました。 ここで町長からあいさつの申し出がありましたので、これを許します。 望月町長。

# ○町長(望月幹也君)

皆さま、大変お疲れさまでございました。

令和4年身延町議会第3回定例会の閉会にあたり、一言お礼のごあいさつを申し述べさせて いただきます。

本定例会は去る9月6日に開会をし、本日までの9日間、上田議長のもと私どもが提出いたしました本日追加の1議案を含め認定1件、報告1件、議案8件、同意5件につきまして真摯にご審議をいただき、すべての提出案件につきまして、ご認定、ご議決、ご同意をいただく中で無事閉会を迎えることができました。議員の皆さまのご協力に重ねて敬意と感謝を申し上げたいと存じます。

本会議でご議決いただきました補正予算を含めた令和4年度の各予算執行につきましては、 財政の健全化を図りながら、町民ファーストの事業執行に努めてまいります。

職員ともども知恵を出し合って、引き続き最善を尽くしてまいりますので、議員の皆さまに は今後もなお一層のご指導、ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

ここで1点、ご報告をさせていただきたいと思います。

本議会開会中の9月13日に総務省より発表がありましたが、このたび五条ヶ丘活性化推進協議会、深山議員が長く会長を務められておりましたが、現在は会長は小林真さんに代わったようでございます。この五条ヶ丘の活性化推進協議会が令和4年度過疎地域持続的発展優良事例表彰における全国過疎地域連盟会長賞の受賞が決定いたしました。これは総務大臣表彰と並ぶ表彰でして、総務大臣表彰が4団体、この会長賞が4団体、全国で8団体が表彰となっております。

この表彰は、過疎地域の持続的発展と風格の醸成を目指した過疎地域の取り組みを奨励する もので、過疎地域持続的発展優良事例表彰委員会において、五条ヶ丘活性化推進協議会が実施 する廃校舎を利用した校庭キャンプの実施や地域の情報を載せた手作り地図の配布などの地 元の資源や施設を活用した取り組みが優れた成果をあげた過疎対策の先進的モデル的事例と してふさわしく、地域の特性を活かした創意工夫ある優良事例であると評価されたものでございます。

なお、表彰式は10月20日(木曜日)に熊本県熊本市において、全国過疎問題シンポジウムにおいて執り行う予定でございます。

以上、報告とさせていただきます。

五条ヶ丘の皆さんには、本当におめでとうございました。

コロナ感染がなかなか収まりません。かえって増えているような状況です。最近、山梨では、 前の週よりも減ってはいるんですが、身延もゼロになったことがここのところなくて、いつも 感染者が出ております。

また、9月も半ばとなりましたけども、朝夕もだいぶ涼しくなったと感じるのは私だけではないかと思います、皆さんもだと思いますが、まだまだ日中は厳しい残暑が続いておりますので、健康には十分ご留意をいただきまして、町民福祉向上のため引き続きのお力添えをよろしくお願いいたします。

簡単ではございますけども、閉会にあたってのあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

# ○議長(上田孝二君)

町長のあいさつが終わりました。

会議規則第7条の規定によって閉会したいと思いますが、これにご異議ありませんか。 (異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本定例会はこれで閉会することに決定しました。

会期の11日間、議員各位には慎重に審議していただき無事定例会を終了することができました。これも関係各位のご協力によるものと感謝申し上げます。

各位におかれましては、健康に十分留意し、町政発展のためになお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げ、これをもちまして令和4年第3回身延町議会定例会を閉会とします。 大変ご苦労さまでした。

# ○議会事務局長(若狭秀樹君)

相互にあいさつを交わし終わります。

ご起立をお願いします。

相互に礼。

お疲れさまでした。

閉会 午前10時12分

上記会議の経過は、委託先(株)東洋インターフェイス代表取締役薬袋東洋 男が録音テープから要約し、議会事務局長若狭秀樹が校正したものであるが、 その内容に相違ないことを証するため、議長により署名する。

議 長

署名議員

同 上

同 上